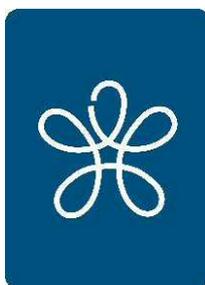


公益財団法人大学基準協会
令和3年度 大学評価申請

近畿大学 自己点検・評価報告書

令和2年度



近畿大学自己点検・評価委員会

目次

序章	p.1
本章	
第1章 理念・目的	p.4
1. 現状説明	p.4
2. 長所・特色	p.6
3. 問題点	p.7
4. 全体のまとめ	p.7
第2章 内部質保証	p.8
1. 現状説明	p.8
2. 長所・特色	p.24
3. 問題点	p.25
4. 全体のまとめ	p.25
第3章 教育研究組織	p.28
1. 現状説明	p.28
2. 長所・特色	p.32
3. 問題点	p.33
4. 全体のまとめ	p.35
第4章 教育課程・学習成果	p.37
1. 現状説明	p.37
2. 長所・特色	p.52
3. 問題点	p.56
4. 全体のまとめ	p.57
第5章 学生の受け入れ	p.60
1. 現状説明	p.60
2. 長所・特色	p.66
3. 問題点	p.66
4. 全体のまとめ	p.68

第6章 教員・教員組織	p.70
1. 現状説明	p.70
2. 長所・特色	p.75
3. 問題点	p.76
4. 全体のまとめ	p.77
第7章 学生支援	p.79
1. 現状説明	p.79
2. 長所・特色	p.86
3. 問題点	p.87
4. 全体のまとめ	p.87
第8章 教育研究等環境	p.89
1. 現状説明	p.89
2. 長所・特色	p.95
3. 問題点	p.96
4. 全体のまとめ	p.97
第9章 社会連携・社会貢献	p.98
1. 現状説明	p.98
2. 長所・特色	p.106
3. 問題点	p.108
4. 全体のまとめ	p.109
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	p.110
1. 現状説明	p.110
2. 長所・特色	p.117
3. 問題点	p.118
4. 全体のまとめ	p.119
第2節 財務	p.120
1. 現状説明	p.120
2. 長所・特色	p.121
3. 問題点	p.123
4. 全体のまとめ	p.124
終章	p.125

序 章

近畿大学（以下、本学）は、大正 14 年（1925 年）創立の大阪専門学校と、昭和 18 年（1943 年）創立の大阪理工科大学を母体として、昭和 24 年（1949 年）新学制により設立され、令和 3 年 4 月現在、14 学部 48 学科、大学院 11 研究科、2 つの短期大学、17 の研究所、2 つの総合病院を擁する総合大学である。「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神とし、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人」を育成することを教育の目的として、創設者世耕弘一の「学びたい者に学ばせたい」との思いを結実させた、常に未来を志向する「未来志向性総合大学」として進化の道を切り拓き続けている。

本学では、大学改革・内部質保証体制の確立と推進のため、平成 19 年 4 月からの第 1 次教育改革、平成 21 年 10 月からの第 2 次教育改革を経て、平成 27 年 7 月から第 3 次教育改革に取り組んでいる。この第 3 次教育改革では、近畿大学未来戦略機構、21 世紀教育改革委員会、教育改革推進センター、自己点検・評価委員会をはじめ、様々な組織の連携により、改革のための取り組みと点検・評価活動に取り組んでいる。

大学認証評価については、第 1 期を平成 19 年度（2007 年）に、第 2 期を平成 26 年度（2014 年）に申請・受審し、いずれも「大学基準協会の大学基準に適合している」との評価を受けた。前回の第 2 期認証評価では、2 項目の「改善勧告」と 9 項目の「努力課題」の指摘を受けた。改善が必要となる指摘事項に対して真摯に受け止め、全学的な検討および改善活動を行い、本学として平成 30 年 7 月に改善報告書を提出した。前回の認証評価での指摘事項、改善活動、改善報告書検討結果は、次のとおりである。

【改善勧告】

1) 農学研究科での大学院編入に伴う修得単位認定の是正

2) 入学定員に対する入学者数比率、および収容定員に対する在籍比率の是正

1) については、学則の改定により改められ、改善報告書検討結果でも改善事項として認められた。一方、2) については、事務部長会議、学部長会議、大学協議会等において、適正な定員管理を行い、教育条件を確保するよう周知徹底し、「アクションプラン」を各学部・研究科に求め、自己点検・評価委員会で達成度評価するといった一連の取り組みにより改善を進めてきた。しかし、令和元年 5 月の改善報告書検討結果では、医学部医学科については、入学者数比率、在籍比率が依然高いとの指摘を受けた。改善努力は、以降も継続的に続けており、医学部医学科を除く全学部・学科において入学者数比率、在籍比率とも基準を満たすことができている。一方、医学部医学科では、入学者数比率を 1.00 にできたものの、留年者数が多いことから在籍比率は 1.08 で依然基準を超えており、学修指導体制を含む新たな改善策を開始しているところである。

【努力課題】

- 1) 法務研究科の人材養成・その他の教育研究上の目的に関する学則での明記
- 2) 大学院研究科「学位授与方針」における修得しておくべき学習成果の明記
- 3) 農学研究科および産業技術研究科「教育課程の編成・実施方針」における記載内容の不備
- 4) シラバスの教員間精粗、兼任教員のシラバス内容検証
- 5) 「学則」、「大学院学則」での「単位の定義」の明確化
- 6) 一部の大学院研究科における FD 活動の不備
- 7) 大学院修業年限後の学位授与に関する規定上の問題点
- 8) 大学院医学研究科の学位論文の審査体制（主査担当者）に関する問題点
- 9) 学部の入学者数超過、大学院の定員未充足

1)、3)、4)、5)、7)、8) については、直ちに改善が行なわれ、令和元年5月の改善報告書検討結果でも改善事項として除外、あるいは改善が認められる事項として記載された。2) については、改善報告書検討結果において、「産業理工学研究科生物環境化学コース博士後期課程においては、学位論文審査基準を記載するに留まっており、不明確である」との指摘を受けたため、直ちに改善を行い、全研究科での対応を終えた。6) については、前回の認証評価以降に改善が行なわれたが、改善報告書検討結果では、総合文化研究科、生物理工学研究科に対して依然として不備であることが指摘されており、現在、この改善を進めている。最後に9) については、入学者数超過は解消されたものの、大学院定員未充足については引き続き改善が必要であり、奨学金を含む経済支援、説明会などの広報活動を通じて改善を図っているところである。

8) については、現在では博士論文審査における透明性・公平性・公正性を担保するため、医学研究科以外の他の研究科においても博士論文の主査は指導教員以外の研究科教員とする体制が整えられている。

平成26年度の大学基準協会による大学認証評価受審を契機に、新たなスタートを切った第3次教育改革では、教育・研究をはじめ、大学での様々な取り組みについて改善活動が進んだ。まず、組織体制としては、全学的内部質保証に関して責任を負う組織である「近畿大学未来戦略機構」が立ち上がり、これまでの教育改革・教育改善のサイクルを回す組織である21世紀教育改革委員会、教育改革推進センター、自己点検・評価委員会と合わせて、PDCAの責任体制が明確化し、サイクルを推進・加速し、学長のガバナンス強化を実質化する司令塔ができた。また、自己・点検評価を毎年実施して点検評価報告書を作成することに加え、平成28年度のIRセンターの設置、Check機能の客観性、公平性を高め、社会のニーズを受け入れるという観点から平成29年度より開かれることになった外部評価委員会、アセスメントポリシーの策定、などが全学的取り組み事項として特に挙げるができる。

「自己点検・評価委員会」では、これまで各部署の基準で行われていた恒常的な自己点検活動を大学全体として統一性のとれた活動となるよう、大学全体のプランに沿った改革のアクションを示すことを求めている。年度ごとに努力課題と改善項目に対して、各学部・研究科でアクシ

コンプラン（3ヶ年改善計画）を作成し、学部長または研究科長がそれぞれ達成度を評価した上で自己点検・評価委員会に報告する、という取り組みも改善活動の有効な手段として導入された。

その他、教育研究組織、教育内容、教員組織、学生支援などの改善活動に関する詳細は、各章の記述に譲ることとする。なお令和2年度には、「学校法人近畿大学中期計画」が策定され、教育改革、研究推進、グローバル化、病院機能、経営戦略、附属学校について、それぞれ指標が設定された。本学では、具体化された中期計画のもと、今回の自己点検・評価結果を踏まえ、建学の精神の実現、教育の目的の達成に向け、内部質保証を推進して、引き続き改革・改善を進めていく所存である。

また、令和2年度（2020年度）は、全世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学内入構制限、メディア授業、3密防止対策、危機下での学生支援など、全てが異例の対応をすることになった。メディア授業については、教育改革推進センター主導のもと、総合情報基盤センター、総合情報システム部の連携により円滑な導入がなされ、トラブルを殆ど経験することなく実施・運営することができた。また、授業水準、学習効果、成績評価、達成度なども平年と変わらないレベルを維持することができ、異常事態の中にあっても内部質保証システムが機能した証左となる。新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、教育の変革、特にICT教育の導入を加速したが、これによって得られたノウハウや成果もまた貴重な情報として教育改善に活かしていきたい。

この「近畿大学自己点検・評価報告書（令和2年度）」は、前回の大学認証評価以降の点検・評価および改善活動を取りまとめたものであるが、大学基準協会の大学認証評価で審査される報告書であると同時に、本学教職員一同が自己改善サイクルを認識し、今後の大学改革への意識を向上させる資料となることを期待している。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

本学は「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神として、教育の目的に「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成することにある。」を掲げ、「広い教養に裏打ちされた人格とチャレンジ精神をもって未来を志向しつつ、実践的学問すなわち実学の発展に貢献することのできる人材を育成して、社会に送り出すこと」を全学的な取り組み事項と定め、教学展開ならびに大学運営の拠所としている(1-1【ウェブ】)。ここにいう「実学」とは、必ずしも直接的な有用性を志向するだけでなく、現実に立脚しつつも、歴史的展望をもち、地に足をつけて、しなやかな批判精神やチャレンジ精神を発揮できる、創造性豊かな人格の陶冶を志向するものである。「自主独往の気概に満ち」、生涯にわたって自己の向上に励み、社会を支える高い志を持つことが「人に愛され、信頼され、尊敬される」ことにつながり、このような人材を社会に送り出すことが、本学の目指す社会的使命である。知識基盤社会に転換しようとする今日の日本にとって、幅広く日々進歩する知識と柔軟かでしなやかな思考力の育成に努めることは、本学が社会に役立つ教育研究機関であろうとすることの証左にほかならない。14 学部 11 研究科および法科大学院の特色を活かしながらも共に手を携えて、「実学教育」と「人格の陶冶」の融合を目指そうとする本学は、この建学の精神および教育の目的に沿って、「近畿大学教育方針」(1-2【ウェブ】)を総合大学全体の教育の方向性として定めており、これに基づいて各学部・研究科もその個性的な特徴に適合する教育方針を定めている。

「建学の精神」と「教育の目的」に基づき、全学部・学科で、各学部・学科の教育・研究分野の特徴に沿って「教育研究の理念と目的」、「育成する人材像」、「カリキュラム編成上の特色」等を適切に定め、これを学則に記載している(1-3【ウェブ】)。また、各研究科・専攻(平成26年以降に新設・改組された総合文化研究科日本文学専攻、英語英米文学専攻、文化・社会学専攻、心理学専攻、生物理工学研究科生体システム工学専攻博士前期課程[以上、平成26年4月]、総合理工学研究科建築デザイン専攻、産業理工学研究科産業理工学専攻博士後期課程[以上、平成27年4月]、生物理工学研究科生体システム工学専攻博士後期課程[以上、平成28年4月]を含む)においても、「教育研究の理念と目的」、「育成する人材像」を適切かつ具体的に定め、学則に記載している(1-4【ウェブ】)。平成26年度の大学評価(認証評価)の指摘事項である法務研究科(法科大学院)については、平成27年4月に「近畿大学法科大学院 教育・研究の目的について」と題して「法科大学院の教育研究の理念と目的、育成する人材像」、「法科大学院の学習・教育目標」、「法科大学院のカリキュラム編成上の特色」を適切に定め、学則に記載する(1-5【ウェブ】)とともに改善報告書の改善事項にそのことを明記している。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学・学部・研究科の理念・目的は、前述の通り近畿大学学則および学則別記に掲げて、在学生および教職員に対しては講義や研修会による教育・研修および冊子などの媒体などを通じて周知を図り、併せて大学ホームページで一般社会に向けて公表している（1-6【ウェブ】）（1-7【ウェブ】）。

新任教員を対象に春期と秋期に年2回研修会を平成25年度から継続的に開催している。春期研修会では新任教員向け自校学習を実施し、広島キャンパスおよび福岡キャンパスの新任教員視聴用の研修会録画映像（DVD）を作成して各学部配付している（1-8）。なお、令和2年度に関しては、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となったが、令和3年度の新任教員研修会において、令和2年度採用者も参加することとなった。

本学では、建学の精神および教育の目的について、出版物の刊行や「不倒館」（創設者世耕弘一記念室、平成21年設立）における展示を通じて、大学構成員のみならず一般社会に発信している（1-9～11）。これらの出版物については、全学共通教養科目として開講されている「自校学習」において学習教材（参考書）に指定する学部もある（1-12）。大学ホームページにおいても「建学の精神／教育の目的」および「近畿大学教育方針」を掲出しており、大学構成員のみならず社会に対する公表もしているほか、平成27年には、本学と社会との関わりについて社会貢献も含めて解説したリーフレット（1-13）を制作し、主に官公庁向けに配布した。

新入生ができる限り早い段階から、本学の建学の精神ならびに教育の目的および方針を理解し、本学において自ら学ぶ意欲を高めて、その主体的な学修の嚆矢とすることを企図している。具体的には全学の新入生に対して以下に示す教育課程内外で、建学の精神等を説明し、さらに、在学生・卒業生の学内外での活躍の紹介等を通じて本学の教育成果に関する共通認識を涵養している。

- a) 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からインターネットを用いた「近畿大学サイバー入学式2020」を開催し、建学の精神ならびに教育の目的および方針を、創設者のエピソードなどを交えつつ、映像を用いて紹介した（1-14）。
- b) 授業開始までに、全学部において新入生を対象にオンラインにてオリエンテーションを開催し、教育課程の概要や単位履修の仕組み等と併せて大学および学部・学科・コース等の教育研究の理念と目的を説明し、学修の心構えを説いている。例えば薬学部では、新入生の登校日を設定し、学部独自のオリエンテーションを実施している。薬学部の紹介と全教員の紹介を行っており、登校できなかった学生向けにライブ配信も行っている。さらに、担当教員による薬学部施設見学、研究室見学とキャンパスツアーを行っており、キャンパスツアーについては映像配信も行っている。
- c) 共通教養科目に「自校学習」または「建学のこころ」（法学部、経済学部、経営学部、理工学部、薬学部、農学部、文芸学部、建築学部、産業理工学部）を設け、在校生を対象として、

大学・学部・学科の歴史と展望および教育理念等について講義すると共に、図書館等大学の施設および各学部・学科等の附置機関について説明している。また、自校学習映像教材として映像教材2編を作成・配布し、創設者の本学建学の理念、今日の教育目標等について、本学の歴史や近年の研究トピックス等と共に説明し、さらに教育の成果である卒業生の優れた社会的業績を紹介している(1-8)(1-15)。本科目の運用は各学部・学科の裁量に委ねられているが、設置にあたっては全学共通教育機構において大枠が定められている。

- d) 自校学習による建学の精神および教育の目的等に関する説明は、平成24年度以降継続して実施されている(1-12)。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

建学の精神および教育の目的に基づいた教育・研究上の目的については、カリキュラムの改定や入学試験制度の変更などの検討に際して、全学的な観点から大学協議会および大学院委員会、その整合性を検討してきた。さらに、平成27年度から、全学の自己点検・評価委員会と各学部・研究科の自己点検・評価委員会がPDCAサイクルの点検・評価に継続的に携わることとされ、内部質保証を担保する定期的な検証システムが整備されている。

令和2年度に学校法人近畿大学中期計画を策定し、令和7年3月31日までに本法人が目指すべき中期的な目標と計画を定めている(1-16)。具体的には、建学の精神を活かした人材育成、学生満足度を意識した教育の提供、世界水準の研究の展開、グローバルに強い大学、を目指している。さらに、質の高い医療の提供と病院経営における財政体質の確立と強固な財政基盤と機動的・戦略的な経営体質の確立を目標として設定している。近畿大学では、中期計画に基づき事業計画を策定し、各部門においては部署目標・個人目標を設定していく。さらに中期計画については毎年度進捗状況を検証し、時代の変化に迅速に対応するための見直しも柔軟に行っていく。

(2) 長所・特色

本学は、「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神として設立され、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成することにある。」を教育の目的に定め、現実に立脚しつつも、歴史的展望をもち、地に足をつけて取り組むことができる創造性豊かな人格の陶冶を社会的使命として教育や研究に取り組んできた。このことは学則に明文で定めると共に、履修要項、シラバスに記し、履修指導などの機会を利用して学生に説明し周知を図り、さらに大学ホームページを通じて社会に対しても公開・発信している(1-6【ウェブ】)。その上で知識基盤社会に転換しつつある21世紀の日本において必要とされる知識と思考力の育成を目指し、総合大学として実践的学問の発展に努めるという教育方針を建て、これに基づいて教育および研究の活動に取り組んでいる。

各学部・研究科も独自の教育の理念・目的を設定し、これに基づく教育方針のもと、大学としての活動に従事している（1-3～5【ウェブ】）。さらに、全学の自己点検・評価委員会と各学部・研究科の自己点検・評価委員会がPDCAサイクルの点検・評価に継続的に携わるシステムを確立し、適切な検証を実施している。各学部・研究科においても独自のPDCAサイクルによる検証システムが確立されている。

その結果、理念・目的等の策定・点検にあたって、各学部・研究科が責任をもって検討することはもちろん、21世紀教育改革委員会学士力強化検討委員会がこれらの適切性について学部・学科・研究科と連携して全学的な見地から検討する体制が整えられ、斉一性のとれた理念・目的・教育方針等の策定と公開が実施されている。また、この全学的取り組みによって、教育理念・目的・方針等についての認識およびこれらに則した教育研究活動の必要性についての認識を全学的に共有することができた。

（3）問題点

各学部・研究科で教育の目的・人材育成目標が適切に遂行されているかを定期的に調査し、評価することが重要である。また、授業評価アンケートや卒業生アンケートに加え、企業への聞き取りを行い、かつ、社会での活躍が目覚ましい卒業生への追跡調査やヒアリングを実施しているが、得られたデータの分析を進め、目標設定に反映することが望まれる。

（4）全体のまとめ

本学の建学の精神および教育の目的は適切に策定され、教育方針の策定・改定と教育目標を含めた全学的な検証は、21世紀教育改革委員会学士力強化検討委員会を中心に進められており、加えて、全学的な自己点検・評価委員会と各学部・研究科の自己点検・評価委員会により、PDCAサイクルの点検・評価が継続的に実施されてきた。

今後は本学の教育の理念・目的および方針の適切性について定期的な検証システムが効果的に機能しているかをさらに点検しながら、持続的・継続的な改善に努め、教育課程や入口（入学時）・出口（卒業後）の改革等に際しても改善・検証を行う必要がある。

本学は、大学の建学の精神および教育研究目的および教育方針を制定し、これを社会に発信することに努めてきたが、今後もこれを深化・実質化していくことと点検・改善を継続することが重要である。

さらに中期計画に基づき、本法人が目指すべき中期的な目標と計画に掲げられた事業計画を策定するとともに各部門の目標を設定していく。加えて、中期計画については、毎年度進捗状況を検証し、時代の変化に迅速に対応するために見直しも柔軟に行っていく。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

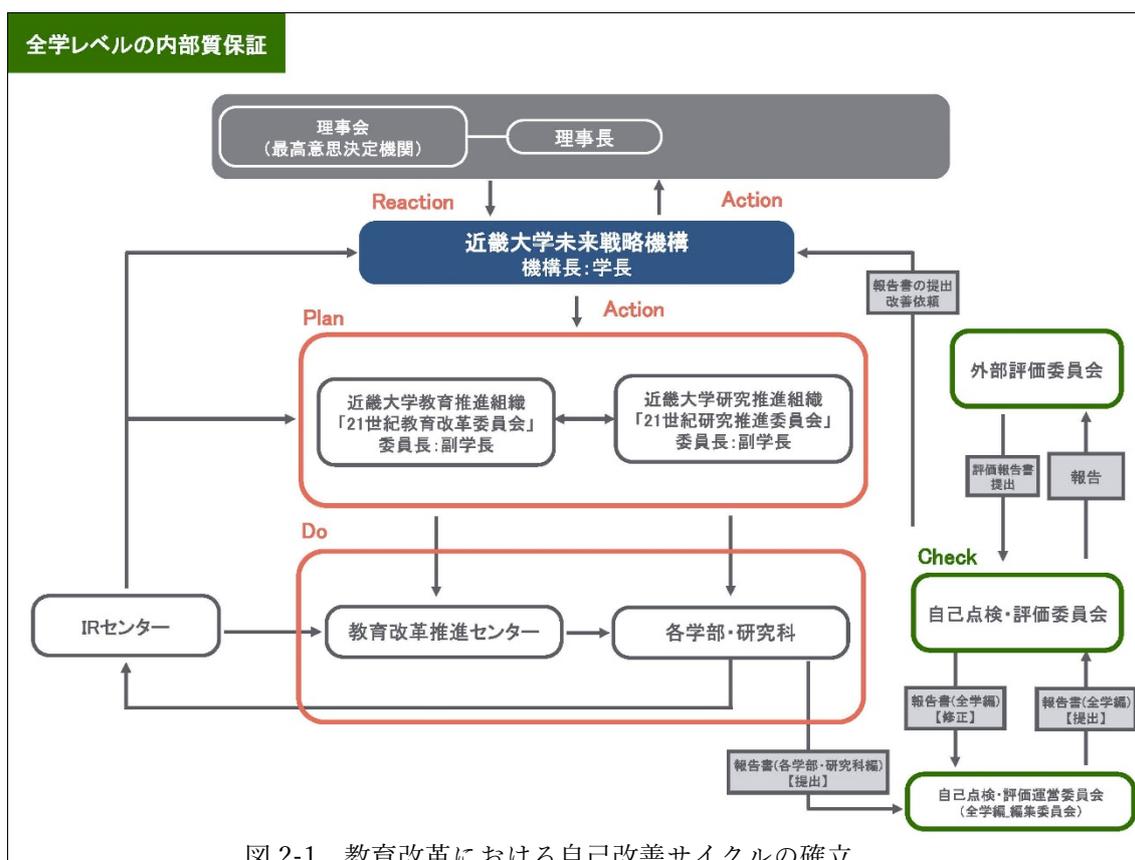
<内部質保証に関する大学の基本的な考え方>

本学では、教育研究水準の向上を図り、大学の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表することを学則に定めている(2-1【ウェブ】)。そして、内部質保証に関する大学の基本的な考え方およびその方針や手続きは、近畿大学内部質保証方針に明示されている(2-2)。

<内部質保証の推進を担う全学的な組織と体制>

近畿大学内部質保証方針には、内部質保証の推進を担う全学的な組織と体制が次のように示されている。まず、大学の最高意思決定機関である理事会およびその代表である理事長のもとで、教育・研究の戦略的司令塔機能を担う近畿大学未来戦略機構が、部局横断的異分野融合領域の教育・研究の醸成に取り組むとともに、内部質保証を全学的に推進する役割を担っている(2-3)。そして同機構のもとで、自己点検・評価委員会が全学の教育研究等の現状や教育改革事項の進捗状況を把握し、それらの有効性と適切性を定期的に検証する役割を果たしている(2-4【ウェブ】)。さらに、各学部・研究科にもそれぞれ自己点検・評価委員会が設けられている。近畿大学未来戦略機構は、学内の自己点検・評価作業を担うこれらの委員会を統括する形で内部質保証推進の責任主体となっており、自己点検・評価委員会による検証結果を踏まえて教学の改善・向上のための中・長期的構想を立案し、具体的な行動計画の作成と運用を指示する立場にある(2-5)。

なお、平成26年度の大学評価(認証評価)において、自己点検・評価活動の定期的な実施について明文化し、内部質保証の責任体制や手続き等を明確にするよう指摘を受けた(2-6)。これに対応して本学では、内部質保証のための規程や組織の整備を進め、教育・研究改革を目的とした自己改善サイクルの組織を図2-1のように確立させた。



点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

<内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備およびそのメンバー構成>

本学では、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、前述のように近畿大学未来戦略機構を設置している。その教学マネジメントのもとにある諸組織と各メンバーや、内部質保証を推進するためのPDCAサイクルは次の(1)～(4)のように構成されている(図2-1)。

(1) Plan：21世紀教育改革委員会、21世紀研究推進委員会

両委員会は、近畿大学未来戦略機構に直属する教育・研究改革推進組織として、建学の精神を活かした教育・研究の改善と充実のための具体的な計画案作成の役割を担う(2-7)(2-8)。このうち、21世紀教育改革委員会は、その傘下に学士力強化検討委員会、学生生活支援検討委員会、大学院改革検討委員会、ICT教育検討委員会という4つの検討委員会を置き、各領域の改善・充実のための検討作業を行っている。同委員会の委員長は副学長が務め、その他のメンバーは、教育改革推進センター長、IRセンター長、全学共通教育機構長、法人本部長、教学本部長、傘下の4つの検討委員会の各委員長、教学本部事務部長、IR・教育改革推進室室長で構成されている。一方、21世紀研究推進委員会は、その傘下に研究クラスター

推進検討部会、オープンイノベーション推進検討部会、研究機器整備支援検討部会、研究人材支援検討部会、研究グローバル化推進検討部会という5つの検討部会を置き、卓越した研究成果を創出するために必要な研究基盤環境の整備やプロジェクト立案推進などを通じて全学的な学術研究の水準の向上を図っている。同委員会の委員長は副学長が務め、各学部長、事務部関係部長から構成されている。このうち、特に前者の21世紀教育改革委員会のもとに置かれた学士力強化検討委員会は、近畿大学未来戦略機構および21世紀教育改革委員会による第三次教育改革の取組みの一環として、学士課程教育の継続的改善を促進し、学士力の強化およびこれを担保する教育の質の保証に向けた方略を構築する役割を担っている。具体的には、①入学者受入れ、教育課程編成・実施および学位授与に係る教育方針の実体化の伸長、教職員・学生等の間でのその意義と成果の共有および学外への積極的な発信、②学生の能動的学修態度の涵養や学修の質的向上に向けての教職員・学生等への働きかけや学修の深化(知の深化)の方途の探討、③教育の継続的改善に関する教職員・学生等の意識の啓発・向上、④教育に関する取組みの効果測定と教育の質を保証する方略の構築を継続的に行っている(2-9【ウェブ】)。

(2) Do：教育改革推進センター、各学部・研究科

教育改革推進センターは、21世紀教育改革委員会で立案された教育改革事項を各学部・研究科に伝達する役割を担う(2-10)。同センターは、教育改革推進センター長が業務を統括し、メンバーは、IRセンター長、全学共通教育機構長、21世紀教育改革委員会の委員長、同委員会の傘下にある4つの検討委員会の各委員長、各学部長補佐、事務部長らから構成されている。業務内容としては、21世紀教育改革委員会が策定した具体的施策など教育改革の推進に関する事項を全学で共有するための重要な役割を担っている。一方、21世紀研究推進委員会で立案された学術研究・大学院の教学に関わる事項については、各学部・研究科に直接伝達される。各学部・研究科に伝達されたこれらの事項については、各学部長・研究科長の責任のもとで迅速かつ円滑に遂行する体制が整えられている。

(3) Check：自己点検・評価委員会

自己点検・評価委員会は、本学における教育研究活動、管理運営等の現況を調査し、その独自性を教育・研究の充実と活性化へとつなげるため、自己点検・評価に関する事項を検討する役割を担っている(2-4【ウェブ】)。同委員会は、副学長が委員長を務め、構成メンバーとして、学長、副学長、各学部長、法科大学院長、大学院部長、全学共通教育機構長、教職教育部長、短期大学部長、通信教育部長、中央図書館長、学生部長、キャリアセンター長、国際交流センター長、リエゾンセンター長、教育改革推進センター長その他関係研究所長・センター長、事務部関係部長により組織されている。一方、全ての学部・研究科においても、教授会・研究科委員会のもとに自己点検・評価委員会が設置され、教育・研究の状況を把握・点検・評価し、その水準を改善・向上することが図られている(2-11)。各学部・研究科で実行された教育改革事項は、それぞれの自己点検・評価委員会によって検証にかけられ、各学部・研究科の自己点検・評価報告書として毎年度提出される(2-12)。自己点検・評価運営委

委員会は、これらを集約して全学の自己点検・評価報告書を編集する（2-13【ウェブ】）。そして、自己点検・評価委員会は、同報告書をもとに教育改革の成果検証を全学レベルで行い、その結果を近畿大学未来戦略機構に報告する（2-14）。

(4) Action：近畿大学未来戦略機構

近畿大学未来戦略機構は、学長が機構長を務め、副学長、法人本部長、教学本部長、総務部長らから構成され、大学全体の教育・研究の戦略的司令塔機能を担い、教育・研究改革における主導的な役割を果たすとともに、大学全体の内部質保証推進の最終的な責任を負っている（2-2）（2-3）。前述のPDCAプロセスを引き継ぎ、問題点があれば改善策を検討し、各部署に指示を与えるとともに、中・長期的な教育改革構想を立案する。改善策のうち詳細な検討を要するものや、中・長期計画にかかわる事項については、教育推進組織である21世紀教育改革委員会と、研究推進組織である21世紀研究推進委員会に対し、改革・改善の指示が行われる（2-2-4）。

前述（1）～（4）の諸組織に加え、自己点検・評価のPDCAサイクルの推進エンジンとしての位置づけにあるのがIRセンターである（2-15）。同センターは平成28年度に設置され、本学の計画策定、政策決定、意思決定を支援することを目的として、教学データや各種アンケート結果の分析と学内共有を進めている。同センターの取り組みは、内部質保証を推進する上で重要な役割を果たしつつある。例えば、同センターの提供するデータがFD研修会やワークショップなどの場面で活用されるようになり、教職員が全学的な方針や問題意識を共有することにつながっている（2-16～19）。

以上のように、本学では、近畿大学未来戦略機構が教学マネジメント体制の中心として内部質保証の推進の責任を負っており、傘下の各組織を運動させた全学的なPDCAサイクルが整備されている。

<教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上の指針>

本学では、前述の近畿大学内部質保証方針に基づいて、近畿大学未来戦略機構とその傘下の21世紀教育改革委員会・21世紀研究推進委員会が全学的な教育研究の企画・設計を行い、教育面では教育改革推進センターを通じて、各学部・研究科がその具体的な運用を行っている。また、自己点検・評価委員会がそれらの教育活動状況を検証し、改善・向上のための提言を行っている（2-13【ウェブ】）。そして、その提言を踏まえ、近畿大学未来戦略機構が21世紀教育改革委員会、教育改革推進センターと連携して、教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上に取り組んでいる。

これらの運用体制のうち、全学的な組織と各学部・研究科組織との役割分担の詳細は次の（1）～（4）のようになっている（図2-1）。

- （1）近畿大学内部質保証方針に基づいて、各学部・研究科所属の自己点検・評価委員会が、それぞれの教育研究の活動状況や制度、組織、施設・設備の現状およびその運営状況、教育

改革事項の進捗状況などについて自己点検・評価作業を行い、年度ごとに報告書を作成し、これを自己点検・評価委員会に提出する（2-12）。

- (2) 自己点検・評価運営委員会は、各学部・研究科から提出された自己点検・評価報告書を集約・編集して、全学の自己点検・評価報告書を作成する（2-13【ウェブ】）。
- (3) 全学の自己点検・評価委員会は、自己点検・評価運営委員会が作成した自己点検・評価報告書の内容を精査し、その結果を近畿大学未来戦略機構に報告する（2-14）。
- (4) 近畿大学未来戦略機構は、全学としての問題点があれば改善策を検討し、中長期的な教育改革構想を立案するとともに、21世紀教育改革委員会ならびに21世紀研究推進委員会に具体的な行動計画の作成を指示する（2-2）（2-3）（2-20）。その行動計画の具体的な運用に関わる情報は、教育改革推進センターを通じて各学部長・研究科長に随時共有される（2-21）。

以上のように、内部質保証のための全学的な組織と各学部・研究科組織との役割分担は明確化されており、方針および手続きも構成員の中で確実に共有されている。

点検・評価項目③：方針および手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<大学の基本方針の策定と学部・研究科の3つのポリシーとの整合性>

本学では、内部質保証システムを適切に運営するため、大学の基本方針として近畿大学の理念・目的を含む各種の基本方針を以下の通り定めている。各学部・研究科は、それらの基本方針に基づいて、各学部・研究科の3つのポリシーを定期的に見直すことにより、全学方針との整合性を保つように努めている。

- (1) 大学の理念・目的（2-22【ウェブ】）
- (2) 学校法人近畿大学中期計画（2-23）
- (3) 大学の求める教員像及び教員組織の編制方針（2-24【ウェブ】）
- (4) 大学の教育方針（2-25【ウェブ】）
- (5) 内部質保証方針（2-2）
- (6) 学生生活支援に関する基本方針（2-26）
- (7) 教育・研究環境の整備に関する方針（2-27）
- (8) 社会連携・社会貢献に関する方針（2-28）
- (9) 近畿大学国際化のビジョン（2-29）

本学は、未来志向の「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」を教育の目的として掲げ、各学部の特色を活かしながら、総合大学として共に手を携えて、「実学教育」と「人格の陶冶」の融合を目指している。これは、現実的に立脚しつつも、歴史を踏まえて未来を展望し、地に足をつけて、しなやかな批判精神やチャレンジ精神を発揮できる、創造性豊かな人格の陶冶を志向するものともいえる。そして「自主独往

の気概に満ち」、生涯にわたって自己の向上に励み、社会を支える高い志を抱き、「人に愛され、信頼され、尊敬される」学生たちを社会に送り出すことこそ本学の目指す社会的使命である。

これらの教育理念・目的に基づき、本学では、まず、大学全体の3つのポリシーを平成22年に定め、ついで、平成23年に全ての学部において、さらに平成24年に全学科、大学院研究科においても、本学の建学の精神および教育の目的を踏まえた3つのポリシーを定めた(2-30～32)。学部、および学科における3つのポリシーの策定にあたっては、学士力強化検討委員会により基本方針・指針が示されたが(2-30)(2-31)、以後見直しが要請されるごとに、後述する具体的な改定の指針が提示されている。

前回、平成26年度の大学評価(認証評価)結果においては、次の二点の指摘を受けた。すなわち、「教育課程の編成・実施方針について、農学研究科および産業技術研究科において、その内容は、提供する教育内容や教育方法に関する基本的な考えや、提供する環境やカリキュラムについて示されていないため、改善が望まれる」との指摘、および産業理工学研究科生物環境化学コース博士後期課程の学位授与方針について「学位論文審査基準を記載するに留まりディプロマポリシーの明確さに欠けている」との指摘である(2-33)。これを受けて、21世紀教育改革委員会学士力強化検討委員会、教育改革推進センターの連名により、3つのポリシーの抜本的な見直しが各学部・研究科に要請された(2-34)。この要請文書には、3つのポリシーの整合性や達成度評価(アセスメント)に関する具体的な指針が示されており、それらを踏まえて改定作業が進められた。そして、改定後の3つのポリシーの適切性については、自己点検・評価委員会から委託を受けた学士力強化検討委員会と教育改革推進センターが、それぞれPDCAサイクルのPlan(P)、Do(D)を担う立場から予め示した指針の諸項目と整合性が取れているかという点について検証を行った。そして、PDCAサイクルのCheck(C)を担う自己点検・評価委員会がその内容を再確認し、自己点検・評価報告書として取りまとめるとともに、特に早急な対応を要する事項について近畿大学未来戦略機構に改善依頼を行った。近畿大学未来戦略機構は、これに対応して次期のAction(A)の策定を行った(2-20)。

なお、各学部・研究科に対する3つのポリシーの見直しの指示は、その後も継続的に出されている(2-32)(2-34～36)。

本学で3つのポリシーの全学的で大きな見直しが行われたのは平成27年である。当時、これらを見直した理由としては、公開後4年が経過したこと、その間に高等学校の学習指導要領が改訂されたこと、教育を取り巻く社会情勢や社会が求める人材像が変化したことなどが挙げられる。そこで、学士力強化検討委員会と教育改革推進センターが3つのポリシーの再検討を各学部・研究科に依頼した(2-34)。その際の再検討指針として、次のような観点が示された。

「ディプロマポリシー」：①アドミッションポリシー、カリキュラムポリシーとの整合性はあるか。②達成度評価(アセスメント)に対応できるポリシーになっているか。③現状のレベルとの整合性はあるか。④(特に意図的に求めない場合を除き)グローバル化、グローバル人材育成を謳っているか。⑤学位授与の方針だけでなく、「修得しておくべき学習成果」が明確に記載されているか。⑥学部、学科、研究科において、気がついた点はあるか。

「カリキュラムポリシー」：①アドミッションポリシー、ディプロマポリシーとの整合性はあるか。②カリキュラムマップ、カリキュラムツリーとの整合性はあるか。③現在のカリキュラム編成との整合性はあるか。④学部、学科、研究科において、気がついた点はあるか。

「アドミッションポリシー」：①入試制度との整合性が取れているか。②受け入れの実状と整合しているか。③高等学校の指導要領との整合性があるか。④学部、学科、研究科において、気がついた点はあるか。⑤大学教育を通じてどのような力を発展・向上させるのかを記述しているか。⑥求める学生像だけでなく高等学校段階で習得しておくべき内容・水準を具体的に定めているか。またその内容は、適切か。⑦高等学校段階までに培ってきたどのような能力をどのように評価して選抜するのか。

直近でも、令和元年度の自己点検・評価結果を受け、中央教育審議会による『卒業認定・学位授与の方針』『教育課程編成・実施の方針』および『入学者受入れの方針』の策定及び運用に関するガイドラインに則った見直しを行っている。なお、大学院については、令和元年12月末に基本方針が各研究科に示され、1年かけて3つのポリシーの見直しを実施され、令和3年2月に完了した。

また、令和元年度には、内部質保証システムをさらに有効に機能させる方策として、全学アセスメントポリシーが新たに策定された(2-37【ウェブ】)。これらは令和元年度の外部評価委員会において、「3つのポリシーの適切性について検証を行い、アセスメント機能を強化する必要性がある」との指摘を受けたことに対応したものであり(2-38)、具体的には3つのポリシーの達成状況、教育効果ならびに学生の学習成果に対する測定・評価指標を、機関(大学)・教育課程(学部・学科)・科目という3つのレベルにおいて定める措置を講じた。

以上のように、本学では、各学部・学科・研究科においても、授与する学位ごとに3つのポリシーが策定されている。そして、3つのポリシーに基づいて、教育成果を具体的に把握し、評価方法を確認するとともに、カリキュラムマップやツリー、GPAを学修支援に活用すると同時に、それらの点検と見直しを定期的に、また全学と整合的に行う仕組みが構築されている(2-39)。その一連の手続は、まず各学部・学科および研究科・専攻で点検・見直しについて検討し、変更が必要な場合は教務委員会や教室会議で再検討を行い、最終的に教授会で承認されるというものである。

また、全学のアセスメントポリシー・大学院アセスメントプランについても、各学部・研究科で実現可能なアセスメントの方策を検討するように教育改革推進センターなどから指示が出されている。その一環として、大学院における成績評価や卒業研究における達成度の多面的評価に関して、ルーブリックの導入による成績評価基準の明確化が検討されており、例えば経営学部では、卒業研究・卒業論文の学習成果を可視化するため、上記手続きに則って、令和2年度から卒業研究ルーブリックを開発・導入した(2-40)。さらに、学修ポートフォリオについても、紙ベースのMy Campus Planからコンピュータベースのマイステップへと移行することが決定され、現在に至っている。

<PDCA サイクルに基づいた内部質保証の推進>

内部質保証において最も重要な活動は、大学改革および教育・研究改善へ向けた取り組みを策定し、開始することにある。本学でこの役割を担っているのが、Plan (P) を分掌する組織にあたる 21 世紀教育改革委員会および 21 世紀研究推進委員会である。前者の傘下には、前述の通り、学士力強化検討委員会、学生生活支援検討委員会、大学院改革検討委員会、ICT 教育検討委員会という 4 つの検討委員会が配置されており (図 2-2)、このうち、学士課程教育における質保証と強化を担う学士力強化検討委員会と大学院の教育改革を担う大学院教育改革検討委員会、これまで、3 つのポリシーの策定・精査および見直し、授業評価アンケート改善、共通教養科目の見直し、文理融合科目の導入、カリキュラムマップ・カリキュラムツリー・ナンバリングの導入、成績評価ガイドラインの作成、アセスメントポリシー・大学院アセスメントプランの策定、ポートフォリオの構築といった作業に携わってきた (2-41【ウェブ】) (2-42)。さらに具体的には、学士力強化検討委員会には、質保証、授業改善、成績評価を目的とした 3 つのワーキンググループ (WG) が置かれており、質保証 WG は 3 つのポリシーの見直し、アセスメント指標の検討、ルーブリック評価など、授業改善 WG はアクティブ・ラーニングの推進、授業評価アンケートの再構築など、成績評価 WG は GPA 制度の見直しと科目間格差の是正、成績評価指標の策定などの検討課題にそれぞれ取り組んできた (2-43)。その過程で、GPA の検討にあたって IR センターによる分析結果が活用されるなど、組織間の連携が図られてきたほか、21 世紀教育改革委員会の傘下にある各検討委員会も、それぞれに内部質保証の推進につながる着実な成果を挙げてきた (2-41【ウェブ】)。

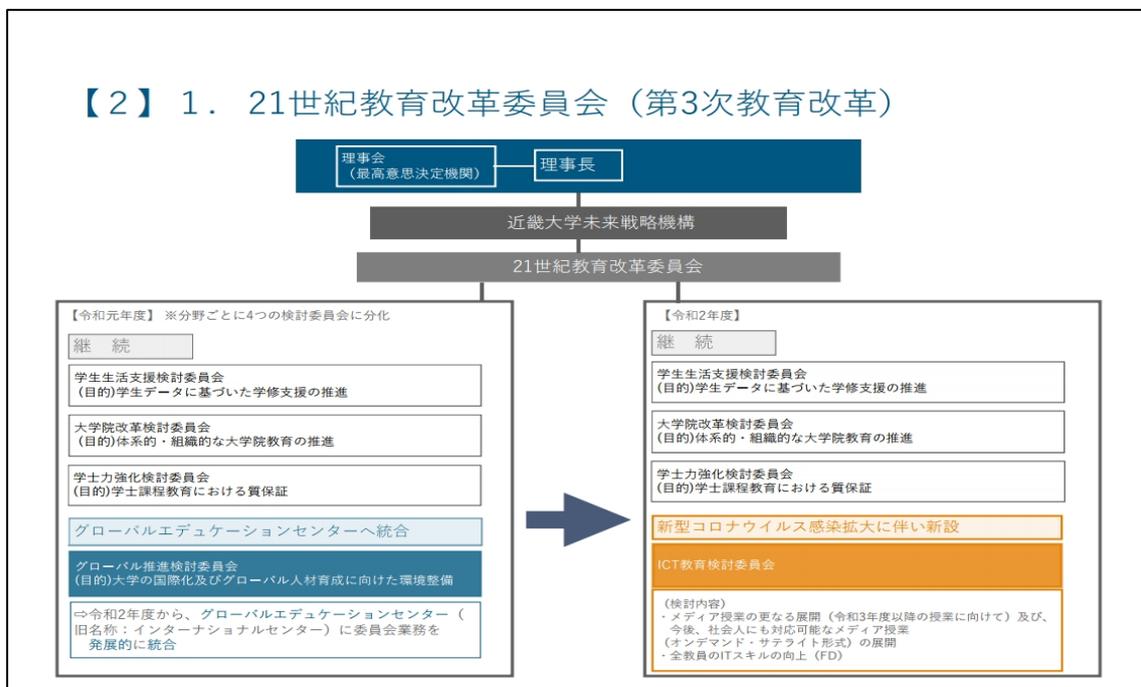


図 2-2

「21 世紀教育改革委員会」と 4 検討委員会の連携による近畿大学教育研究推進組織の確立

以上のように、21世紀教育改革委員会およびその傘下にある諸組織で立案された教育改革事項は、教育改革推進センターが実行に移す（Do (D)）とともに、各学部・研究科において経常的に運用されていることが確認できる（2-44）（2-45）。さらに、これらの効果ならびに成果については、各学部・研究科の自己点検・評価委員会および全学の自己点検・評価委員会によって点検・評価（Check (C)）が行われ、近畿大学未来戦略機構に改善の提言がなされたのち、同機構から教育改革推進センター等の実施母体へ改善策の指示（Action (A)）が行われていることから、PDCA サイクルは有効に機能しているといえる。

<自己点検・評価における客観性、妥当性の確保>

本学では、大学基準協会の定める点検・評価項目に準拠して、毎年度、自己点検・評価を実施している。まず、内部質保証の推進に責任を負う近畿大学未来戦略機構は、自己点検・評価委員会および自己点検・評価運営委員会を含め、学内の質保証に関係する委員会等での取り組み状況を全般的に把握し、その上で、自己点検・評価委員会の報告に基づいて、各学部・研究科の組織的な教育活動を含む全学的な課題の解決に向けた施策の企画、立案および提案を行っている。例えば、前述のアセスメントポリシーなどの新たな策定も、近畿大学未来戦略機構が学内の状況を把握した上で各学部・研究科における教育成果の可視化を企図したものである。

次に、自己点検・評価における客観性および妥当性確保に向けた取り組みとして、点検は各学部・研究科で実施し、評価は全学で実施する体制が整えられている点が挙げられる。具体的には、各学部・研究科の自己点検結果を各学部・研究科単位で報告書としてまとめ、それぞれ全学の自己点検・評価委員会へ提出する。同委員会では、その下部組織である運営委員会が中心となって、各学部・研究科から提出された報告書をもとに全学の自己点検・評価報告書としてまとめる。その後、全学の自己点検・評価委員会は、教育改革推進センターや21世紀教育改革委員会の提言を受けながら、各学部・研究科の自己点検結果について客観的な評価を行う仕組みとなっている。その一連の点検・評価の過程では、学部・研究科等のPDCA サイクルが実質的に機能しているかどうかという点について、前年度の評価結果での指摘事項に対応する改善状況を自己点検・評価委員会が詳細にチェックし、改善に向けての指摘を行っている。例えば、経営学部では、『求める教員像』や『教員組織の編制方針』についてグローバル化への対応に向けた改訂が行われていない」という指摘があり、これを受けて教員組織の編制方針の改訂を速やかに行った（2-14）（2-45）。

<認証評価機関からの指摘事項への対応>

認証評価結果における指摘事項への対応については、理事会や学部長会議等を通じて、全学的に情報が共有され、各学部・研究科の責任において改善を進めている。改善の進捗状況については、アクションプランを年度ごとに作成してチェックしている。

大学基準協会からの指摘事項への対応としては、平成26年度の大学評価（認証評価）で指摘のあった努力課題9項目、改善勧告2項目について、当該学部・研究科がアクションプラン（3

カ年改善計画)を策定して(2-46)、年度ごとに達成度を点検し、目標に対する実績の差異分析を当該学部・研究科で行うとともに、全学の自己点検・評価運営委員会へ報告することで計画的な改善を行っている。

具体的には、まず、大学基準協会から指摘のあった努力課題と改善勧告について、近畿大学未来戦略機構が早急に改善に取り組むことを決し、これを受けて、21世紀教育改革委員会の指揮のもと、努力課題9項目、改善勧告2項目について、各学部・研究科が計画的な改善を図るアクションプランを作成した。アクションプランの具体的な内容と策定から実施までの一連の流れは次の通りである。まず、「1. 担当」において担当者を明らかにし、「2. 指摘事項」では、努力課題と改善勧告の種別、該当する基準項目、指摘内容を記載して、指摘事項を明確にし、「3. 評価当時の状況(現状と問題点)」では、何が問題であったのかを確実に認識する。次に、「4. 改善計画」では、①最終目標(3カ年)、②参考とする指標、③現状と改善目標、④改善方策、⑤改善実績、⑥次年度の課題と改善目標、⑦(自己)達成度評価(5段階評価)の各項目を記載することにより、改善に向けての取り組みを明確化するとともに、各学部・研究科で自己達成度評価を行い、これを自己点検・評価委員会に提出する。そして、同委員会は、その結果を確認のうえ評価し、⑧(評価委員会)達成度評価(5段階評価)を記し、各学部・研究科にフィードバックを行う。このように、認証評価機関からの指摘事項については、アクションプランの策定・実施を軸とする全学的なシステムが有効に機能し、迅速かつ着実な改善につながっている(2-46)。これらの改善への取り組みを平成30年に改善報告書として大学基準協会へ提出した。その結果、「改善報告書検討結果」の概評において、「提出された改善報告書からは、これらの改善勧告および努力課題に対して、改善に努めたことは認められる」との評価を得ることができた。しかし、引き続き改善が求められた事項については、真摯に受け止め対応を継続している(2-47)。例えば、医学部医学科の過去5年間の入学定員に対する入学数比率の平均、および収容定員に対する在籍学生比率については、次回の大学評価時の報告を求められており、本学では引き続き、該当学部学科に改善の取り組みを指示するとともに、毎年行われる自己点検・評価活動において改善の進捗状況を確認している。そして、改善が進まない場合には、近畿大学未来戦略機構が改善を督促する体制が構築されている。

<その他の機関からの指摘事項への対応>

平成29年度以降、学外有識者からなる外部評価委員会を設け、全学を対象とする外部評価を定期的に行っている。同委員会は、原則として年1回開催され、本学における自己点検・評価の客観性を高めるとともに、改善プロセスの加速化と改善水準の向上に重要な役割を果たしている。外部評価委員会には、他大学理事長・学長2名、教育関連企業役員1名、地元市長1名の評価委員を迎え、本学からは学長、自己点検・評価委員会委員長、副委員長、事務局が出席して(2-48)、前年度の自己点検・評価報告書を踏まえて審議が行われ、評価を受けている(2-49)。その外部評価結果は、自己点検・評価委員会を通じて近畿大学未来戦略機構に提出され(2-50)(2-51)、その審議の後、改善事項については、教育改革推進センターを通じて各学部・研究科に改

善の検討が指示される。

一方、各学部・研究科においても、例えば理工学部、農学部、工学部、産業理工学部が一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定審査を、薬学部が一般社団法人薬学教育評価機構（JABPE）、医学部が日本医学教育評価機構（JACME）の第三者評価をそれぞれ受審している（2-52～54【ウェブ】）。また、工学部のように、自己点検・評価に学外の第三者を加えたり、学外者の意見を聴取するアドバイザリー・ボードを設置したりするケースが増加しつつある（2-55）。

これらに加えて、株式会社格付投資情報センター（R&I）の格付審査を毎年受審している。平成17年の開始から16回目となる令和2年度の審査結果は、AAという格付維持となった。その評価理由として、大学のブランド力向上や極めて強い学生募集力を背景に一般入試の志願者数が7年連続日本一となったことや、総合大学としての幅広い研究分野を活かし民間企業からの受託研究実施件数が3年連続日本一となったこと、一律5万円の自宅学修支援金の給付やオンライン授業への迅速な移行等の新型コロナウイルス感染症の影響下における教育への新しい取り組みを展開していることなどが挙げられた（2-56【ウェブ】）。

以上に述べたような、全学的な組織による学部・研究科等における教育のPDCAサイクルを機能させるための取り組み、平成26年度の大学評価（認証評価）結果に対する適切な対応、点検・評価項目における客観性、妥当性の確保への取り組み状況から、本学における内部質保証システムは有効に機能しているといえる。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

<情報公開全般について>

本学は、近畿大学内部質保証方針に基づき、内部質保証のための全学的な方針および手続きを定めており、学長の責任のもと、自己点検・評価活動を全学的に実施し、その結果を大学ホームページで公表している。

本学における、(1) 教育研究活動、(2) 自己点検・評価結果、(3) 財務、(4) その他の諸活動については、大学ホームページの「情報公開」のページにおいて以下の通り公表し、社会に対する説明責任を果たしている（2-57【ウェブ】）。

- (1) 教育研究活動については、「教育情報の公表」、「学外からの研究費獲得」、「21世紀教育改革委員会」、「学校法人近畿大学倫理憲章」の項目に分け、それぞれに関する詳細を示している。まず、「教育情報の公表」の中では、教育目的、教育組織、教員組織、研究業績、入学者・進路状況、授業科目、評価および修了の認定や、アンケート、キャンパス・教育研究施設、授業料・入学金・その他の費用、学生生活および就職活動支援、大学の取り組みなどについて説明している。次に、「学外からの研究費獲得」の中では、採択制・外部研究

資金（競争的研究費等）一覧、学内規程（不正防止計画を含む）、粗悪学術誌に対する方針についてなどが記されている。また、「21世紀教育改革委員会」の中では、本学でこれまでに行われてきた、第一次～三次教育改革について、基本方針から実施報告までがそれぞれ記されている。さらに、「学校法人近畿大学倫理憲章」の中では、建学の精神に則り教育の目的を果たすための具体的行動指針が示されている。

- (2) 自己点検・評価結果については、「大学評価」、「自己点検・評価」の項目が設けられており、「大学評価」では株式会社格付投資情報センター（R&I）の格付と、公益財団法人大学基準協会の認証評価結果が示されている。「自己点検・評価」では、平成27年度から平成30年度の自己点検・評価報告書が掲載されている。
- (3) 財務については、「財務・事業報告」の項目が設けられており、事業報告書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書、学校会計について（解説）が、年度毎に掲載されている。
- (4) その他の諸活動については、「ハラスメント全学対策委員会」、「公益通報に関する受付・相談窓口」、「学校法人近畿大学情報セキュリティポリシー」、「行動計画」の項目を設け、それぞれの取り組みについて公表を行っている。

また、情報公開の実施については経営戦略本部企画室が主管部署となり、大学ホームページの整備を行うとともに、公開情報を正確かつ最新の状態に保ち、毎年度掲載データの更新・確認を行っている。

各学部・研究科においても、大学ホームページを通じて教育研究活動の一端を公開している。例えば建築学部では、「近大展、近畿大学建築学部卒業設計展2020」、建築研究会「あきばこ家」、建築学部ギャラリー展示会「土と左官の建築展」、大連理工大学の学生とのポスター発表会など、156件の記事を建築学部ホームページ上で公開している。また、令和元年度より作成している建築学部イヤーブックは、当該年度の学部全体の教育研究の取り組みを総括して社会への周知を図る有意義な冊子となっている（2-58【ウェブ】）。各学部による画期的な研究成果は大学ホームページで随時公表されている。なお、教育研究活動の大学ホームページ掲載にあたっては、根拠となる写真や詳細な日時の情報も開示しており、情報の信憑性が担保されている。

以上のように、本学では、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動が複数の媒体を通して適切に公表されており、社会に対する説明責任を適切に果たしている。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<内部質保証システムの適切性の点検・評価>

本学における内部質保証システムを推進している組織は、平成29年度に設置された近畿大学

未来戦略機構である。学長が機構長を務める同機構は、学部・研究科との連携・協力を緊密に保ちながら、大学全体の自己点検・評価活動の中核を担っている。本学の自己点検・評価活動は、全学・組織・構成員という3つのレベルで実施され、それぞれにおいて内部質保証システムの適切性が常に点検・評価されている。

まず、全学レベルの内部質保証については、近畿大学未来戦略機構を中心に据えることで、大学全体のPDCAサイクルを適切かつ有効に機能させている。全学の自己点検・評価報告書は、その内容を自己点検・評価委員会で検証した後に、外部評価委員会での審議を経てから近畿大学未来戦略機構に提出される。その際、特に審議が必要な項目については、自己点検・評価委員会から近畿大学未来戦略機構に依頼事項が提出される(2-50)(2-51)。近畿大学未来戦略機構は、大学の最高意思決定機関である理事会およびその代表である理事長と連携しており、全学的な方針に照らして理事会・理事長が検証必要と判断した場合には、近畿大学未来戦略機構から21世紀教育改革委員会に審議が指示される(2-20)。21世紀教育改革委員会は、審議内容により、その下部組織である学士力強化検討委員会、学生生活支援検討委員会、大学院改革検討委員会、ICT教育検討委員会に検討を指示し、改善方を立案させる(2-39)。そこで立案された改善方は、各学部・研究科に指示が出される。このように、全学の内部質保証活動は、役割が明確に定められた各組織によるPDCAサイクルに則って有効に機能している。適切性の点検・評価は、毎年、自己点検・評価委員会によって行われ、外部評価委員会で検証されるとともに、毎年度に刊行されている自己点検・評価報告書でまとめている(2-13【ウェブ】)。

なお、新型コロナウイルス感染拡大と緊急事態宣言の発表に伴い、本学では令和2年5月11日からメディア授業(インターネットを介したオンライン授業)が開始された。その準備過程において、近畿大学未来戦略機構は、ICT教育の充実が喫緊の教育改革事項であるという認識に基づき、21世紀教育改革委員会のもとにICT教育検討委員会を新設することを決定した(2-59)(2-60)。こうした迅速な措置も、本学の内部質保証システムの適切性が常時アップデートされていることの表れといえる。

次に、組織レベルの内部質保証については、各学部・研究科で毎年実施されている自己点検・評価報告書の作成により、その適切性が点検・評価されている(2-12)。前年度の自己点検・評価委員会、教育改革推進センター、21世紀教育改革委員会からの提言を受けて、各学部長・研究科長は、提言の内容を確認した上で、担当委員会に検討を指示して改善策を立案する。この改善案は、各学部・研究科の教職員に周知されて、教育・研究活動に反映される。そして、年度末に作成される各学部・研究科の自己点検・評価報告書では、大学基準協会の審査基準に則った点検項目に沿って点検・評価が行われ、併せて次年度以降の発展方策と改善点が検討される。それらについては、次年度の各学部・研究科の運営計画に反映される。この自己点検・評価報告書は、全学の自己点検・評価委員会に提出されて、当年度の全学的な観点から評価される。

最後に、構成員レベルの内部質保証については、教員は教員業績評価、職員は人事考課・目標管理制度によって、それぞれの業績が点検・評価されている(2-61~63)。このうち教員の業績評価については、各教員が作成・提出した教員業績評価シートを学部長と業績評価委員会等が点

検・評価し、優秀な教員にはA評価が与えられ、それが賞与の一部に反映されている。

以上に述べたような、組織・構成員レベルの内部質保証という観点から本学における内部質保証システムを整理して提示すると、図2-3のようになる。この図が示す通り、組織・構成員レベルにおいても、内部質保証のPDCAサイクルは、全学の自己点検・評価活動の枠組みの中で相互に緊密に連携しつつ、的確に運用されている。

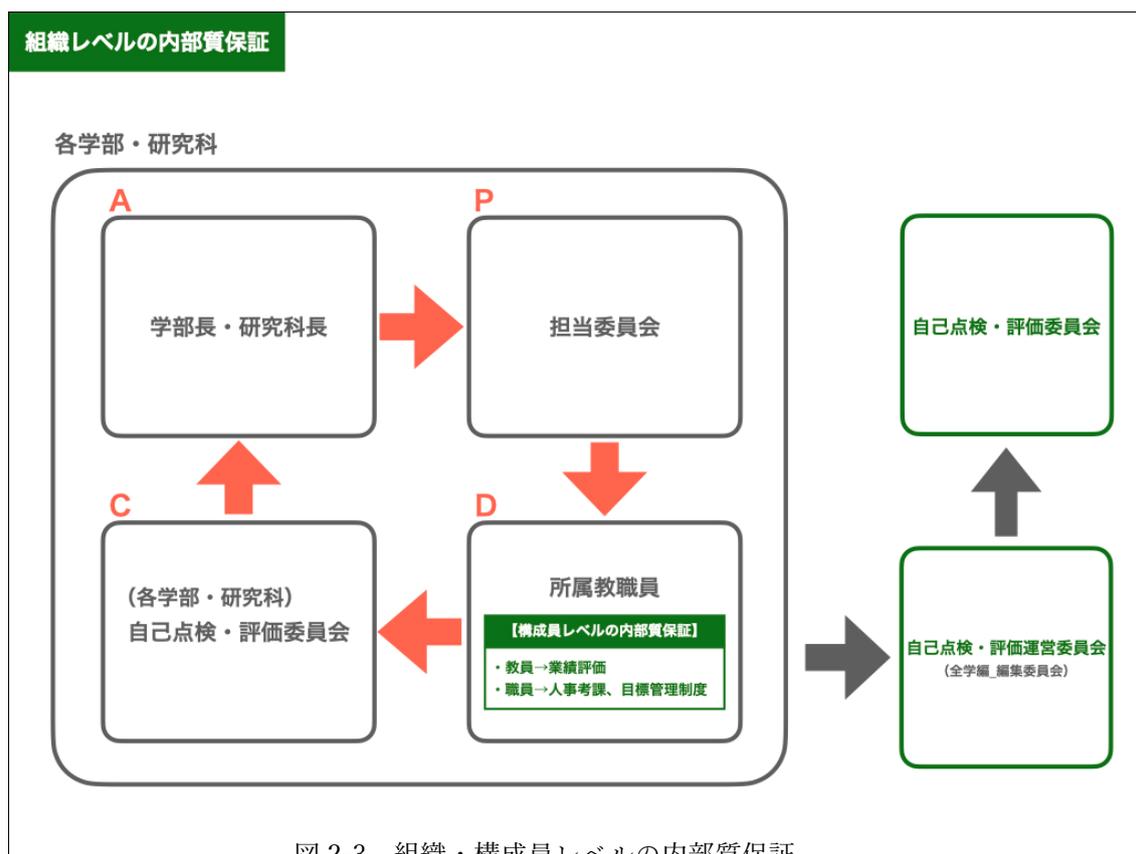


図2-3 組織・構成員レベルの内部質保証

<内部質保証システムの適切性の点検・評価をもとにした改善・向上に向けた取り組み>

本学の内部質保証システムは、全学・組織・構成員という3つのレベルで実施される自己点検・評価活動を基盤として運用されている。この内部質保証システムの構築に向けた組織体制を整備する取り組みとして、平成31年4月、近畿大学未来戦略機構にて教育改革における自己改善サイクルの機能化について審議された(2-5)。

新たに構築されたこの教育研究推進体制のもとで、令和元年12月、自己点検・評価委員会から近畿大学未来戦略機構に「『平成30年度近畿大学自己点検・評価報告書』提出と改善について(依頼)」が提出された(2-14)。この文書で自己点検・評価委員会が挙げた検討依頼項目には「成績評価の正規化・標準化」が含まれており、これは令和元年度の自己点検・評価報告書において、「科目・教員等によって成績評価(GPA)に偏りが見られる」という問題点が指摘されたことに対応するものであった。近畿大学未来戦略機構は、自己点検・評価委員会からの改善依頼を受け

て、21世紀教育改革委員会と教育改革推進センターにこの問題についての検討を速やかに指示した。審議の後、令和2年2月に21世紀教育改革委員会と教育改革推進センターから各学部へ「成績評価の振り返りについて」が通知された(2-64~67)。この文書では、令和元年度授業科目を対象としてGPAのデータを分析し、偏りが見られる場合に改善策を検討するよう周知された。このように、年度ごとに作成される全学の自己点検・評価報告書の内容は、自己点検・評価委員会による検証を経て、次年度の改善・向上に向けた取り組みへと着実に繋がっており、そうした蓄積が本学の内部質保証システムをさらに強化していくものと考えられる。

以上に述べた年度単位の計画的な改善・向上への取り組みだけでなく、状況に応じた臨機応変な取り組みも行われている。例えば、新型コロナウイルス感染症に対する一連の対応がそれにあたる。本学では、令和2年2月17日に第1回新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、全学としての対応が始動した(2-68)。それを受けて2月25日には令和元年度卒業式と令和2年度の入学式をオンラインで実施することが発表された。翌3月早々、学部長会議と大学協議会で大学行事の中止や新年度開講の延期についての方針が立てられ(2-69)、それ以後も授業等の対応やメディア授業の実施について議論が継続された(2-70)(2-71)。4月に入ると学長・学部長連絡会が緊急に開催され、新型コロナウイルス感染予防のための授業対応、前期授業回数、履修登録スケジュールについて議論が行われ(2-72)、4月15日には、年間授業の予定、メディア授業の実施、教材作成手法などの方針が学長名で全学に示された(2-73)。この通知を受けて、各部局ではメディア授業の実施に向けた準備が急速に進められ、また、急速な感染症拡大に対する即時対応として、授業運営方針の追加や、学生の入構制限、メディア授業実施にかかる人権的配慮などの学長通達が行われた(2-74)。さらに4月30日には、理事長から学生と保護者に向けて、本学園の取り組みとして方針が示された(2-75【ウェブ】)。この方針の骨子は、I.経済的な支援、II.学修・生活面での支援、III.メディア授業の実施に向けた準備、IV.大学の社会的責任を遂行するプロジェクト実施の4項目であり、学生が新型コロナウイルス感染拡大の中でも安心して学べる体制の構築を目指したものである。特にI.経済的な支援としては、学園全体の対象人数46,473人に対し、1人5万円、総額約23億円の支援を実施することが表明され、また、IV.大学の社会的責任を遂行するプロジェクトとしては、「オール近大新型コロナウイルス感染症対策支援プロジェクト」を発足させ、医学部をはじめとする14学部48学科のそれぞれの強みを活かした関連研究や支援活動を実施することを表明した。これと同時に、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に対応した学生の行動指針が学長より示され(2-76【ウェブ】)、人権的配慮についても、メディア授業における学生のプライバシーや障がいのある学生への配慮が人権委員会委員長より要請された(2-77)。これら一連の新型コロナウイルス感染症に対応した全学の取り組み方針が、授業開講前までに明確に全学および社会に公表され、実施体制が全学的に整えられるなか、5月11日から全学的なメディア授業による新年度の講義が開講された。そして開講後も、教育改革推進センター長から感染状況の変化に伴う授業の対応についての説明の伝達(2-78)や、1クラスあたりの学生数が多い文系特有の問題についての話し合い(2-79)、緊急事態宣言解除後の本学の対応(2-80)、メディア授業の現状報告(2-81)などが継続的に

われた。また、この間、理事長から示された学園全体の取り組み方針と、学長から示された授業の実施方針に則って、より具体的な取り組みや指導内容が、継続して大学ホームページに公表されている。9月半ばまでに大学ホームページで公開された諸事項を以下に示す。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する本学の対応 2020.09.17

1. コロナウイルスへの対応

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に対する本学園の学生支援策ならびに取り組みについて 2020.4.30
- ・<教職員・学生・生徒等及び保護者の皆様へ> 新型コロナウイルスへの対応について 2020.5.13 更新

2. メディア授業

- ・会議アプリ「Zoom」最新版へのアップデートについて 2020.5.20
- ・メディア授業実施にあたっての禁止事項について 2020.4.30
- ・メディア授業について 2020.4.17

3. 在学生向け

- ・新型コロナウイルス感染症対策について（7） 2020.9.17
- ・【在学生の方へ】東大阪キャンパス各学部・大学院の令和2年度後期学費の納入について 2020.8.31
- ・【在学生の方へ】令和2年度後期の授業実施方針について 2020.8.28
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う注意喚起（第3報） 2020.8.20
- ・新型コロナウイルス感染予防のための学生行動規範について 2020.8.1
- ・【在学生の方へ】緊急事態宣言解除に伴う本学の対応について（第3報） 2020.7.2
- ・日本学生支援機構「緊急特別無利子奨学金」奨学生の募集について（通学課程の学部生・短期大学部生・大学院生対象） 2020.6.17
- ・コロナ対策緊急奨学金の新設について 2020.5.11
- ・証明書の発行について（情報処理教育棟 KUDOS） 2020.4.7
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、家計が急変された方の緊急・応急奨学金の対応について 2020.4.24
- ・大学公認学生団体の課外活動の再開について 2020.6.4 更新

4. 就職活動

- ・キャリアセンターWeb サイト

5. 学内施設利用

- ・中央図書館・アカデミックシアター
- ・英語村 E³ [e-cube]
- ・情報処理教育棟（KUDOS）
- ・メディカルサポートセンター

6. 衛生強化及び COVID-19 感染拡大防止策

- ・衛生強化及び COVID-19 感染拡大防止策 (YouTube 動画)

このように、本学では、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況の変化に応じて、理事長と学長による強いガバナンスのもと、内部質保証システムの適切性の点検・評価をもとにした改善・向上に向けた取り組みが臨機応変に行われてきた。一連の取り組みが有効に機能したのは、全職員と全教員の密接な連携のもとに、教育研究、学生支援、社会貢献の各方面で、迅速に計画が遂行されたためといえる。

以上に示したように、近畿大学の内部質保証システムの適切性の点検・評価は、全学的な自己点検・評価活動によって進められ、改善・向上に向けた取り組みが、全学の PDCA サイクルによって着実に行われている。

(2) 長所・特色

<毎年各レベルでの定期的・恒常的な自己点検・評価の実施と公表>

本学は、年度ごとに全ての学部・研究科で自己点検・評価を行い、それに基づいた内部質保証に向けた活動を行っている。各学部・研究科における自己点検・評価報告書の作成にあたっては、大学基準協会の点検・評価項目に準拠した全学統一の報告書フォーマットを使用している。このフォーマットは、基準・項目ごとに「現状説明」、「効果が上がっている事項」、「改善を要する事項」、「将来に向けた発展方策」を一覧できるワークシートを用いている (2-82)。外部評価結果の指摘項目には、単年度での改善が難しい課題も多く、改善活動の取り組みを経年で確認する必要が出てくるが、このフォーマットを使用することによって、年度ごとの改善活動をつぶさに確認することができる。

また、各学部・研究科には自己点検・評価委員会が設置され、作成された報告書の確認を行って全学の自己点検・評価委員会へ提出する。さらに、全学の自己点検・評価運営委員会が、提出された報告書をもとに全学の自己点検・評価報告書を毎年作成している。この報告書をもとに、全学の自己点検・評価委員会では、各学部・研究科を客観的に評価するだけでなく、その評価結果への対応状況についても翌年度に点検・評価を行っている。そして、自己点検・評価報告書と大学に対する提言を毎年度、近畿大学未来戦略機構へ提出し、教育・研究計画書を策定している。

このように、近畿大学未来戦略機構を中心とする教学マネジメント体制のもと、全学・組織・構成員の3つのレベルでの自己点検・評価活動は、自己点検・評価報告書の連携と、全学組織から各学部・研究科組織に至るまでの役割分担の明確化によって、大学全体の内部質保証の推進を実現させている。また、全学の自己点検・評価報告書という成果物を作成して、学内外に公表し社会への説明責任を果たしている。

<外部評価受審体制と IR センターの整備による客観性・妥当性の確保>

全学の自己点検・評価報告書は、学外委員による外部評価を受けている。本学では、平成 29 年度に外部評価委員会を設置した。本委員会は、他大学理事長・学長 2 名、教育関連企業役員 1 名、地元市長 1 名の委員で構成されており、各方面の観点から評価に基づく受審体制を整えている。外部評価委員会による点検・評価は毎年実施されており、委員会では、近畿大学自己点検・評価報告書が提示され、詳細な説明が行われてから、委員からの質疑応答を行った後に、報告書の内容に関する審議が行われ、委員長から評価書が提出される。評価書は、自己点検・評価委員会で内容確認が行われて、改善項目については、近畿大学未来戦略機構に報告の上で、改善の指示が出される体制となっている。この外部評価受審では、委員の継続的な委嘱により、経年的な観点での評価が可能となっている。

一方、IR センターは、本学の計画策定、政策決定、意思決定を支援することを目的とした組織であり、教学データや各種アンケート結果を分析し、その情報を近畿大学未来戦略機構、近畿大学教育推進組織、教育改革推進センターに提供して、学内共有を推進する役割を果たしている。こうした IR センターの取り組みを踏まえて、内部質保証を推進し、教育内容・教育方法の改善を図るために、毎年、研修会やワークショップを通じて、各教員による全学的な方針や問題意識の共有を図っている。

以上のように、外部評価委員会での受審と IR センターの情報分析は、本学における自己点検・評価活動の客観性と妥当性の確保に大きく寄与している。

令和 2 年度の外部評価委員会では、基準 2 について、「3 ポリシーの実施実態を検証するためのアセスメントポリシーを全学で策定し、ポリシーに基づいた取組結果の改善が認められている。加えて、新たに IR センターを設置し、センターにおける情報分析を通じて、全学の教育・研究の取り組みや成果の客観性の確保をサポートすることを試みてきており、客観的な説明に貢献している。」と評価を受けている (2-49)。

(3) 問題点

<各学部・研究科における Check と Action 機能の改善>

各学部・研究科における自己点検・評価作業は年度末に行われるため、評価と改善のための議論を十分に進めることが時間的に難しい状況にある。また、学部・研究科によっては担当者が固定化する傾向にあり、評価が内的に完結してしまうケースも見られる。今後は、点検・評価作業の透明化や、より多くの教職員がこれに携わるシステムの構築、学部・研究科単位での外部評価制度の導入を検討し、進めていく必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学にとって、建学の精神ならびに教育の目的を実現するために、内部質保証を恒常的・継続

的に実施することは必須の課題といえる。そこで、本学では、近畿大学内部質保証方針を設定し、内部質保証に関する大学の基本的な考え方や方針および手続きを明示している。この方針のもと、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、学長が機構長を務める近畿大学未来戦略機構を設置している。同機構の傘下には、教育・研究改革推進組織にあたる21世紀教育改革委員会と21世紀研究推進委員会があり、改革案の企画と設計に携わっているほか、それらの改革事項を実際に運用する教育改革推進センター、各学部・研究科や、改革の成果を検証する自己点検・評価委員会が、それぞれの役割を担っている。そして、これらの諸組織が一体となって近畿大学未来戦略機構を軸とした全学的な内部質保証のPDCAサイクルを形づくっている。

このような内部質保証の全学的体制を整備するにあたって、本学は、平成26年度の大学評価（認証評価）結果を踏まえつつ、自己点検・評価活動の定期的な実施の明文化や、内部質保証の責任体制と手続き等の明確化を強く意識して臨んだ。近畿大学未来戦略機構やその傘下の諸組織のメンバー構成の面においても、学長や副学長を要所に配しつつ、内部質保証のPDCAサイクルを構成する諸組織がそれぞれ責任を持って教育・研究改革に関与し、また、それらが有機的に結びつくような内部質保証システムを確立することができた。

内部質保証システムを有効に機能させるための方策としては、まず、大学の理念・目的や3つのポリシーなどの基本方針を策定している点が挙げられる。各学部・研究科においても3つのポリシーのほか、教育課程、カリキュラムマップやツリーが作成されているが、これらの一つひとつが全学の基本方針と整合性を持つように配慮されている。

次に、自己点検・評価における客観性および妥当性確保に向けた取り組みとして、点検は学部・研究科で実施し、評価は全学で実施する体制が整えられている点が挙げられる。具体的には、各学部・研究科は年度ごとに自己点検結果を報告書にまとめ、それらをもとに全学の自己点検・評価報告書を作成するが、その際に全学の自己点検・評価委員会が各学部・研究科の自己点検結果を客観的に評価する仕組みとなっている。こうした取り組みも、内部質保証システムを実質的に機能させることにつながっている。

さらに、認証評価機関などからの指摘事項に対しても、全学的に意識を高めて組織的な検証体制を整え、適切かつ迅速に対応している。大学基準協会からの指摘事項への対応としては、改善勧告・努力課題のそれぞれについて、当該学部・研究科がアクションプラン（3カ年改善計画）を策定して、年度ごとに自己達成度評価を提出し、これについて全学の自己点検・評価委員会が評価委員会としての達成度評価を行い、フィードバックを行う体制ができている。その他、学外有識者からなる外部評価委員会による外部評価や、株式会社格付投資情報センター（R&I）による格付審査を毎年度受けている。そこで提示される指摘事項についても、全学として迅速に対応しており、それが教育研究活動の改善につながっていることから、これらの外部評価は、本学の内部質保証を恒常的・継続的に推進するうえで重要な役割を果たしているといえる。なお、大学ホームページでは、これらの外部評価結果に加えて、教育研究活動、財務などの諸項目を設けてそれぞれ詳細に公表しており、社会に対する説明責任を果たしている。

最後に、内部質保証システムの適切性を維持するための定期的な点検・評価について言及する。

本学の自己点検・評価活動は、全学・組織・構成員という3つのレベルで実施され、それぞれにおいて内部質保証システムの適切性が常に点検・評価されている。このうち全学レベルの内部質保証については、近畿大学未来戦略機構を中心とした大学全体のPDCAサイクルが有効に機能している点や、自己点検・評価報告書の内容を外部評価委員会に諮っている点、メディア授業の本格実施に伴いICT教育検討委員会を新設して迅速に対応した点などが、その具体的なあらわれといえる。組織レベルの内部質保証については、各学部・研究科で年度ごとに自己点検・評価報告書を作成することにより、その適切性が点検・評価されている。構成員レベルの内部質保証については、教員は教員業績評価、職員は人事考課・目標管理制度によって、それぞれの業績が点検・評価されている。また、自己点検・評価活動は、いずれも改善・向上に向けた取り組みに直結している。全学レベルでは、大学基準協会や外部評価委員会の指摘事項に対応してアクションプラン(3ヶ年改善計画)を策定して取り組むなどしており、組織レベルにおいても、各学部・研究科単位で作成される自己点検・評価報告書の内容が全学で点検・評価されて、改善の必要が認められた場合には近畿大学未来戦略機構を通して改善が指示され、各学部・研究科は速やかに改善に着手する体制ができている。

以上の通り、本学では内部質保証を推進する全学的な組織体制が整備され、その体制のもとで全学・組織・構成員という3つのレベルのPDCAサイクルが緊密に連携して機能している。こうした内部質保証システムの恒常的な運用により、全学を挙げて自己点検・活動による改善に取り組むとともに、その成果となる自己点検・評価報告書を毎年公開することによって社会的説明責任を果たしている。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

本学は、「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神とし、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」を教育の目的として掲げている。そして、総合大学として各学部の特色を活かしながら教育を行い、広い教養に裏打ちされた人格とチャレンジ精神をもって未来を志向しつつ、実践的学問の発展に貢献できる人材を育てることが、本学の社会的使命と考えている(3-1【ウェブ】)。したがって、学則第1条に、「教育基本法の本旨に則り、法律学、経済学、商学、理学、工学、薬学、農学、水産学、文学、社会学、国際学及び医学に関する学術の理論及び応用を深く研究教授し、人格を陶冶すること」を掲げている(3-2【ウェブ】)。また、時代の変遷に伴い変化する社会的要請や学術的関心に対して迅速に対応して学内組織の改革に取り組み、平成23年には日本で初めての学部として「建築学部」を設立した。その後、平成28年に「国際学部」を新設し、現在14学部48学科、大学院11研究科および法科大学院を教育研究組織として備えた日本屈指の総合大学になっている(3-3【ウェブ】)。また、本学の教育理念・目的を原則とした未来志向の実践的学問のさらなる追求のため、多岐にわたる研究分野を網羅する施設として、17研究所、9センターならびに2つの附属農場と2つの病院が設置され、学部・大学院と連携して多くの成果が得られてきた(3-4【ウェブ】)(図3-1)。

以上のように、理念・目的を具現化できる組織を構築するために、本学は時代の要請にも迅速に対応して学内組織の改革に取り組んできた。その結果、独自の特徴をもつ多彩な学部組織が誕生した。例えば、薬学部には、リサーチマインドを備えた薬剤師の育成を目指した「医療薬学科(6年制)」と薬学研究者・技術者として国際的に活躍できる人材の育成を目指した「創薬学科(4年制)」の2学科が設置され、これらが薬学総合研究所およびアンチエイジングセンターと連携することで国民の長寿・健康維持に関わる幅広い研究成果をあげている(3-5【ウェブ】)(3-6【ウェブ】)。農学部では、21世紀の人類が抱える「食料」、「環境」、「健康」、「エネルギー」等の諸問題に対応すべく、「農業生産科学」、「水産学」、「応用生命化学」、「食品栄養学」、「環境管理学」、「生物機能科学」からなる未来志向型の6学科による教育・研究体制が敷かれている(3-7【ウェブ】)。また、附属農場、水産研究所、アグリ技術革新研究所と連携し、多くの研究成果が社会に還元されている(3-8【ウェブ】)。医学部では、チーム医療や複数研究者間の共同作業が重視されるため、その「理念・目的」の実現のために講座制を基本とした教育・研究組織体制が敷かれている(3-9(a)【ウェブ】)。さらに、令和2年4月に医学部教育センターが設置され、卒前教育と卒後教育におけるシームレスな連携と継続的な医学教育が行われている(3-9(b)【ウェブ】)。また、東洋医学研究所の他、重点領域の診療・教育・研究を効果的に実現するために、様々

な疾患領域に特化した専門家と技術委員によって構成されるライフサイエンス研究所が設けられている(3-10【ウェブ】)。理工学部には、「理学」、「生命科学」、「応用化学」、「機械工学」、「電気電子工学」、「情報学」、「社会環境工学」からなる7学科が設置され、各教育研究組織に企業の現場技術者を招いて、本学の建学の精神「実学教育」に則り、社会の要請に応え得る人材輩出に努めている(3-11【ウェブ】)。さらに、原子力研究所、バイオコクス研究所、理工学総合研究所と連携し、教育研究成果をあげている。理工学部、薬学部のみならず全学的に、高額な理化学大型研究機器を使用できる施設として、共同利用センターを設置し、研究機器の共同利用を効果的に推進し、広く教育と研究の便宜を図っている(3-12【ウェブ】)。産業理工学部には、「生物環境科学」、「電気電子工学」、「建築デザイン学」、「情報学」から成る理系4学科と文系の「経営ビジネス学科」が併設され、21世紀が求める文理シナジー的発想を持った専門職業人を育成することを志向した文理融合型の組織編制になっている(3-13【ウェブ】)。建築学部には、時代の変化に順応し、建築の工学的な側面だけでなく社会・経済・歴史・文化との関係の中で、次世代に伝承できる建築物を生み出す創造力の育成を目的として、「建築工学」、「建築デザイン」、「住宅建築」、「企画マネジメント」の4専攻が設置されている。そして、“つくり・守り・育てる建築学の修得を教育理念とし、従来の建築学の概念にとらわれない「実学」に根差した教育が行われている(3-14【ウェブ】)。平成28年に誕生した国際学部は最も新しい学部で、グローバル化する社会の転換期を生き抜き、社会に貢献できる人材の養成を目的として、高い外国語コミュニケーション能力、幅広い教養と専門性、自文化と他文化の理解・尊重、自主性と協調性を育成すべく、「グローバル専攻」と「東アジア専攻」の2専攻から構成されている。いずれの専攻も全学生が1学年後期から2学年前期にわたって海外に留学することにより、実践的な語学力の向上に加え、異文化体験を通して豊かな人間性や自立性、多様な価値観や国際感覚を身につけることを目標としている(3-15【ウェブ】)。さらに、令和2年4月には、今後の世界経済・社会に不可欠な情報系の学問を究めた新学部の設置を視野に入れ、「実世界コンピューティング部門」、「サイバーセキュリティ部門」、「知能システム部門」および「ICT教育部門」の4つの部門からなる「情報学研究所」が新設された(3-16【ウェブ】)。令和4年4月には、情報学部を開設し、「知能システムコース」、「サイバーセキュリティコース」、「実世界コンピューティングコース」の3つのコースを設ける。これらはいずれも「Society 5.0」の根幹となるサイバー空間と実世界を高度に融合させたシステムの運用や開発に従事するICT技術者を養成するためのコースである。それぞれのコースでは、サイバー空間に蓄積する大規模データの利活用や、そのセキュアな流通、また、サイバー空間と実世界との橋渡しに関する技術を扱い、社会のニーズに即した人材養成の特徴を有する(3-17【ウェブ】)。

大学院も「建学の精神」と「教育の目的」に則り、学士課程を基盤とした専門知識と高い倫理性を備えて自立的に新しい価値観の創造と活用を先導できる「実学を具現化できる知のプロフェッショナル」としての人材を育成することを目的としている。より深く学び、より深く研究したいという大学院生の要請に応えながら、高度な専門知識・高度な研究能力を修得するための支援を行っている(3-18【ウェブ】)。その例として、次のようなものが挙げられる。

法学研究科は、法学部教育を知的基盤としつつ、さらにレベルの高い専門的法学および政治学教育を教授し、大学院生の研究能力を涵養することを目的としている。併せて、その教育・研究の実践を通して、国際社会、国家または地域社会の発展に向けて、実際に先導的な役割を果たし得る法学・政治学の専門家を養成できるように組織されている(3-19【ウェブ】)。商学研究科には、「商学」、「経営学」、「会計学」、「IT ビジネス」、「キャリア・マネジメント学」、「スポーツマネジメント」の6つの専門分野があり、いずれかの分野に軸足を置いて高度な専門知識を修得し、実務界・学界等で活躍貢献できる人材を養成できるように組織されている(3-20【ウェブ】)。総合理工学研究科は、「理学」、「物質系工学」、「メカニクス系工学」、「エレクトロニクス系工学」、「環境系工学」、「建築デザイン」の6専攻分野により、高度な科学技術に関する知識を有し、地域社会、国および人類の知の創造と平和と福祉に貢献できる人材を養成するとともに、専攻横断型の「東大阪モノづくり専攻」も設けて、教育の産学連携を実施している(3-21【ウェブ】)。医学研究科では、専攻分野の壁を越え、共同研究や集団的な指導をし易くするために、従来あった5専攻分野(生理学系、病理学系、社会医学系、内科学系、外科学系)を、平成20年度から医学系の1専攻に集約している。さらに、実学重視の本学の理念に呼応して、平成20年度から入学資格を満たす放射線技師を主な対象とした医学物理学専攻分野も新設し、医学物理士養成コースの認定も受けている(3-22【ウェブ】)。生物理工学研究科は、生物系と理工学系の伝統的な科学・技術に裏打ちされた学際的な先端技術分野に係わる未来志向の教育研究理念のもと、先見的な洞察力と創造力の涵養、高い倫理観と自主独往の精神を兼ね備えた人格の陶冶を目的とし、社会との連携と調和、社会の福祉と持続的発展に貢献する優れた研究者と高い専門性を有する技術者を育成することを目的として、「生物工学」および「生体システム工学」の2専攻により組織され、先端技術総合研究所と連携して、多様な研究成果をあげている(3-23【ウェブ】)。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

平成26年度の大学評価(認証評価)で「教育研究組織の適切性については、各学部・研究科内の委員会などにおいて検証を行っているものの、大学全体としての検証体制は確立されていない。」との指摘を受けたのに対応して本学内に各種委員会の設置を進めた。教育研究組織の適切性については、全学的な組織として21世紀教育改革委員会(3-24)(3-25【ウェブ】)と21世紀研究推進委員会(3-26)が適切性を見直しをする実務的な役割を果たし、自己点検・評価委員会が定期的な点検・評価を行っている。これらの委員会では附属施設の存在意義についても検討する責務を担っている。

教育組織・研究組織の今後の在り方についても定期的に検討する各種委員会が各部署に常設されている。経済学部には将来構想委員会(3-27)があり、総合社会学部には長期ビジョン委員会(3-28)が、また農学部には農学部戦略会議(3-29)が、理工学部には運営会議(3-30)が、建築学部には学部長の諮問機関として中長期計画策定委員会(3-31)が設置されている。同様の

役割を果たす委員会として、法学部には法学部改革本部(3-32)およびその内部にカリキュラムデザイン・教育改革・教育情報3部門のワークグループがあり、医学部には教育評価委員会(3-33)、共同研究施設運営委員会(3-34)、医学部IR委員会(3-35)が設置されている。これらの委員会では教育・研究組織の将来構想につき議論が交わされ、各部署の将来像を提示するとともに、それに相応しい人材の確保が図られている実態を可視化する役割を果たしている(3-36)。これらの課題については、各部署の執行部も積極的に関与しており、例えば、理工学部では執行部全体会議(3-37)で、国際学部では運営協議会(3-38~40)で議論が交わされている。産業理工学部では「学部改革基本構想(案)」が作成され、教授会で承認された。各部署での点検・評価は各部署の自己点検・評価委員会によって取りまとめられた後、全学自己点検・評価委員会においてその内容が審議されるとともに、年度ごとに報告書が作成され公表されている(3-41【ウェブ】)。

また、社会の動向やニーズに対応すべく、研究所の新設、学部・学科の改組を常に検討している。Society 5.0への対応、今後の超デジタル社会で必要とされるICT技術の教育を担う組織として、令和2年4月に、本学として18番目となる研究所である「情報学研究所」を開設した。また、情報系新学部設置も視野に入れ、準備を進めている(3-42【ウェブ】)。さらに、今後の脱炭素社会、カーボンフリーエネルギーを志向したエネルギーを研究・教育する新学科の設置を計画し、教員採用を開始した(3-43【ウェブ】)。また、これらの開設に向け、既存の学科定員の再検討も行われた。これらの新設は、関連する学部での検討を経て、大学協議会ならびに理事会で承認を受けている(3-44)。

(2) 長所・特色

現在開設されている学部・研究科および研究所等の附属施設は、いずれも本学の建学の精神と教育の目的を基盤にして、学則・別記(1)に定められた「アドミッションポリシー」、「カリキュラムポリシー」、「ディプロマポリシー」の3つのポリシー(3-2)に則り、各学部の特徴を明確に表した独自の教育方針を立て、教育・研究活動を活発に推進している。例えば、薬学部医療薬学科では、病院を有する強みを活かした早期体験学習や医薬連携教育が充実している。さらに、ハワイ大学薬学部との短期海外研修プログラムも導入し、グローバルな観点から薬学について学んでいる。また、創薬科学科では、薬学分野の知識とテクノロジーを学び、講義のみならず社会人基礎力を養うチーム基盤型学習が取り入れられ、生命科学の最前線で活躍できる研究者養成を目指している。薬学研究科では、2病院のみならず、堺市総合医療センター、スギ薬局も加わり、臨床・薬局業務と臨床薬学研究を並行して行えるプログラムが実施されている(3-45【ウェブ】)。併設されるアンチエイジングセンターでは公開講座を開催し、その成果を国民に広く情報発信している(3-6(a))。農学部では、未来志向型の6学科による教育・研究成果のみならず、水産研究所と附属農場の研究成果が古くから認知されており、これに加えて、平成30年に学部を積極的につなぐアグリ技術革新研究所が設置されたことにより、これまで以上に大学の理念・

目的を達成する手段が備わり、これからの農学にとって必要不可欠な組織がさらに充実したといえる。また、農学部では「里山学連続公開講座」を開き、社会に情報を発信している(3-8【ウェブ】)(3-46【ウェブ】)。医学部には、問題解決力を身につけるテュートリアル(少人数教育プログラム)や最先端の設備で最新の医療技術を学ぶことができる臨床実習など、優秀な医師を育てるカリキュラムがあり、内科学や外科学、小児科学、放射線医学など、医学全般を学ぶ。さらに、大学病院が隣接するというメリットを活かし、1年次から実際の医療現場で患者と接する実習が始まる。また、併設されているライフサイエンス研究所は、各講座の研究のみでなく学生の「自律的学習能力」の効果的な育成に貢献している(3-47【ウェブ】)。理工学部の7学科は、いずれも実学精神に基づき、確かな教養とスキルを身につけ、21世紀が抱える社会の課題を自分の視点で解決し、実社会で活躍できる人材の育成に努めている。その一環として、文部科学省「大学の世界展開力強化事業」に採択されたプロジェクトを通じて、ロシアの協定校との間で交流を深め、国際感豊かな感性でモノづくりができる人材の養成を行っている(3-48(a)【ウェブ】)。また、「東大阪モノづくり専攻」では、東大阪の企業との連携・交流をはかり、技術開発、産業の発展に貢献する能力の養成を目的に「近大ものづくり工房」と名付けられたセンターが設置されている(3-48(b)【ウェブ】)(3-48(c)【ウェブ】)。また、「理学専攻」には準医療職である遺伝カウンセラー養成課程が設立されている(3-48(d)【ウェブ】)。さらに、次世代バイオ・リサイクル燃料開発に係わるバイオコークス研究所の研究には社会から大きな期待が寄せられている(3-12(b)【ウェブ】)。さらに、共同利用センターは、世界最高水準の研究機器を設置し、私立大学としては類例のない施設になっている(3-12(d)【ウェブ】)。工学部では、一般社団法人日本技術者教育認定機構(JABEE)等による評価によって、附置研究所・センター等の組織の教育研究機能が補完されていることが認証されている(3-49【ウェブ】)。経済学部では、経済学を学ぶ他、1人1台のコンピュータを利用した実習により、OfficeApplicationの基本操作だけでなく、プログラミングなどの専門スキルやITスキル育成のために必要な基礎知識も効率的に学ぶことができるカリキュラムが編成されている(3-50【ウェブ】)。国際学部では、1年後期からの留学で、英語、中国語、または韓国語の運用能力を磨き、帰国後には本学への留学生達と一緒に学ぶことで、高いコミュニケーションスキルと国際色豊かな幅広い教養や考え抜く力ならびに行動力を養うことができる(3-51【ウェブ】)。

令和2年度の外部評価委員会では、「こうした大規模な組織の適切性に関して、点検・評価を『21世紀教育改革委員会』と『21世紀研究推進委員会』が担当し、相互に連携して建学の理念に沿った活動の組織的な点検を行っている。その結果として『近大マグロ』を一例とするユニークな成果も上がっている。」と評価された(3-52)。

(3) 問題点

研究教育組織に関する問題点として筆頭に挙げられるのは人材の確保である。例えば、医学部では臨床講座での診療・教育をカバーする人員が不足しがちである。薬学部では薬局薬剤師経験

のある実務家教員が不足している。薬学研究科では産学連携および大学発ベンチャー企業「ア・ファーマ近大」の発展を推進できる人材が必要とされている。

変化する入学者の多様化や社会的ニーズ、大学の国際化への対応に当たっての課題も指摘される。農学部では学科名称を変更し、「生物機能科学科」が誕生した(3-53【ウェブ】)のを機に、より効率的な教育・研究組織の構築が求められるとともに、副専攻制度の導入について検討がなされている(3-54)。また、全学的に大学ホームページの英語化が進められているが、専門分野、特に個々の研究内容に関する英語化は遅れており、例えば農学部において、外国人の留学志望学生への便宜を図るために英語版の大学ホームページ作成が一部の研究室で実施されているに留まっている(3-55【ウェブ】)。医学部では講座の改編(大講座化と細分化)が行われたが、その評価が十分には行われていない。また、臨床研究を活性化するために臨床中核病院やゲノム中核病院の指定を実現するような組織編制が課題であるとともに、海外からの研究者、学生、教員を受け入れるための態勢が十分ではなく、医学研究科では継続的に国費留学生の受け入れを行っているものの、全体としては国際化に遅れを生じている。薬学研究科においては新規に設置された医療施設との連携講座への進学希望者が増加しており、講座増設を検討する必要が生じている。近年、リカレント教育の社会的要請が高まる中、法学研究科ではその方法としてメディア授業が検討されているが、リカレント教育のプログラムや履修モデルについて全学的な体制整備が今後の課題となる。

各部署に特有の問題点も指摘される。国際学部は平成28年度に開設された新設学部ということから、学部間連携の推進が不十分であった。そこで他学部との連携による文理融合科目「教養特殊講義」の開講を目指していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の留学プログラムへの影響により実現していない。状況が好転すれば速やかに実施する予定である。

医学部および近畿大学病院は令和6年度に移転を完了する予定であるが、それに伴う施設・センターの改編や新設、若手医師・研究者確保が課題である(3-56【ウェブ】)。産業理工学部では、包括協定を結んだ地方自治体も含めて多様な地域連携が地域連携研究センターとは別に実施されているものの(3-57【ウェブ】)、地域連携研究センターの具体的な事業計画が定められていない。

教育研究組織の適切性を点検・評価する仕組みについての問題点として挙げられるのは、各部署に設置されている自己点検・評価委員会の機能強化であり、検証プロセスのなお一層の明瞭化、審査基準の統一化が求められる。これを補完する意味で、法学部では改革本部が設置されたが、必ずしも中核的な機能を果たしておらず、将来的には外部評価の方途も模索している。組織の点検・評価に当たっては、今後のあるべき姿を見通す必要があるため、経済学部や総合社会学部、建築学部、農学部では将来構想委員会や長期ビジョン委員会、中長期計画策定委員会が設置され、その機能の発揮が待たれる。また教員個人に求められる要件の変化に対応すべく、農学部では教員業績評価自己申告表の評価基準の適宜見直しが計画されている。研究組織の新規設置あるいは改組後、間もない学部(工学部等)においては、検証体制の確立が今後の課題として残っている。

令和2年度の外部評価委員会では、「教育・研究の成果に加えて社会貢献や外部資金の調達などに明確な指標を設けて評価の向上に努め、活動実態が明確でない付置施設の存在意義の検討を行う必要があるが、そのためには、教育研究組織を社会変動に即してフレキシブルに活性化できる条件の整備が必要であると考えられる。」との指摘を受けた。令和2年度に定められた「学校法人近畿大学中期計画」(3-58)では、外部資金も含めて可能な限り数値目標を設定することで策定しており、「社会連携・社会貢献に関する方針」(3-59)、「近畿大学国際化のビジョン」(3-60)も揃ったことから、基準および目標の達成に向けた活動を展開していく。また、付置施設の適切性を含めた点検・評価ならびに改善活動は、自己・点検評価委員会および21世紀研究推進委員会において推進を図る。

(4) 全体のまとめ

本章「(1) 現状説明：点検・評価項目①」の項で述べたように、本学は、「建学の精神」と「教育の目的」を遂行するために、学則に示す「法律学、経済学、商学、理学、工学、薬学、農学、水産学、文学、社会学、国際学及び医学に関する学術の理論及び応用を深く研究教授し、人格を陶冶すること」を目的として、14学部48学科、大学院11研究科および法科大学院を教育研究組織として設置している。さらに、研究成果の効率を上げるために、専門性の高い17研究所、2農場および9センターを附設し、これに2つの病院も加わり、実学教育につながる成果(近大マグロ、近大マンゴー、バイオコックス等)をあげるとともに、それを社会に還元している。また、総合大学の利点を活かし、これらの組織が時代の要請や国際化される社会への対応などに呼応しながら、組織間で連携を密にとり、海外の大学とも学術交流を持つことで、優れた教育・研究が遂行できるような環境が作られている。また、文理融合型学部も設置し、文理協働の新しい発想を持った教養ある人材の育成も目指している。

そして、第2章の図2-1に示した教育・研究改革を目的とした自己改善サイクルが機能し、近畿大学内部質保証方針に基づいて、大学院・学部・研究所・センターなどの教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、教員の採用に当たっては、適宜委員会が設置され、適切な教員確保が図られている。さらに、教育組織・研究組織の今後の在り方についても定期的に検討する各種委員会が各部署に常設されており、各種委員会や会議での議論の結果は、教授会や大学院研究科委員会で審議されるとともにK-Shared等に公表され、各部署における教育・研究組織の改善と向上に直接結びついている。問題点として挙げられる国際化への対応は近年全学的な広がりを見せている。例えば、薬学部では海外研修プログラムの拡充が図られ、医学研究科では共通講義・演習の資料が英語表記とされた。また、建築学部では専門科目の英語授業が検討され(3-61)、産業理工学部では国際交流委員会が設置された(3-62)。さらに、グローバルエデュケーションセンターが中心となって、海外からの留学生が受講できる英語開講科目を拡充しており、国際学部はそのフロントランナーとして世界各国の留学生が受講できる英語科目を提供している。これにより国際学部生と留学生の交流が図られつ

つある(3-63【ウェブ】)。

以上のことから、本学が「建学の精神」と「教育の目的」を達成し、それを具現化しようとしていることは明らかで、そのために必要な教育・研究組織を適切に整備・配置していると判断できる。

今後は、現状の各教育・研究組織体系に甘んじることなく、総合大学としての学部連携・文理融合などの横断的な展開、変化する社会的ニーズや国際化への対応をさらに強力に推し進めるために、適材適所の人材確保が求められる。その実現のためにも、各部署に設置されている自己点検・評価委員会の機能強化、検証プロセスのなご一層の明瞭化、審査基準の統一化を図ることで、教育研究組織の適切な整備と改善に結びつけたい。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

大学の教育理念に掲げた人材の育成を達成するため、各学部では学部および学科ごとに、人材育成の目的を学則第1条2項の別記(2)に定めている(4-1【ウェブ】)。大学院についても研究科ごとに大学院学則第1条2項の別記において定めている(4-2【ウェブ】)。これに基づき各学部・研究科では授与する学位ごとに学位授与方針となるディプロマポリシーを設定し、建学の精神と教育理念・目的を踏まえて検証している(4-3~5)。学部・学科・研究科のディプロマポリシーは、履修要項や大学ホームページでも公表している(4-3【ウェブ】)(4-6)。

学部のディプロマポリシーは、「建学の精神」と「教育の目的」に基づき、「深い教養と高い志をもち、社会を支える気概をもった学生の育成」が確認できることにあり、厳格な成績評価を行い、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与している。なお、学生が卒業までに身につけるべき資質は、本学の教育方針であるディプロマポリシーに記している(4-3【ウェブ】)(4-6)。

平成26年度の大学評価(認証評価)で改善の指摘を受けた学部では、ディプロマポリシー、ならびに他のポリシーとの整合性について十分に検討し、適切な内容に変更した。認証評価の対象年度とは関係なく、全学的な自己点検・評価委員会で定めた方針のもと、各学部において、これらの各ポリシーは定期的に点検され、適切な内容に改定している。令和元年度については、3つのポリシーの適切性をはかる指標としてアセスメントポリシーを制定し(4-7【ウェブ】)、各学部等にはこれに基づき3つのポリシーの見直しを行うよう、学士力強化検討委員会より依頼がなされた(4-8)。これらの作業を通じ、ディプロマポリシーは、ホームページ、履修要項、シラバスなどで適切に公表されている。大学院においては、平成31年の中央教育審議会大学分科会の審議まとめや令和元年の省令改正に基づいて、大学院改革検討委員会・大学院委員会より学位プログラムの観点からの3つのポリシーの見直しが各研究科に依頼されて、適切に定められるとともに大学ホームページで公表されている(4-3【ウェブ】)。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

大学全体の教育理念・目的および育成する人材像を受け、学部、学科、研究科、専攻、コースごとの教育目標およびディプロマポリシーに沿って、教育理念・目的および育成する人材像を定め、卒業認定と学位授与ならびにこれを達成するために適切な教育課程の編成・実施方針となるカリキュラムポリシーを定め、大学ホームページで公開している(4-3【ウェブ】)。

全学共通科目である共通教養科目(外国語科目含む)については、「近畿大学の教養教育の目

のと目標」に基づいてカリキュラムが編成されている（4-9【ウェブ】）。

専門科目については、ディプロマポリシーに掲げられた能力を着実に修得できるように、科目を基幹科目、展開科目、発展科目、演習科目等に分類して配置している。令和2年度のカリキュラムポリシーの見直しでは、これらの科目を体系化した教育プログラムがディプロマポリシーのどの能力に結び付くかを具体化し、大学ホームページで公表している（4-3【ウェブ】）。

また、学部・研究科に留まらず、各学科・専攻・コースのカリキュラムポリシーも、学則第1条2項別記（2）および大学院学則第1条2項別記に定めたそれぞれの教育研究の目標、ならびに学部・研究科のカリキュラムポリシーに則って適切に定め、公表している（4-1【ウェブ】）（4-2【ウェブ】）。なお、学部・研究科、さらに各学科・専攻・コースのカリキュラムポリシーは履修要項にも記載し、入学時に新入生全員に配付している（4-6）。シラバスは、大学ホームページで公表されている（4-10【ウェブ】）。

なお、ディプロマポリシーに定めた学習成果としての資質・能力とカリキュラムの連関は、各学部・学科および研究科・専攻で定めたカリキュラムポリシー、カリキュラムツリー、カリキュラムマップ、科目ナンバリング等によってステークホルダーに周知されている（4-3【ウェブ】）（4-6）。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<開講科目の適切さ>

全ての学部・研究科において、ディプロマポリシー、およびカリキュラムポリシーに基づいて開講科目を決定している。授業科目は、各学年および各semesterで順次性を確保して開講している（4-6）。

【学部】

学部のカリキュラムは共通教養科目、外国語科目、専門科目（一部の学部は専門基礎科目も含む）から順次性をもって構成され、広い教養、語学をベースとして最終的には高い専門性を養う編成となっている（4-3【ウェブ】）（4-6）。

本学では、「近畿大学の教養教育の目的と目標」で「近畿大学の教養教育は、幅広い知識と深い洞察力を培い、豊かな人間関係と確かな主体性を確立する」ことを目的として掲げており、全学共通教育機構の教学ガバナンスのもとで、共通教養科目を全学で統一して整備している（4-9【ウェブ】）。平成24年度に共通教養科目の見直しが提言され、平成25年度からは学部教育に相応しい教育内容を保証するため、開講科目を全学共通開講科目と学部開講科目に分けて提供することとした（4-6）。

外国語科目のクラス分けに関しては、プレイスメントテストでの成績を元に習熟度別にクラス分けをしており、成績によってsemesterあるいは学年の区切りでクラス編成替えをするこ

ともある。このような習熟度別編成クラスの少人数教育により、効率的な語学教育を行っている。

専門科目は、専門につながる基礎科目を主に1学年に担当し、学年が上がるにつれて基礎から応用へと展開する科目を担当して専門知識を体系的に修得できるようにしている。また、4学年に卒業研究や総合演習科目を配置し、課題解決能力、論理的思考力、プレゼンテーション、ディスカッション能力などを能動的に引き出しつつ、これまで培ってきた専門知識や技術を総合化する工夫をしている(4-6)。

社会的および職業的自立を図るために必要な能力については、基礎ゼミやキャリアデザイン科目、インターンシップ、ボランティア(実習)などの科目により高めると共に、学外組織との連携によるアクティブ・ラーニング形式の授業を通じて、これら能力の向上につなげている(4-11【ウェブ】)。また、薬学部では企業との連携による演習、医学部では地域医療実習を取り入れるなど実務者教育に関わる連携等も推進している(4-12)(4-13)。さらに、法学部では、虎ノ門経済法律事務所による寄附講座「特別講義A(未来を担う若者へ)」を開講し、様々な方面で活躍する法学の実務家が法実務および法知識の実践的な活用方法を教育している(4-14)。

こうした体系的な科目配置を明示するため、各学部では開講科目とディプロマポリシーの関係をマトリクス表記したカリキュラムマップを整備し、科目ナンバリングを行っている。さらに、これらに学年配当を組み合わせたカリキュラムツリーも作成し、履修要項・カリキュラムガイドブック等で開示するほか、履修ガイダンスで学生全員へ周知している(4-6)。

【研究科】

博士前期課程では、コースワークに重きを置きながら、修士論文作成・発表を最終目標とするリサーチワークとのバランスに配慮した科目構成としている(4-6)。なお、平成26年度の大学評価(認証評価)では、大学院教育における順次性に関する情報の周知徹底が指摘されたため、大学院委員会によって各研究科において各専攻レベルで大学院の履修要項に掲載するカリキュラムツリー作成を行った(4-15)。コースワークでは、主専攻科目を核としつつ、幅広い選択科目を履修できるよう授業科目を開設しており、また複数教員による分野横断的な科目や専門英語力の強化を視野に入れた英語科目なども多く配置している(4-6)(4-10【ウェブ】)。これらのカリキュラムを通して幅広い基礎的教養と専門的知識を併せ持つ職業人の育成を図っている。

博士後期課程では前期課程の内容をさらに発展させ、研究の計画力と実施能力、データの理解力、解析力、判断力等を修得するためのリサーチワークに重心を移し、博士論文の作成・口頭発表と専門学術雑誌での公表を最終成果として、高度な専門的知識を有する研究者、技術者の育成を目指すカリキュラムとなっている(4-6)(4-10【ウェブ】)。

コースワークの導入に伴って、ディプロマポリシーなどの教育方針に基づいて必要と判断される授業科目が開設され、履修要項にカリキュラム体系表を記載し、授業科目とディプロマポリシーとの関連性を明確化している(4-6)(4-10【ウェブ】)。また令和元年度には、大学院のカリキュラムポリシーの見直しおよびカリキュラムツリーの作成を行った(4-16)。

＜教育内容の適切さ＞

教育内容についても、全ての学部・研究科において、ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーに基づいて、学士課程、大学院の修士課程・博士前期課程、博士課程・博士後期課程の各課程に相応しい教育内容が検討され、その提供が的確に行われている（4-6）。なお平成26年度の大学評価（認証評価）において、「教育課程の編成・実施方針について、農学研究科および産業技術研究科において、提供する教員内容や教育方法に関する基本的な考えや、提供する環境やカリキュラムについて示されていないため、改善が望まれる。」との指摘を受けて、21世紀教育改革委員会学士力強化検討委員会、教育改革推進センターの連名により求めた3つのポリシーの見直し要請により、教育課程の編成・実施方針も改定が行われた。全学的には、21世紀教育改革委員会・教育改革推進センター・全学共通教育機構が核になって、また学部・研究科では教務委員会を柱として、教育内容の点検・評価・改善を行っている（4-17～20）。そしてその教育内容の点検・評価・改善の内容は、自己点検・評価報告書を通じて自己点検・評価委員会と近畿大学未来戦略機構が確認するというサイクルが機能している（4-21）。

【学部】

共通教養科目は、「人間性・社会性」、「地域性・国際性」、「課題設定・問題解決」、「スポーツ・表現活動」の4科目群からなり、幅広い教養と豊かな人間性を育むため科目群ごとに修得すべき単位数の下限を設定し、バランス良い履修を促している（4-6）。また、全学部共通で1年次に開講される「基礎ゼミ（工学部では「フレッシュマンゼミナール」として開講）」は、必修で少人数のゼミ形式とし、コミュニケーション、プレゼンテーション、ディスカッション能力の育成を行うと共に、学年ごとの目標と目標達成のための実行計画を記載させる「My Campus Plan」（4-22【ウェブ】）や、大学生基礎力調査の結果である「自己発見レポート」（4-23【ウェブ】）を利用した学生との個別指導を実施することで、初年次教育として自律的に学修に取り組む動機付けを行い、卒業後の社会的・職業的自立にも結びつけている。なお紙ベースで運用していた「My Campus Plan」は、令和2年度後期から本学ポータルサイトの「Universal Passport（以下、UNIPAと略す）」にe-ポートフォリオの機能を付加し、Web上での運用が開始された（4-24）。また、大学生基礎力調査については、平成30年12月のグランドデザイン答申で示された「思考力」を客観的に測定する「GPS-Academic」へ移行した（4-25）。令和元年度入学生より導入したこのテストはコンピュータを利用したComputer Based Testing（CBT）であり、受検結果は最短で翌日にWebを通じて本人に返却され、入学後の迅速な学生指導に活用している。

外国語教育については、英語教育の共通基本目標および第二外国語教育の共通基本目標に基づいて、各課程に相応しい教育内容を提供している。また、英語科目で「英語演習」、「オーラル・イングリッシュ」を配置するなど、「読む・書く・聞く・話す」の4技能のバランスのとれたコミュニケーション能力の育成を行っている。さらに、専門に関わる外国語能力の養成のために専門教育科目においても英語科目を配置している（4-6）。

専門科目の教育内容は、各学部の教務委員会やカリキュラム検討委員会で検討し、知識を教授

する講義だけでなく、チームで課題解決や探求を行う演習・実習なども交えながら、学生が自律的に学修に取り組むための教育内容としている(4-6)(4-10【ウェブ】)。

社会が求める教育内容の質の確保という点では、一部の学部で日本技術者教育認定機構(JABEE)や薬学教育評価機構(JABPE)、日本医学教育評価機構(JACME)等の認定によって、外部機関の評価も活用して質的保証を行っている(4-26~28)。

高大連携に配慮した教育内容として、附属高校推薦入試・指定校推薦入試等の入試制度合格者に対する入学前リメディアル教育(e-learning 学習システムの利用、プレエントランス講義、小論文添削指導、入学前ガイダンスなど)を実施している(4-29)。さらに、入学後のリメディアル教育は、一部の理系学部で物理を未履修で入学した学生に対して学習支援室を開室する等、各学部で高・大の教育的接続性を考慮して実施している。なお、入学後のリメディアル教育の一環として、各専任教員は学生の相談や指導にあたるオフィスアワーを設定しており、学修支援や生活支援に役立てている(4-30【ウェブ】)。

【研究科】

大学院では、講義、演習、研究を交えながら、各専門分野が求める高度な内容と共に幅広い知識を身につける教育内容を提供しているが、本学ではさらに以下の工夫も行っている。

修士論文の作成指導では、指導教員によるきめ細かな指導を柱としつつ、中間発表会の開催やインターンシップ、複数の教員により指導を行うセカンドメジャー制(システム工学研究科、産業理工学研究科、総合理工学研究科東大阪モノづくり専攻)、修士1年次と2年次で指導教員が変更可能な制度(総合文化研究科)等、多様な視点から指導が受けられる体制づくりに努めている(4-6)。

また、総合大学の利点を活かし、多様な視点を持ち高度な専門性を有する職業人を育成するため、研究科の枠を超えた「教員養成プログラム」、「知的財産管理プログラム」、「現代都市政策プログラム」、「税務会計プログラム」を開講している(4-31【ウェブ】)。さらに、平成9~12年度に東大阪キャンパス・広島キャンパス・福岡キャンパス・和歌山キャンパスで連続して開催された理工系総合シンポジウムを継承する形で、大学院委員会の決定を経て、「院生サミット(主催:11研究科の持ち回り開催、対象:大学院生・大学院担当教員及び研究室配属学部学生)」が、平成21年から開催されている。「院生サミット」の目的は、①各研究科・専攻の専門分野の研究情報を共有して議論すること、②大学院生の知的好奇心を刺激して一体感と競争心を醸成すること、③大学院生に文理の枠を超えた多様な発想と論理的思考を享受させることである。現在まで、総合理工学研究科、システム工学研究科、産業理工学研究科、商学研究科・経済学研究科、生物理工学研究科、法学研究科、農学研究科、総合文化研究科、薬学研究科が担当して、計9回の院生サミットが開催された。院生サミットの報告書では、大学院生は学内の研究交流や多様な価値観を育むとともに、文理融合等のより広い観点から自分の研究内容を見つめ直す貴重な機会となっていることが示されている(4-32)。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催が延期された。

研究科における教育課程の適切性については、各研究科における委員会で審議し、大学院委員会による承認を経る組織的なシステムが確立している(4-33)。また、今後の大学院教育の在り方については、21世紀教育改革委員会における大学院改革検討委員会でプランが設定され、教育改革推進センターもしくは大学院委員会より実行指示がなされ、各研究科にて実施されるプロセスが整備されている(4-34)。

<学生のキャリア形成に関する教育の適切さ>

本学では、「実学教育」と「人格の陶冶」という建学の精神のもと、これからの時代に貢献できる人材を育成するため、学部では共通教養科目に「キャリアデザイン」を開講している(4-6)。また、ボランティア(実習)、インターンシップ、教職課程、各種資格取得講座などのプログラムを展開し、全教職員が、学生の学問的、人間的成長とキャリア形成を支援している(4-6)。さらには、生涯学習社会実現のために、学生と社会人と教員が共に学び合う機会として、「公開講座」も実施している(4-35【ウェブ】)。

また大学院では、キャリア形成のための実践的な科目を用意している。例えば、産業理工学研究科では実務能力を養成する科目として「技術文書作成演習」、「実践英語演習」を、産業界の現状を踏まえた「産業技術特論」を研究科の必修共通科目として開講している(4-36【ウェブ】)。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<教育方法および履修指導に関する措置・工夫>

授業形態(講義、演習、実験等)については学則に明確に定め、履修要項およびシラバスで学生に周知している(4-6)(4-10【ウェブ】)。UNIPAを導入し、ホームページで公開されているシラバスとUNIPAを用いた履修登録によって科目の履修が適切に行われるよう配慮している(4-10【ウェブ】)。シラバスおよび履修登録システムの運用・改善は、自己点検・評価報告書を通じて、自己点検・評価委員会と近畿大学未来戦略機構において確認を行う体制が構築できている。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のため、授業形態は大きく変更せざるを得ず、前期セメスターは全ての授業でZoom等を用いたメディア授業を実施した。一方、後期セメスターに関しては、実験や実習を中心に対面授業を再開したが、多くの授業科目に関してはメディア授業を併用して実施された。

【学部】

学生に対する履修指導として、各学科が学年単位で行うオリエンテーションや履修ガイダンスがあり、履修要項、シラバスを用いて単位制の概要、授業科目の選択とWeb履修登録、試験、進級条件、卒業要件を周知している。さらに、学則第1条別記(2)に定めた「教育研究の理念と目的」、「育成する人材像」、「カリキュラム編成上の特色」と整合するように編成されたカリキ

キュラムポリシーに基づいて履修を体系化したカリキュラムツリー・マップに則り、履修指導を実施している。なお令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のためオンラインもしくは書面での履修指導を実施した。また、各学部で単位取得状況を点検して適切な指導を行う制度として、学年進級条件を定めている(4-6)(4-10【ウェブ】)。

平成29年度外部評価委員会でアクティブ・ラーニングの必要性について指摘を受けた。これを改善するために、令和元年度シラバスから全ての授業に対してアクティブ・ラーニング形態での授業実施検討が図られた。この結果、各学部では学生の自律的で主体的な学修を導く教育方法として、アクティブ・ラーニング形態の授業が積極的に導入されている(4-10【ウェブ】)。少人数教育の重要性に鑑みて、講義科目の方法による授業であっても、クラスの分割等により1クラスあたりの学生数の適正化を図り、双方向授業の要素を取り入れるよう努めている(4-37)(4-38)。また、ゼミナールを必修科目に指定し(初年次の全学部で必修の「基礎ゼミ」等および高学年次のゼミナール(科目名・配当学年は学部・学科によって異なる))、学生が主体的に参加して議論を通じて学びを深める場を提供している(4-10【ウェブ】)。外国語科目についても、少人数・習熟度別クラス編成を行い、複数の担当者による場合であっても評価・出席管理等について合意形成した上でシラバスに従った授業運営にあたっている。平成29年度からは、全学部でアクティブ・ラーニング形態の文理横断的な教養科目「教養特殊講義」を開講している(4-39【ウェブ】)。

学則第20条2項において、授業科目の単位は、1単位を45時間の学習を必要とする内容をもって構成すると定めており、これは授業時間外に必要な学習を考慮してのことである。このような単位制度の趣旨および教育効果の観点に照らしてCAP制を導入し、授業時間外に十分な学習時間が確保されるように、期間(学年もしくは学期)内に履修できる単位数を制限する制度を設けている。単位数の上限は学部や学科により異なるが、概ね49単位以下である。学生には、その趣旨と内容を履修要項により周知し(4-6)、UNIPAを通じた履修登録により、システム上のアラート機能によってこの制限は確実に守られるようになっている。

全学的に、平成29年度からシラバスに各授業回数での授業外学修(予習・復習)の内容を明示し、自律的な学修をサポートするようにした(4-10【ウェブ】)。また、学修行動およびその成果の可視化、学生の学修意欲の向上、適切な修学指導に資すると共に、教育の国際化を促進するためにGPAを全学に導入している(4-6)(4-10【ウェブ】)。

また、前述のように全学部でオフィスアワーを設定し、学修相談、履修指導、生活指導、進路指導に対応できる体制を構築している。オフィスアワー時間帯は、シラバスやUNIPA等で周知し学生の便宜に供している(4-10【ウェブ】)。多くの学部で、学科ごとの履修ガイダンスまたはオリエンテーションに加えて、ゼミナール等担任教員が、「My Campus Plan」(4-22【ウェブ】)や大学生基礎力調査の結果である「自己発見レポート」(4-23【ウェブ】)を利用した個別指導を実施し、目標の設定と点検を踏まえた学修と学生生活の支援にあたっている。なお前述の通り、「My Campus Plan」は紙ベースの運用からe-ポートフォリオ「マイステップ」へ、大学生基礎力調査はGPS-Academicへそれぞれ発展的に移行し、学生指導の利便性が向上した(4-24)(4-

25)。

【研究科】

研究科は、大学院学則第1条において、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的に掲げており、その目的を達成するために必要な基本的な知識・技術・態度を確立することを目指している(4-2【ウェブ】)。このため、大学院学則第1条別記に定めた「教育研究の理念と目的」、「育成する人材像」、「カリキュラム編成上の特色」と整合するように編成されたカリキュラムポリシーに基づき、専修科目の講義・演習および研究指導とその他の科目を組み合わせ、また幅広い学識の獲得や関連分野の知識・技能吸収のために多くの選択科目を配置している(4-6)。そして、修士課程・博士前期課程では2年間で、博士後期課程では3年間で、さらに博士課程(4年制)では4年間、それぞれの学位課程の標準修業年限内で、研究を完成し学位論文を作成するように教育・研究指導を行っている。また、各研究科・専攻では、学生が円滑な各学位課程における履修を導き、学生自身が学習成果を確認できることを目的に、年度当初においてオリエンテーションや履修ガイダンスを行い、履修要項、シラバスを用いて単位制の概要、授業科目の選択とWeb履修登録、試験、修了要件等を周知している(4-6)(4-10【ウェブ】)。さらに、各研究科・専攻では、教育上の目的を達成するために、研究指導計画書に基づく学位論文の作成等に対する研究指導を実施している(4-40)。この研究指導計画の策定に当たっては、学生は「学位論文審査に関する手引き」でその内容を確認して、指導教員と協議のうえ、ディプロマポリシーに定める学習成果を理解するとともに、主要研究テーマの選定や研究計画を策定する(4-40)。さらに、各研究科・専攻では、適宜複数の教員による指導や進捗報告書の提出、中間発表会の開催により効果的な研究指導も行われている(4-6)(4-40)。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のため、学部同様、大学院においても講義、演習を中心にメディア授業になった。

<シラバスに関する措置・工夫>

各学部・研究科とも、大学所定の共通書式に従ってシラバスを作成している(4-10【ウェブ】)。共通書式については教育改革推進センターが「良い記入例」、「悪い記入例」等も併記した「シラバス記入上の留意事項」(4-37)(4-38)を毎年度作成して全専任教員、全非常勤教員に配付し、各学部・研究科の教務委員会、自己点検・評価委員会、シラバス所管委員会等が原稿の点検にあたり、適切な記載を各教員に指示している。教育改革推進センターは、「留意事項」の点検・改善に取り組んでおり、令和元年度は、①科目の到達目標とディプロマポリシーとの関係、②試験・課題等に対するフィードバックの内容と方式、③各授業回における授業外学修(予習・復習)の標準的な内容と時間を明記すること、令和2年度は、①アクティブ・ラーニングの形態、②ICTを活用したアクティブ・ラーニング、③実践的な教育内容を明記すること、の新たな記載事項の改定がなされた(4-37)(4-38)。さらに令和3年度のシラバスにおいては、令和2年度に新型コロナウイルス感染症による対面授業の代替として急遽導入した「メディア授業」に関し、対面授

業とのハイブリッド形式やオンデマンド授業などが実施される場合、予め確認して履修することができるよう、授業形態も明記することとした(4-41)。

学部・研究科によっては、事前点検に加えて、事後点検として、訂正・補完等の追跡調査・集約を図り、学生による授業評価アンケートと教員が作成するリフレクションペーパーでシラバスに沿った講義が行われていたか確認し、またピア・レビューによって授業内容と授業計画との整合性の確認と助言を行っている。リフレクションペーパーは、各学部・研究科の事務室等で公開され閲覧が可能である。シラバスは、大学ホームページもしくは各学部・研究科のホームページから科目個別のものを閲覧することが可能である(4-10【ウェブ】)。

多くの研究科では、担当教員の研究分野とそれに応じた授業内容・方法の違い、受講生の数、授業方式の違いから学部と異なった様式の授業評価アンケートを行っているため(4-42)、前述のことはそのままではあてはまらないが、学部と同等の授業評価アンケートを実施している場合は、シラバスに基づいた授業の実施について検証することが可能となっている。学部と同等内容でない場合でも、全研究科で実施されているリフレクションペーパーの提出によって授業内容の検証が可能となっている。

平成26年度の大学評価(認証評価)結果において、「シラバスは全学的に統一した形式で作成されているものの、その内容は教員によって精粗がある。内容の検証は、各学部・研究科とも組織的な体制で実施されておらず、特に、兼任教員のシラバス内容の検証は十分とはいえないので、組織的なシラバス内容の検証・改善システムの整備など、改善が望まれる。」との指摘を受けた(4-43)。これを改善するために、全ての学部・研究科において平成27年度から「シラバスの作成における点検・監査について」(4-44)に従った点検・監査を実施し、記載内容を各学部・研究科の教務委員会、自己点検・評価委員会、シラバス所管委員会等がチェックする体制を整備し、令和元年度もシラバスの内容・形式について記載状況の点検・監査を全件に対して実施した(4-45)。問題点が指摘されたシラバスについては、各学部事務部と連携して修正・補完を担当教員に指導・指示することで、さらなる精粗解消に向けて取り組んでいる。さらに、研究科では、平成30年度から成績評価および基準の項目にループリック導入を積極的に行っている(4-46)。

また、平成30年度の外部評価委員会では、「専任教員と非常勤教員の間でのシラバスの提示基準の統一を図ること」との指摘を受けた。これを改善するため、毎年、全専任教員、全非常勤教員へ全学統一の「シラバス記入上の留意事項」(4-37)(4-38)の配付を行い、シラバス作成参考資料として、全教員に周知徹底している。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

<成績評価と単位認定の適切さ>

いずれの学部・研究科においても、学則および大学院学則ならびに大学設置基準および大学院設置基準に従い、厳格な単位認定を行っている(全科目を必修とし、単位制を導入していない医学部を除く)。また、平成26年度の大学評価(認証評価)で、「1単位の授業項目を45時間の学

習を必要とする内容をもって構成することを明確にしていな

「習を必要とする内容をもって構成することを明確にしていな」との指摘を受けたため、学則（第20条）・大学院学則（第9条）において1単位の修得のために授業外学修を含む45時間の学習を要する旨を定め（4-1【ウェブ】）（4-6）、履修要項において各授業科目の単位を明示し、シラバスにおいて、各科目の講義内容と時間外学修内容、成績評価の基準項目とその比率を明示している（4-6）（4-10【ウェブ】）。また、各学部・研究科における成績評価、単位認定、学位授与に関して、毎年、自己点検をもとに評価報告書を作成し、自己点検・評価委員会と近畿大学未来戦略機構が、内部質保証の一環として、それらの適切性を確認・評価している。

授業は講義・実習・演習等の方式で行われており、それぞれのタイプで評価基準・方法が異なる。成績評価基準としては、試験・レポート・授業中課題への取組みなど、各科目の内容・講義・実習・演習といった方式に応じて、その成績評価項目の比率の合計が100%となるように設定し、予めシラバスにおいてこれを明示している（4-10【ウェブ】）。また、研究科では、ループリックを用いた定量的な成績評価が行われている（4-46）。なお、成績評価に際して、授業に出席することは当然のことであることから、出席点およびこれに相当するものを算入しないことは、教育改革推進センターからの通知によって周知徹底が図られている（4-37）（4-38）。

【学部】

成績評価は100点満点とし、秀（90点以上）、優（80点以上）、良（70点以上）、可（60点以上）、不可（60点未満）の5段階を定めており（平成25年以前の入学生については秀評価なし）、各教員がシラバスに示した評価方法で、学生の学習成果に応じて、成績評価を行っている（4-1【ウェブ】）。また、平成26年度入学生からGPAを全学導入し、学修行動・成果の可視化を図り、またグローバル化やその進展に対応するために、成績に国際通用性をもたせるようにしている（4-6）。さらに、GPA制度は、リメディアルクラスの学生の特定にも活用されている。また、各学部における科目群ごとの成績分布は、学士力強化検討委員会において取りまとめを行い、成績評価の平準化に対する取り組みを行っている（4-47）。

編入学生について、入学する以前の大学または短期大学等における学修を単位認定することは、学則に定められており、必要に応じて当該学校の履修要項やシラバスも参照しつつ教務委員会の審議に基づいて行われている（4-1【ウェブ】）。また、海外大学と提携している学部等の場合、提携大学における学修についても、同様に教務委員会、あるいは教務委員会に相当する組織がこれを認定している。この場合は、学部内規により、当該講義内容を精査し、単位認定している。

【研究科】

大学院学則第9条に基づき、授業の方式（講義・演習・実験等）を考慮して各科目2単位から6単位を設定し、大学院履修要項を用いて学生に周知した上で、シラバス記載の方法と基準に基づいて厳格な成績評価を行っている。各教員は留意事項に従って成績評価方法とループリックを用いた成績評価基準・論文審査基準を設定し、シラバスを通じて学生に明示している（4-10【ウ

ェブ】(4-46)。

平成26年度の大学評価(認証評価)結果において、「農学研究科博士後期課程において、貴研究科に入学する前に他研究科で修得した単位を30単位まで認定できるという規定があるが、既習得単位の認定について、大学院設置基準に基づき適切な単位数に設定するよう、早急に是正されたい。」との指摘を受けた。これを解決するために大学院学則第12条の2を改定し、平成27年4月1日より施行した(4-6)。

<学位授与の手続きおよび適切さ>

平成25年度の自己点検・評価後も、各学部・研究科の学位授与は、学則ならびに近畿大学学位規程に従って、ディプロマポリシーを踏まえて厳格に運用されており、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って学位を授与している(4-48)。卒業・修了の要件およびそれに必要な論文審査の手続きは学位規程に定め、学位論文提出手続き、審査体制および審査内容等についての詳細は「履修要項」に明示し、入学時のオリエンテーション、履修ガイダンス、Webページ、UNIPA等で周知している(4-6)(4-49【ウェブ】)。

学位授与に係る審査手続きは、各学部において卒業研究(卒業制作、卒業研究に係る公演等を含む)への数値評価や複数の審査員による審査体制の厳格化が進められている。例えば理工学部などでは、卒業研究の複数教員による審査とルーブリックを取り入れた評価が行われているが(4-50)、全学的には、21世紀教育改革委員会の内部組織である学士力強化検討委員会で協議が行われ、全学的なルーブリック評価の導入が計画されている(4-51)。また、平成28年度に開設された国際学部では、4年次に完成させる「卒業プロジェクト」において論文の他にも多様な発表形態を認めており、その形態に応じた成果物等の作成基準の詳細を学生に明示するとともに、評価基準についてもシラバス上で統一的に示している(4-52)。

研究科では、平成26年度の大学評価(認証評価)結果において、「満期退学者(博士課程または博士後期課程において修了に要する単位を取得後、退学した者)が、学位論文を提出することによって「課程博士」として学位認定することは適切でない」との指摘を受けたため、平成27年度より、再入学しなければ学位認定しないように大学院学則(第17条)、学位規程(第14条)、研究生規程(第2条)を改正した(4-2【ウェブ】)(4-6)(4-48)(4-53)。

また、各研究科では「学位論文の審査および最終試験」によって学習成果を評価している(4-2【ウェブ】)(4-6)。評価基準を明確化するため、各研究科においてルーブリック方式の学位論文審査基準が令和2年度に作成され、大学院委員会での審議・承認がなされた(4-54)。これは令和3年度以降の導入が決定している。なお、全研究科の学位論文審査基準は、大学ホームページでステークホルダーに周知するとともに(4-55【ウェブ】)、令和3年度のオリエンテーションもしくは履修ガイダンスにおいて全学生に対して文書で明示し周知することが大学院委員会で確認されている(4-54)。また、ほとんどの研究科において「学会発表や学会賞」などによっても学習成果を評価している(4-6)(4-10【ウェブ】)。医学研究科では、平成26年度の大学評価(認証評価)結果において指摘された、客観性、公平性の観点から問題が生じる「主査が指導教

授である点」について、「学位審査に関する申し合わせ」の改定案を作成した。改定案では、主査は指導教員以外の医学研究科教員とすること、また、学位論文の共著者である者は、主査、副主査または副査としないこと、さらに、指導教員が学位論文に関係する学術論文の共著者である場合には、副主査または副査にもなれないことを明記した。主査は指導教員以外の研究科教員とすること、学位論文に関係する学術論文の共著者は副主査または副査としないことに改善し、平成27年から実施した(4-56)。なお、平成30年12月に開催された大学院委員会において、医学研究科に倣い、他の研究科の博士課程・博士後期課程においても主査は指導教員以外の研究科教員とすることになった(4-57)。

令和元年の省令改正に沿って、令和元年12月に「学位論文審査基準」の策定が大学院部長から依頼され、1年間の検討を経て、令和2年度に全研究科で博士学位の「学位論文審査基準」が策定され、大学ホームページで周知された(4-55【ウェブ】)。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

本学では、「建学の精神」、「教育の目的」を実現するために、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーとしてその方針を定め、教育活動を進めるとともに、恒常的な教育の質保証と改善に努めている。これらの方針の達成状況、教育効果並びに学生の学修成果に対する測定・評価指標は、機関(大学)、教育課程(学部・学科)、科目の3つのレベルに対して、全学としてアセスメントポリシーを定めて、ホームページに公開している。

前後期 Semester ごとに全教員・全授業科目を対象とした「学生による授業評価アンケート」の実施によって科目ごとの学習成果の把握を行い、「卒業アンケート」により、4年間を通じての学習成果、ディプロマポリシーの達成度を把握するようにしている。また、平成29年度より「授業評価中間アンケート」も導入し、開講中の授業において、学生の理解度を確認・把握し、授業改善に役立てるようにしている(4-58)。さらに各学年での学生生活や学習成果の目標を設定し、半期ごとに点検、指導して学生自身の成長を評価する「My Campus Plan」を継続的に活用しており、入手情報の解析から、各学部で実効的な教育改善活動につなげている(4-22【ウェブ】)。平成26年度に正式導入されたGPA制度は、その分布や一覧表を作成することにより学習成果の可視化を実現し、また国際通用性を明確にするために教育改革推進センターを中心に、全学的あるいは各学部独自の活用の検討が進められている(4-59)。

医学部を除く全学部で、卒業研究に代表されるゼミナール科目が必修化された。また、学習成果を把握し、可視化するために、理系学部では研究成果を発表する場を設けており、優れた研究を顕彰している。文系学部においても、卒業研究を学習成果の評価に利用している。例えば、経営学部では、卒業研究を評価するループリックにおいて、大学で身につけた資質・能力を評価する項目を設定し、4段階で学習成果を可視化している。入学後、各入試方式で入学した学生がどのような能力を有しているかは、アセスメントテスト(具体的には株式会社ベネッセi-キャリアが開発したGPS-Academic)、プレイスメントテスト等を用いて確認している(4-60)。

卒業時には各学部より成績優秀者に対して学長賞、学部長賞を授与しており、モチベーションの向上を図っている。また、12学部（法学部、経済学部、経営学部、理工学部、建築学部、文芸学部、総合社会学部、国際学部、農学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部）で実施される「学業優秀者対象特待生制度」は、学生自身の学習成果の把握および学修活動へのインセンティブを与えている（4-61【ウェブ】）。

大学院委員会において、学位取得の学修プロセス管理の一環として「博士前期課程・博士後期課程研究指導計画」が、全研究科で整備された（4-40）。さらに、平成26年度の大学評価（認証評価）において、「全ての研究科でディプロマポリシーに学習成果が明示されていない」との指摘を受け、令和2年度に、全研究科の3つのポリシーの見直しが進められ、学習成果の評価基準として学修目標である資質・技能が明示された（4-3【ウェブ】）（4-15）。なお、この学修目標は、カリキュラムツリー・カリキュラムマップ・科目ナンバリング等によって、カリキュラムとの紐づけがされている（4-3【ウェブ】）。また、ほとんどの研究科では、「授業評価アンケート」が実施され、教育目標に沿った学習成果の測定、教育改善に利用されている（4-42）。

さらに、学習成果の把握や評価を行うにあたり、その根拠となる資料作成やデータによる支援を行う機関として、平成29年度よりIRセンターを設置し、IRセンターからの情報・分析結果を活用できるようになった（4-62）。IRセンターの学習分析結果は、教育改革推進センターを通して全学的に情報共有されている。平成30年度においては、事務所管であるIR推進室をIR・教育改革推進室へと発展的に統合し、教育改革推進センターと運営委員を同一とした委員会を発足させ、教育改革に関して一層の連携強化を図った（4-63）。また、毎年、各学部・研究科の学習成果を評価するため、自己点検をもとに評価報告書を作成し、自己点検・評価委員会と近畿大学未来戦略機構が、内部質保証の一環として、学習成果の確認・評価を行っている（4-64【ウェブ】）。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程に関する改善活動は、質保証のプロセスと同じく、21世紀教育改革委員会での立案（P）、教育改革推進センターと各部署での実施（D）、各学部および全学の自己点検・評価委員会による点検・評価（C）、近畿大学未来戦略推進機構による検討と指示（A）の過程により進められている。全学の教育課程およびその内容と方法の適切性については、毎年度実施される自己点検・評価を通じて定期的に点検・評価が行われている（4-64【ウェブ】）。また、教育目標、ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの適切性についての検証も、21世紀教育改革委員会と全学自己点検・評価委員会が担い、近畿大学未来戦略機構により確認されている。アドミッションポリシーを含めた3つのポリシーに関しては、21世紀教育改革委員会の下部組織である学士力強化検討委員会および教育改革推進センター連名による平成27年7月18日付の文書において、各学部・研究科へ現状、ならびに今後の変化に対応した見直しが求められ（4-4）、平

成 28 年度において全面改定がなされた。令和元年度には、教育改善サイクルを循環させるためにアセスメントポリシーが新たに策定・公表され、3つのポリシーと連携した評価・検証が進められている(4-7【ウェブ】)。さらに、令和元年度の各学部の自己点検・評価結果を受け、全学自己点検・評価委員会より近畿大学未来戦略機構に対して、多くの学部におけるカリキュラムポリシーの問題点が上申され(4-65)、教育改革推進センターから各学部・研究科へ見直しが求められた(4-4)。

各学部・研究科における教育目標、ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの適切性についての検証は、各学部・研究科の自己点検・評価委員会、およびそれと連携する教務委員会あるいは教務委員会に相当する委員会が担っている。また、開講されている授業科目の順次性と体系の適切性は、全学共通科目については全学共通教育機構で、また、専門教育科目は各学部・研究科の教務委員会および教務委員会に相当する組織・教授会・研究科委員会および研究科委員会に相当する組織で定期的に検証・改善している(4-17)(4-18)。なお、第三者評価である日本技術者教育認定機構(JABEE)、薬学教育評価機構(JABPE)、日本医学教育評価機構(JACME)、日本臨床心理士資格認定協会などの審査を定期的に受審することで、教育目標、ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの適切性を担保している学部もある(4-26~28【ウェブ】)。

教育成果の可視化に関連して GPA やポートフォリオが教育改革推進センター主催の全学 FD 研究集会(年2回開催)の全体テーマに取り上げられてきた(4-66)。加えて各学部・研究科でも教育方法・内容などの改善を図るための組織的研修の機会として FD 研修を実施している。学士力強化検討委員会においては GPA の標準化や活用について議論が進められている。GPA に関しては平成 26 年度に全学的に導入されたが、科目・担当者による偏りがあることや、GPA 算出方法そのものにも問題点が指摘され、検討課題となった(4-67)。これも点検・評価の結果、改善の必要性が見い出された例となっている。

【学部】

アクティブ・ラーニング形態の授業の導入、ルーブリックによる成績評価などの教育改善の PDCA サイクルは、教育改革推進センターからの指示に加え、教育の内容・方法およびその成果について教務委員会やカリキュラム検討委員会で検討し(P)、改善案を教授会に上申して取組みが遂行される(D)。その成果を授業評価アンケート、リフレクションペーパー、ピア・レビュー等により可視化し、FD 委員会と連携して学部の自己点検・評価委員会で評価し(C)、問題点に対しては所属長をトップとする学部や研究科の運営組織で対応を検討する(A)という流れで機能している。

授業評価アンケートは、本学では平成 10 年度に導入され、以後、平成 15 年度にリフレクションペーパーの導入、平成 16 年度に教員業績の特別手当への反映、平成 19 年度に全学部・全科目での実施、と着実に改善に努め、授業総合評価点の向上と学生満足度の向上につながっていた(例えば理工学部のデータでは、平成 12 年度から 20 年度にかけて 6.70 から 7.67 へ向上(4-68))。しかし、自由記述欄での不満が依然残る状況に鑑み、平成 30 年度より、4~5 週目を目安

とした中間での授業評価アンケートを実施することとした(4-58)。これは、授業評価アンケートにおける自由記述欄での学生からの要望を具体化した実例となっている。中間アンケートの実施により、学期末のみのアンケートでは当該学期の学生に対する授業改善がなされないという問題が解消され、一層の授業改善が進むことが期待される。このデータ分析と改善効果の検証は、令和2年度以降に実施される予定である。なお、中間アンケートは、従前から独自に実施していた学部・学科もあったため、推奨はWebによる簡易なアンケート実施としたが、ミニッツペーパーやその他手法による意見聴取も認め、各学部での実施状況を教育改革推進センターで取りまとめた(4-69)。

理工学部では、授業改善に資するPDCAサイクルを強化するために授業評価アンケートを中間・期末ともに改定した上で独自設問の追加を行い、令和元年度より実施している(4-70)。

【研究科】

大学院においても、21世紀教育改革委員会の第三次教育改革の策定を受け、大学院改革検討委員会が、全学的な観点から大学院の教育課程を俯瞰し、令和元年に中間報告をまとめた。各研究科ではこれに基づき、教務委員会や自己点検・評価委員会等関連委員会が連携して、教育課程およびその内容、方法の適切性について改善・向上に向けた取り組みを進めている。学部同様のシラバスの充実、ルーブリックによる成績評価、大学院生への研究倫理教育 e-learning、複数教員による学位論文研究指導、総合理工学研究科では専攻内だけでなく研究科全体の中間発表会「総合理工マスターズ」の開催、薬学研究科ではリサーチワーク分野と異なる分野をコースワークで習得する教育体系の試みなどが行われるようになった。また、全研究科を対象としたFD研修会を年に1回実施しており、教育成果の検証と教育内容・方法の改善に役立てている(4-71)。さらに多くの研究科において、研究科独自のFD研修会を定期的実施している(詳細は第6章参照)。さらに薬学研究科では、学習成果の把握・改善を目的とした大学院教育改善ワークショップを開催している(4-72)。

平成27年度からは、大学院委員会における通知により、総合理工学研究科を除く研究科において授業評価アンケートおよびリフレクションの実施が行われるようになり、授業評価アンケートの結果を授業に反映させている(4-42)。総合理工学研究科では、独自の授業評価アンケートを令和元年度後期から実施し、中間・期末アンケート・リフレクションを通じて授業改善効果の検証を行っている(4-73)。

点検・評価項目⑧：教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。(学士課程(専門職大学及び専門職学科)/大学院の専門職学位課程)

法科大学院においては、専門職大学院設置基準に則り、教育課程連携協議会を設置している(4-74)。構成員は、本学法科大学院長のほか、法科大学院の課程に係る職業である法曹から大阪弁護士会会員で法律実務に関し豊富な経験を有する弁護士、また前八尾市長で現在、大阪企業

経営協同組合顧問などを務める経済団体等関係者からの各1名、計3名としている。「産業界等との連携により教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施するために設ける」という教育課程連携協議会設置の趣旨に相応しいメンバーである。

本学法科大学院は、令和元年度に学生募集を停止したが、その一方で、本学としては、今後とも法曹養成に積極的に関与する方針である。現在、本学法学部において法曹コースを設置し、連携先等の法科大学院進学者を育成することを通して、法科大学院制度のもとでの法曹養成への関与を具体化させつつある。教育課程連携協議会においては、産業界等との連携のもと、本学における今後の法曹養成の質の向上を図る観点から、法科大学院にとどまらず、広く本学の取り組むべき法曹養成全般にわたり意見を求め、活用している（4-75）。

（2）長所・特色

本学は14学部48学科、大学院11研究科および法科大学院を擁する全国有数の規模を誇る総合大学でありながら、教育課程に関する認証評価の指摘事項に大学全体で迅速に対応しており、機動性を有し、それを発揮できている。また、社会の要求、時代・環境の変化を的確に把握し、即応できる体制が確立している。特に、教育課程の適正性についての定期的な点検・評価に資するため、新たにアセスメントポリシーが策定・公表され、自律的に内部質保証を維持する仕組みが整った（4-7【ウェブ】）。その他にも、教育課程の適切性の維持・改良のための多くの取り組みが継続的に成されている。以下、具体的に記載する。

<ディプロマポリシーの明確化>

本学の建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」、および「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」という教育の目的に照らし、大学全体の「教育目標」、「教育内容」、「学位授与方針」を明確化した。これを受け、各学部・研究科が教育目標（育成する人材像）を定め、それらの実現のために「3つのポリシー」を制定し公表することで、教育内容、学位授与に至る道程等を学生および社会に示すことができている（4-3【ウェブ】）（4-6）。

<カリキュラムポリシーの具体化>

ディプロマポリシー達成のため、どのような教育プログラムを提供するかとともに、プログラムにおける学習成果がディプロマポリシーのどの項目の修得につながるのかを令和2年度にカリキュラムポリシーにて具体化した。これにより学生が学びを通じて「何ができるようになったか」を可視化することに寄与している（4-3【ウェブ】）（4-6）。

＜教育課程の体系的な編成＞

【学部】

カリキュラムマップ、科目ナンバリング、カリキュラムツリーの作成によって、教育課程の体系が明確になり、教員・学生が共有化できた。また、各学部において、専門教育科目の開設状況と順次性のある体系的配置について定期的に検討を行うようになった（4-3【ウェブ】）（4-6）。

【研究科】

総合大学の強みを活かし、4つの学際教育プログラムの設置や研究科横断の「院生サミット」の開催によって、文理融合の幅広い視野の育成が図られている（4-32）。また、中間報告会やセカンドメジャー制の導入などによって、多様な視点から指導が受けられる体制づくりを行っている。さらに、学位取得の学修プロセス管理の一環として「博士前期課程・博士後期課程研究指導計画」が整備されている（4-40）。

＜効果的に教育を行うための取り組み＞

学部においても大学院においても、少人数教育、アクティブ・ラーニング授業の積極的導入等、自律的で主体的な学修を誘う教育方法を探求している。また、実務者教育に関わる企業等の外部機関との連携も推進している。令和2年度に関しては、全科目のメディア授業の導入によって社会情勢に応じた教育方法の構築を行っている。年度始めのガイダンス等により、学生が適切な履修科目を選択できるよう履修指導に努めている。学習成果の評価に関しても、大学・大学院共に単位制度の趣旨に従い、明確な成績評価基準に依拠した厳格な成績評価に基づいて行われている。これらの取り組みを支えるものがシラバスとその実質化であり、学部教育においてはCAP制とも合わさって学習時間の確保と自律的で主体的な学修の実現に貢献している。

シラバスの意義に関する教員の共通理解も深まり、全学共通書式・留意事項の遵守はもとより、シラバスに基づく授業遂行の重要性についても認識が共有されている。UNIPA上でのシラバス公開によって授業形態・到達目標・成績評価基準なども確認できる（ユニット制のもと学年別教育要綱を用いてきた医学部においても平成29年度から全学共通書式に移行）。

平成29年度シラバスから①科目の到達目標とディプロマポリシーとの関係、②試験・課題等に対するフィードバックの内容と方式、③各授業回における授業外学修（予習・復習）の標準的な内容と時間が新たに要記入項目に指定された。それぞれ①ディプロマポリシーに掲げられた学位授与・卒業認定に必要な素養・知識・技能等のうち当該科目を学修することによって学生が到達しうべきものを意識した学修、②課題への取り組みに対して教員が作成するフィードバック（学生一人ひとりに対する個別的なもの、もしくは受講者全員に向けた集合的なもの）を通じて達成度を認識した学修、ならびに③シラバスにおいて予習復習内容と標準学習時間を示すことによって、授業外学修への誘導および単位制度に見合った学習時間の確保に資することが期待される。令和元年度以降のシラバスでは、①アクティブ・ラーニングの形態、②ICTを活用したアクティブ・ラーニング、③実践的な教育内容を明記すること、等の新たな記載事項の改定が

なされ、学生の主体的参加を促す授業形態の導入が全学的に行われている（4-37）（4-38）。

なお、令和2年度前期は、新型コロナウイルス感染症のため、迅速な対応と対策を講じ、学部および大学院の講義は全てメディア授業方式を導入した。本学では大きなトラブルはなく、比較的スムーズにメディア授業を導入することができた。また令和3年度の授業運営に関しては、対面授業とメディア授業をハイブリッドで展開することや、共通教養科目のオンデマンド化に着手している（4-76【ウェブ】）。共通教養科目はこれまで通り対面授業でも開講し、学生が個々の考えで対面かオンデマンドかを選択できるようにする計画である。新たな選択肢を設けることで、通学にかかる時間や固定された授業時間帯におけるボランティアやインターンシップ等、その他の課外活動への参加を推進するだけでなく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大如何によっては再び入構禁止などの措置を講じなければならない可能性があり、対面授業を中止せざるを得ない状況においても質の高い授業を継続的に提供するための施策でもある。

本学通信教育部では、平成26年度から令和2年度までに42科目のオンデマンド授業を作成、配信しており、コンテンツ作成や受講者管理、単位修得に関する試験実施についてのノウハウが蓄積されている。全学共通教養科目のオンデマンド化推進に向け、通信教育部内に専門部署を新設し、コンテンツ撮影用のスタジオも追加設置した（4-77【ウェブ】）。

<教育成果の適切な把握と評価>

教育成果の適切な把握や評価を行うにあたり、その根拠となる資料作成やデータによる支援を行う機関として、平成29年度よりIRセンターが設置され、このIRセンターからの情報・分析結果を活用する仕組みが整った。そして、平成30年度からは、事務所管であるIR推進室をIR・教育改革推進室へと発展的に統合し、教育改革推進センターと運営委員を同一とした委員会を発足させ、教育改革と一層の連携強化を図った。これにより、従前からの21世紀教育改革委員会および教育改革推進センター、さらにはIRセンターが協働することで教学ガバナンスが強化され、教育改善のPDCAサイクルの実効性が進展している（4-62）（4-63）。具体的には、退学防止という目標に対し、入学時に実施するアセスメントテスト（学生行動・特性調査）に、成績や出席率など入学後の学生情報を加え、IRセンターで分析を行った。この結果について、各学部における修学支援の参考とするため、教育改革推進センター主催により、退学防止を中心とした全学FD研究集会を開催した（4-78）。平成30年度末の学籍情報が確定した後、退学者数や退学理由を整理し、近畿大学未来戦略機構と近畿大学教育推進組織である21世紀教育改革委員会と教育改革推進センターにフィードバックを行い、検証を経て次の改善サイクルを開始している。

平成28年度には、各学部・研究科の3つのポリシーの修正・更新および点検が実施され、より教育目標に沿った3つのポリシーが公開された（4-3【ウェブ】）。また、教育目標に沿った学習効果の測定および教育改善を効率化するために、複数回の授業評価アンケートの実施やWeb機能利用によるペーパーレス化、学生評価の時短等に向けたWebアンケートを実施している。

学生の学修を組織的に測定する評価指標として、「My Campus Plan」、学生による「授業評価

アンケート」、「卒業アンケート」、「TOEIC 団体受験」、「学業優秀者対象特待制度」の全学レベルでの実施は、評価の精密化や学生の学修活動へのインセンティブを高める活動として、教員のピア・サポート等を実施しつつ精密化と活用の幅を広げている。卒業認定は、各学部で継続的に厳格に実施されているのみならず、卒業認定での重要項目である卒業論文等に対して数値化した評価基準が作成されるなど、精密化が進んでいる。GPA 制度の導入から6年が経過し、学修の質を客観的によりよく可視化する仕組みが浸透し、定着してきている。特に、GPA 導入に伴う成績評価のガイドライン設定にも取り組んでいる(4-79)。また、「My Campus Plan」により、学生自身が自らの学修を自己評価し、半期目標の設定、行動計画の策定、自己点検の実施、次期セメスターの行動計画への反映を実行するための学修のPDCA サイクルの確立が図られている。これらの様々な学修支援の取り組みの成果の表れとして、薬剤師国家試験を学習成果の指標とする薬学部医療薬学科では、高い合格率を維持し(4-80【ウェブ】)、医学部でも、医師国家試験の合格率は全国医学部・医科大学中の平均よりも高い(4-81【ウェブ】)。また、農学部食品栄養学科における管理栄養士合格率も高い水準を維持している(4-82)。

このことに関し、令和2年度の外部評価委員会では、「教育課程の編成、学生の学習成果の客観化に対する対応は全体として相応である。」との評価を受けた(4-83)。

<教育課程の適正性についての定期的な点検・評価>

各学部・学科、各研究科・専攻において「3つのポリシー」を制定し、2回の見直しを経た後、これらのポリシーに沿った教育活動が行われている。令和元年度には3つのポリシーが達成されたかどうかを測定する指標としてアセスメントポリシーが策定され、令和2年度にはカリキュラムポリシーの具体化を中心とした3つのポリシーの見直しを実施し、ともに公表されている(4-3【ウェブ】)。今後は、各学科・専攻での学習成果を評価する取り組みなども取り入れ、それぞれのポリシーの見直しが検討されるといったように、教育課程の適正性につき常に点検・評価が行われることになる。

また、ピア・レビュー、授業評価アンケート、FD 研修会等が、教員の教育資質・能力の向上、シラバスの適切な作成等に貢献している。平成29年度からは、全授業科目での授業評価アンケート(期末実施)に加えて、現受講生に対する授業改善のための中間アンケートが、迅速な集計結果が得られるよう、UNIPAにより実施されている(4-58)。

【研究科】

授業内容・方法とシラバスとの整合性に関する検証は、担当教員の研究分野とそれに応じた授業内容・方法の違い、受講生の数、授業方式の違いから全研究科で統一された授業評価アンケートとして実施できていないものの、全ての研究科でアンケートが実施され、検証に活用している(4-42)。さらに、令和元年度～2年度に実施された3つのポリシーの見直しは、新しく策定された大学院アセスメントプランに基づいて実施された(4-3【ウェブ】)

全研究科を対象としたFD 研修会が年に1回実施されており、令和元年度のテーマは「大学院

教育におけるリベラルアーツ」(講師：東京工業大学教授)であった(4-71)。さらに、令和2年度は、「博士人材のキャリアパス」というテーマで、文部科学省・科学技術・学術政策研究所からの講師を招いて東京センターからのオンライン講習が実施された。各研究科においても、独自のFD研修会を開催する機会が増えており、教育成果の検証と教育内容・方法の改善に役立っている。

(3) 問題点

ディプロマポリシーの定期的・継続的の点検に関し、社会の動きや社会からの要請、教育の現状を反映した対応や見直しができるよう、常に検証・評価が行える体制およびデータや資料の収集を、より一層行っておく必要がある。

多くの学部・研究科において、「My Campus Plan」、「授業評価アンケート」、「卒業生アンケート」、「修了者アンケート」等による教育成果の評価が行われつつあるものの、それらを一体的に活用するまでには至っていない。

また、授業時間外に必要な学修を考慮し、教育効果の観点に照らして、CAP制を導入し、授業時間外に十分な学習時間が確保されるように、期間(学年もしくは学期)内に履修できる単位数を制限する制度を設けている。単位数の上限は学部や学科により異なるが、概ね49単位以下である。しかし、農学部食品栄養学科では、50単位を超えた設定を行っており(4-84)、これに関しては令和3年度に49単位以内に是正する見込みである。

GPAの活用については、GPA活用の前提である成績評価の正規化・標準化についての取り組みも行っているが、科目・教員等によって偏りが見られるという問題が存在する。授業評価アンケートは、各教員による教育成果の測定、教育内容や方法の改善に役立っているが、学部や学科レベルにおける教育目標・教育内容・教育方法の改善にまで十分に利用されていない現状がある。また、Webを介したUNIPAでの実施に移行してから回収率の低下がみられるようになっており、その改善に向けた取り組みも必要である。

平成25年度自己点検・評価時に課題となった卒業・修了後の一定期間経過した卒業生・修了生の評価について、アンケートが実施されたが、今後、同窓会組織および学生が就職した企業との連携をさらに深め、分析を行うとともに、分析結果を用いた改善活動を進めていく必要がある。また、そのための検証に対する評価指標の整備を行う必要がある。

アセスメントポリシー・大学院アセスメントプランに基づく教育内容の評価と改善については、3つのポリシーの達成のためにどのように運用していくか、今後も不断の改善を進めていかなければならない。

令和2年度の外部評価委員会では、基準4に関して以下の3項目の指摘を受けた(4-83)。

1) CBTによるテストや、Webによる講義や補助教材の提示等の新しい学習要素が教育課程をサポートするようになってきており、近畿大学も積極的な導入を図っていることから、この面での学生支援とアセスメントの確立が求められている。

2) GPA 制については、リメディアルクラスの学生の正確な特定のためにも、第三者に客観的に示すことのできる統一の基準を設けること等が必要と考えられる。

3) アセスメントポリシーに適合した3ポリシーの対応は、自己評価の通り必要であるが、ディプロマポリシーに沿って可能となった能力を数値的なデータとして示すことも求められる。

1) に関しては、ICT 教育検討委員会において情報収集と検討を進め、改善方策を提示するとともに、教育改革推進センター主導により FD 研修会を開催して教員の理解促進を図る。2) に関しては、現在各学部で実施している成績不振者面談において GPA データの活用を行っているが、これがより効果的になるよう、学生生活支援検討委員会で検討するとともに、学力強化検討委員会で教育内容に反映させていく。3) に関しては、アセスメントポリシーの運用および検証を進めることで実現していく。

(4) 全体のまとめ

本学は、未来志向の「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神とし、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」を教育の目的として掲げ、14 学部 48 学科、法科大学院、大学院 11 研究科を擁している。それぞれの部局において、建学の精神と教育理念・目的に掲げた人材の育成を達成するために、授与する学位ごとにディプロマポリシーを定め、大学ホームページで公表すると共に、履修要項、シラバスに記載することで、学生や社会に対して周知を図っている。

また、ディプロマポリシーは、各学部・研究科に対して、定期的に検証・評価していくことが義務付けられており、社会の動きや社会からの要請、教育の現状を反映した適切な方針となるよう努めている。

各学部・研究科のディプロマポリシーに沿って、学部・研究科ごとに教育理念・目的および育成する人材像を定め、卒業認定と学位授与ならびにこれを達成するために適切なカリキュラムポリシーを定め、大学ホームページで公表している。各学部・研究科のカリキュラムポリシーは、履修要項でも記載することで周知を図っている。

全ての学部・研究科において、ディプロマポリシー、および教育課程のカリキュラムポリシーに基づいて開講科目を決定している。授業科目は、各学年および各セメスターで順次性を確保して開講している。また、開講されている授業科目の順次性と体系の適切性は、全学共通科目については全学共通教育機構で、また、専門教育科目は各学部・研究科の教務委員会あるいはそれに相当する教授会・研究科委員会等で定期的に検証・改善している。

これらの2つのポリシーにアドミッションポリシーを加えた3つのポリシーの妥当性を自己点検・評価するために、新たに「アセスメントポリシー」、「大学院アセスメントプラン」を制定し、内部質保証を目指した PDCA サイクルの自律的な運用を行っている。

学生に対する履修指導として、各学科が学年単位で行うオリエンテーションや履修ガイダンスがあり、履修要項、シラバスを用いて単位制の概要、授業科目の選択と Web 履修登録、試験、

進級条件、卒業要件を周知すると共に、カリキュラムツリー・マップを明示し、カリキュラムポリシーに則った履修指導を実施している。また、各学部で、単位取得状況を点検して適切な指導を行う制度として、学年進級条件を定めている。

各学部は、学生の自律的で主体的な学修を導く教育方法の開発と展開に努めており、アクティブ・ラーニングを取り入れたり、ゼミナールを必修科目にしたりすることで、学生が主体的に参加して議論を通じて学びを深める場を提供している。また、CAP 制を導入し、授業外での学習時間が確保されるようにすると共に、シラバスに各授業回数での授業外学修（予習・復習）の内容を明示し、自律的な学修をサポートするようにしている。

成績評価および単位認定については、学則および大学院学則ならびに大学設置基準および大学院設置基準に従い、厳格に行っている。履修要項において各授業科目の単位を明示し、シラバスにおいて、各科目の講義内容と時間外学修内容、成績評価の基準項目とその比率を明示している。また、各学部・研究科の学位授与は、学則ならびに学位規程に従って策定したディプロマポリシーを踏まえて厳格に運用されており、規程に則り、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って学位を授与している。卒業・修了の要件と、論文審査の手続きを学位規程に定め、学位論文提出手続き、審査体制および審査内容等についての詳細は「履修要項」に明示し、入学時のオリエンテーション、履修ガイダンス、Web ページ、UNIPA 等で周知している。

学生の学習成果については、学修行動およびその成果の可視化、学生の学修意欲の向上、適切な修学指導と教育の国際化を促進するために GPA を全学に導入し、その GPA の分布図や一覧表を用いて把握すると共に、学生による授業評価アンケートを用いて、科目ごとの学習成果の把握と教育改善に活用している。また、平成 29 年度からは IR センターが設置され、学習成果の把握や評価を行うにあたっての根拠となる資料作成やデータによる支援を行う体制が整ってきている。

教育目標、ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの適切性については、前述したアセスメントポリシーに基づいて 21 世紀教育改革委員会での計画（P）、教育改革推進センターと各学部・研究科での実施（D）を、全学自己点検・評価委員会が確認（C）し、全学内部質保証推進組織である近畿大学未来戦略機構に上申して、改善活動（A）へとつなげられ、全体的な点検・評価が回ることで検証されている。各学部・研究科に対しては、21 世紀教育改革委員会の下部組織である学士力強化検討委員会が中心的な役割を果たしつつ、教育改革推進センターおよび IR センターが連携を強化し、自己点検・評価委員会は、適切性の検証を各学部・研究科が行っているかの確認を行っている。各学部・研究科における教育目標、ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの適切性についての検証は、各学部・研究科の自己点検・評価委員会、およびそれと連携する教務委員会あるいは教務委員会に相当する委員会が担っている。このように令和元年度に、3つのポリシーが達成されたかどうかを測定する指標としてアセスメントポリシーおよび大学院アセスメントプランが策定・公表されたことから、今後は、各学科・専攻での学習成果を評価する取り組みなども取り入れ、それぞれのポリシーの見直しが検討されるといったように、内部質保証の観点から、教育課程の適正性につき常に点検・評価が自律的に行

われることとなる。大学院においては、令和2年度に実施した3つのポリシーの見直しにおいて、大学院アセスメントプランで定めた定量的・定性的評価方針に従って複数の研究科・専攻（農学研究科、生物理工学研究科等）で実施されたことが大学院委員会で報告されている（4-54）。

教育改善のPDCAサイクルは、教育改革推進センターからの指示事項に加え、教育の内容・方法およびその成果について各学部・研究科の担当委員会で検討し、必要に応じてカリキュラム検討委員会や自己点検・評価委員会等関連委員会とも連携して改善案を教授会に上程し（P）、各学部・研究科の担当委員会で規則に則り授業改善の取組みが遂行され（D）、その成果を授業評価アンケート、リフレクションペーパー、ピア・レビュー等により可視化することでFD委員会に相当する組織や自己点検・評価委員会、その関連委員会で検討し（C）、問題点に対しては教員、教務委員会や関連委員会が検討にあたる（A）という流れで機能している。

以上述べてきた本学の教育目標、ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーについては、卒業生に対しての検証にも積極的に取り組む必要がある。卒業後一定期間が経過して行う形式では、同窓会組織および学生が就職した企業と連携した卒業後アンケートが導入されたが、これらのアンケートや成績と卒業後の進路等の分析により、卒業生および大学の教育内容・方法に関する評価を得て検証するための評価指標整備、コース・専攻分けのシステムの適切性等を継続的に検討していく必要がある。

また、学生が教育目標を認識して学修に取り組むため、ガイダンス等での説明を継続し、留年者や退学者を減少させるため、成績不振学生への面談や個人指導の徹底、留年者へのフォローアップ体制の一層の充実を図るなどのピア・サポート型活動の継続も必要である。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のため、全学的なメディア授業導入が余儀なく行われ、図らずも教育へのICT導入が急速に促進された。このようなメディア授業のメリットやデメリットを精査し、感染症が収束したのちにも有効に取り入れ、より効果的な教育方法の取り組みを図り、今後もPDCAサイクルを回しながら、現状に満足せず、継続的改善に努める必要がある。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

アドミッションポリシーは、大学全体の方針と学部・研究科の方針の2段階で設定している。大学全体の方針は、建学の精神と教育理念・目的を踏まえた上で、ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの検討と併せ、21世紀教育改革委員会において検討・決定している。これを受けて、各学部・研究科でもディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーとともに検討し、学部・研究科ごとの特徴に合わせ、アドミッションポリシーを設定している。方針には、入学に際して求める能力、高校までに履修した科目ごとに求める学習歴と学力水準を含み、求める学生像を明確に示している(5-1~3【ウェブ】)。

方針の公開については、大学ホームページで一括して明示・公表している。また「入学試験要項」(5-4)、「大学院学生募集要項・大学院研究科概要」(5-5)においても受験生ならびに保護者が理解しやすいように明示し公開している。

入学希望者に求める水準は、学力試験、口頭試問、小論文、推薦入試や指定校推薦入試、協定校や附属高校から受け入れる推薦入試など多様な入試制度(5-4)(5-5)を通じて、学力試験、口頭試問、小論文などにより、総合的かつ適切に判定している(5-2【ウェブ】)(5-3【ウェブ】)。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

<アドミッションポリシーに基づく学生募集方法および入学者選抜制度の適切な設定>

大学全体の入学者選抜は、統一した日程を設定し、アドミッションポリシーに基づいて公正かつ適正な選抜が行われるよう、入学試験を実施している。

学部については、推薦入試(一般公募)、一般入試・前期(A日程およびB日程)、一般入試・後期、共通テスト併用方式(A日程およびB日程)、共通テスト利用方式(前期・中期・後期)、外国人留学生入試などに加え、高等学校長の推薦により学業および人物ともに優れた学生を受け入れる指定校推薦入試、21世紀教育連携パートナーシップ協定を締結した協定校や附属高校から受け入れる推薦入試など、多様な入試を実施している(5-4~9)。また、多様な入学機会の創出という観点から、編入学試験、社会人入学試験、帰国生入学試験、転学部・転学科試験も実施している(5-6【ウェブ】)(5-10【ウェブ】)。

大学院の入学者選抜は「入学選考日程表」に記され、対外的に公開されている。推薦を受けた校内学部生・一般学生・社会人を対象とした「9月入試」と「2月入試」を実施している。また、校内学部生で優秀な成績を収めた者の進学促進を図るため、7月には校内推薦入学選考を実施し

ている(5-5)(5-9【ウェブ】)(5-11)。さらに、外国人留学生入試を11月および2月に実施し、能力や適性において幅広く多様な学生を募集している。当該研究科委員会では、学生募集の方法や入学者選抜基準の妥当性およびアドミッションポリシーとの整合性についても確認を行い、透明性を確保している。

<学生募集方法および入学者選抜制度、授業料等の費用、経済的支援に関する情報提供>

これらの大学全体の試験詳細は、「入学試験要項」(5-4)、「入試ガイド」(5-7)、「大学院学生募集要項」(5-5)、「大学院学内推薦入学選考募集要項」(5-12)、「大学院・外国人留学生入学試験要項」(5-13)、大学ホームページ(5-6【ウェブ】)(5-9【ウェブ】)に明示し、それぞれ受験生に公正な機会を保障し、適切な学生募集を行っている。また、授業料、課外活動育成費、学生健保共済会費、学部学生部会費といった諸費用、奨学金制度や特待生制度による学費減免など経済的支援に関する情報についても、「入学試験要項」(5-4)、「入試ガイド」(5-7)、「大学院学生募集要項」(5-5)、「大学院学内推薦入学選考募集要項」(5-12)、「大学院・外国人留学生入学試験要項」(5-13)、大学ホームページ(5-6【ウェブ】)(5-9【ウェブ】)で提供を行っている。

<入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備>

入学試験担当副学長を実施本部長とする「入学試験実施本部」を設置して、責任の所在を明確にしている(5-14)。入学試験実施本部は、学部長から1名を副本部長とし、教学本部長や入学センター事務部長、試験を実施する各学部の学部長や事務(部)長などで構成している。また、各入学試験実施前に、全ての試験監督者と事務担当者が一堂に会し、全体打ち合わせを行っている(5-15)。この場において、監督要領や、過年度に発生したトラブルなどのケーススタディ、不正行為の未然防止など、特に注意を要する事項について説明し、併せて入学試験実施本部長からの訓示により、試験の厳正な実施を徹底している。

受験生が特別な配慮を必要とする場合は、学生部障がい学生支援課および該当学部と連携を図り、試験時間の延長や受験上の配慮に応じた試験室を設置するなど合理的な配慮に基づく適切な対応を行っている。

各学部受験教科・科目および利用可能な入試方式については、入学試験要項(5-4)、大学ホームページ(5-6【ウェブ】)等で詳しく紹介している。

入学試験問題については、入学試験出題委員会を組織し、問題の作成および質疑への対応等を行っている。この委員会は、副学長を出題委員長とし、文系科目担当副委員長1名、理系科目担当副委員長1名、医学部担当副委員長1名による3名の副委員長のもと、科目担当の出題委員を統括している。試験問題の適正に関して、試験終了直後に外部機関による検証を行っている(5-16)。外部検証後に採点・判定を行うことにより、仮に出題ミスが発生しても、その影響範囲を最小限に留めることができている。

大学院の入学者選抜の日程は、大学院委員会の責任において決定する。大学院入学選考の実施は、入学試験問題の作成も含めて基本的には各研究科が主体となって行っているが、募集要項は、

大学院委員会において大学院全体で統一したものを作成している(5-5)。学内入学選考の推薦基準も募集要項において厳格に定められている(5-12)。このように、大学院の入学選考実施のために、大学院委員会および各大学院研究科において、適切な責任体制が整備されている。

<公正な入学選考の実施と学生受け入れ>

入学選考の方法について、入学試験要項で、受験生に分かりやすく全学部の情報を一括して全学統一形式で提示している(5-4)(5-6【ウェブ】)。入学試験要項の速報版として、前年度の結果と次年度への予告を記載した入試ガイドでいち早く受験生に情報提供を行っている(5-7)。同時に大学ホームページで情報開示することにより、全学的な入学選考の透明性を保証している。

各研究科の学生募集方法、入学選考方法の適正については、アドミッションポリシーに基づく公正さを確保するため「大学院学生募集要項」にて公表している(5-5)。併せて各研究科の教育内容を紹介するパンフレット「入学案内 近畿大学大学院」を毎年刊行している(5-17)。また、文系研究科(法学研究科、商学研究科、経済学研究科、総合文化研究科)は合同入試説明会を開催し、研究内容、卒業後の進路等を説明し、個別相談も行い、志望者への生の情報提供に努めている(5-18【ウェブ】)。

入学選考は、学部において各学科で行った選考結果を学科長会議等で精査、議論を行い、その後教授会にて厳正かつ公平に審議のうえ、全学の大学協議会に持ち寄り、大学協議会で審議、承認している(5-19)。

各学部で協議された学生募集や入学選考の方法が、受験生に対して公正な方法であることを保証するために、適宜入学センターがその透明性を実務的に検証している。また、全試験終了後に各学部の代表者が集まる入試反省会において、出題ミス等の当該年度に発生した事項に対する経緯説明と再発防止策、次年度に向けた募集戦略、入試変更点の提案などの議題を協議し、次年度の方針を決定している。

大学院委員会、研究科委員会では、学生募集の方法や入学選考基準の妥当性およびアドミッションポリシーとの整合性を確認し、全研究科でルーブリック評価を導入するなど、透明性・公正性・公平性を確保している(5-20【ウェブ】)。入学選考は、各研究科で行った選考結果を研究科委員会にて審議、承認している。最終的には、3月の大学協議会で選考結果を審議している。

以上の通り、執り行う多様な入学選考の結果、アドミッションポリシーに沿った学生を受け入れることができている。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

収容定員の管理については、各学部教授会、各研究科委員会において、入学者数、在籍学生数

が収容定員と大きく乖離することがないように、過年度の入試結果および入学者数を踏まえ慎重に合否判定を行っている。全学的には、事務部長会議、学部長会議、大学院委員会、大学協議会において、適正な教育環境を確保するよう定員管理を行っている。

平成26年度の大学評価（認証評価）において「定員管理については、一部の学部・学科において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均および収容定員に対する在籍学生数比率が高いので、改善が望まれる」、「編入学定員に対する編入学生数比率が低い学部・学科や、収容定員に対する在籍学生数比率が高い学科や低い研究科があるので、改善が望まれる」との指摘を受けたが、平成27年度から「アクションプラン」として3年後の達成指標を設定し、単年度の現状と改善目標、改善方策、改善実績、次年度の課題と改善目標、自己達成度評価を各学部・研究科で作成し、自己点検・評価委員会に提出、その達成度評価を自己点検・評価委員会の執行部で実施した上で、各学部・研究科にフィードバックしながら、改善を進めてきた。

その結果、学部における入学定員に対する入学者数については、平成28年度1.17、平成29年度1.05、平成30年度1.00、令和元年度0.95、令和2年度1.01となっている（大学基礎データ表2）。本学は、合格者に対する入学者の比率、いわゆる歩留率が上位校の合格動向の影響を受けて予測しづらく、そのことが年度ごとの定員充足率のばらつきになっている。また、収容定員に対する在籍学生数については、平成28年度1.16、平成29年度1.14、平成30年度1.11、令和元年度1.06、令和2年度1.02である（大学基礎データ表2）。

歩留率の変化による入学者数の増加が在籍学生数の増加につながるため、毎年、入学者数を抑えることによって収容定員に対する在籍学生数の割合を低減させ、令和2年度現在で1.02にまで抑制することができた。特に、令和元年度の入学者数を定員比0.95に抑えることが在籍学生数の適正化につながった。令和2年度からも合格者数を低めに抑え、大幅な定員超過が起こらないように工夫している。学部ごとの在籍学生数を見ても、令和2年度は0.97～1.08となっており、概ね適正な水準となっている（大学基礎データ表2）。

平成26年度の大学評価（認証評価）において、医学部と産業理工学部に対して定員超過の改善勧告を受けているが、産業理工学部については、指定校推薦入試やAO入試といった筆記試験を課さない入試については出願基準を厳しくし、一般入試とセンター方式による入試については、前年までの各入試における歩留率を参考として合否判定を厳格に行うことで、入学者数を抑制する措置を取り、令和2年度の収容定員に対する在籍学生数を1.01にすることができた。しかし、医学部については1.08と依然基準を超えている。勧告を受けて医学部では入学定員に対する入学者数比率を0.99に抑制したが、留年者の増加が在籍学生数増大の主要な原因となっており、退学者数の少なさもこれに寄与している。医学部は、平成29年度に日本医学教育評価機構（JACME）による分野別認証評価を受審し、「適合」の評価を受けている。この際、国際認証基準に沿って教育課程を改革するとともに、学生が卒業時に国際基準を達成するためのマイルストーンを各学年の進級基準とした。これら学修評価と進級基準の厳格化により留年者が増加したことが、在籍学生数を増やすことにつながっている。その対策として、教育の質の改善を図るため、令和2年度には医学部教育センターを設置し、教育課程・学修評価・教員FD・地

域医療教育・IR 機能を統合的に組織として管理するシステムの整備を開始した。学生支援に関しては、平成30年度より、学生全員にメンターを配備し、同じ教員が少人数の同じ学生を6年間担当する方式に変更した。さらに、令和2年度には医学部教育センターの中に学修支援部門を設け、各学生の学修進度に対して適切な学修支援が行える体制を構築した(5-21)(5-22)。具体的には、前述のメンターによる指導体制とは別に、低学年の成績不良学生1、2名に対して、1名の特別指導教員が学修指導を担当する体制を構築し、高学年の成績不良学生に対しては、以前から実施している補習や合宿の内容を見直し、さらに効果的な補習指導を実施する方法を検討中である。これらが現行における留年者数減少に向けての対策となっている。さらに、長期的展望として在籍学生数を減少させていくために、1,2学年、3,4学年、5,6学年の2年間をそれぞれ4年以内で修了する必要があるという関門制度を令和元年度の入学生から導入し、学生の危機感と意欲を高める工夫をしている。

編入学については、全学部で毎年一定数の編入学生を受け入れている(大学基礎データ表2)。アドミッションポリシーに照らし合わせて一定水準以上の学生を合格させる方針で、厳選して入学を認めている。

大学院では入学定員に対する入学者数については、博士前期課程・修士課程が平成28年度0.89、平成29年度1.04、平成30年度0.95、令和元年度1.06、令和2年度1.09である(大学基礎データ表2)。また、収容定員に対する在籍学生数については、平成28年度0.88、平成29年度0.98、平成30年度1.00、令和元年度1.02、令和2年度1.08である(大学基礎データ表2)。学生への進学呼びかけの効果もあって、定員充足率が年々上昇している。ただし、経済学研究科、商学研究科では0.5未満となっているため、定員充足のためのさらなる工夫が必要である。博士後期課程では、入学定員に対する入学者数については平成28年度0.42、平成29年度0.38、平成30年度0.39、令和元年度0.55、令和2年度0.50である(大学基礎データ表2)。また、収容定員に対する在籍学生数については、平成28年度0.55、平成29年度0.54、平成30年度0.50、令和元年度0.50、令和2年度0.55である(大学基礎データ表2)。定員充足率は0.5程度で多くはないが、基準以内には収まっている。経済学研究科、農学研究科、システム工学研究科は、過去5年0.33未満、商学研究科は令和元年度、令和2年度で0.33未満となっており、定員充足のための組織的対応が必要となっている。そこで、各研究科における定員未充足の課題を大学院全体の課題と認識して、大学院部長を中心とする教学部会・大学院改善分科会において、その解決策が検討された。その一つとして、社会の要求に応える高度専門職業人の養成を目標とする研究科等の組織の枠を超えた学位プログラムである研究科等連係課程を令和4-5年度に設置する実質的な検討が進められている(5-23)。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学では、大学協議会や教授会、大学院委員会や研究科委員会において、それぞれ学部長、研

究科長から志願者数状況や合否判定結果などが報告(5-24)され、学生の受け入れの適切性について各学部・研究科と大学が連携しながら、点検・評価を行っている。入学センターからは、地域別志願者数の推移や他大学の志願状況、附属高校からの進学状況などが報告されるとともに、この情報は全学的に共有されて、以後の入試に向けた課題を明確にし、戦略的な学生募集を展開している。入試実施内容や入試制度、学生募集活動などについて、それぞれの学部で様々な観点から検証された結果として、新たな入試方法の導入や次年度に向けた改善方策、取り組むべき課題に関する事項などを検討し、入学センターに提出される。入学センターでは、これらを議事として取りまとめ、入試反省会に報告して協議される。その結果、全学部の合議により次年度の入試概要が決定される(5-25)。

入学センターでは、学部ごとに入試結果を取りまとめ、各学部にも所属する教職員に対して報告会(5-26)を行っている。報告会では、予備校等が発表する偏差値の推移や他大学との志願状況の比較なども検証しており、学部にも所属する教職員に学部の入試の現状を報告し、学生募集に対する意識を高めることで、高校訪問やオープンキャンパスなどのイベントへの協力体制を構築している。

大学院での入学者選抜にかかる適切性の検証は、研究科委員会が総合的に検討している(5-27)。こうした組織的な検証により、入試制度の改革を継続的に行っており、検証プロセスは概ね適切に機能している。

また、外部評価委員会にも諮り、改善に取り組んでいる(5-28)。例えば、平成30年度の外部評価委員会評価書で指摘のあった「英語4技能や多面的総合評価などの入試改革が必要」という点では、実用英語技能検定(英検)やTOEFL iBTなどの外部試験利用制度を構築した。令和元年度の外部評価委員会報告書では「全体としての受け入れ数が、学生定員に対して1.00に近いものの、それは調整の結果であり、各学部、研究科ごとに同じ受け入れ水準を維持できているわけではないので、改善に向けての努力が望まれる」との指摘を受けている。入学者数、在籍学生数の定員に対する充足率という量的側面にとらわれて、学生の能力水準という質的評価も怠ってはいけないとの指摘であるが、マークシート方式の試験であっても合格最低点を基準として一定水準以上の学生を確保するように努めている。また、入学後のアセスメントテストによって入学した学生の能力チェックを行っている。結果についてはIRセンターがデータ解析を行い、入試制度別の成績ならびにListening、Readingスコアの傾向や、年次変化を分析している。特に、附属高校については、大学で学ぶための学力をつけるためにどのような学習が望ましいかをフィードバックし、スコアの向上が見られており、高大連携の成果を挙げている(5-29)。外部評価委員会評価書では、さらに「研究科の一部においては、定員の充足にはるかにおよびないコースが見られるので、検討が必要である」との指摘もある(5-28)。この対策については「問題点」の項で後述する。「急激な少子化によって受験期の若年層の減少がシミュレーションで判明していることから、入学定員の中長期的なあり方についての検討」が必要との指摘については、『学校法人近畿大学中期計画』の中で検討を進めている(5-30)。

以上の取り組みの結果、多くの受験生を集めることができ、アドミッションポリシーに基づい

た適切で公正な入学者選抜が実施できている。しばらく定員超過が続いてきた在籍学生数も入学者の適切な管理・抑制によって適正化が図られている。

(2) 長所・特色

<学生の受け入れについて>

学生の受け入れについて、本学の最大の特長は一般入試の延べ志願者数が平成26年度から継続して日本一となっていることである。建学の精神である実学志向に基づく産官学連携や社会貢献、ユニークな研究活動による「近大ブランド」の構築と斬新かつ丁寧な広報活動、学生本位の懇切丁寧な教育活動などによって多くの受験生を集めている。受験対象者としての18歳人口が低下する中、研究・教育の質向上のためのさらなる努力、広報戦略の継続的な工夫によって、こうした状況を持続させていく。また、本学では全国初の完全ネット出願(5-31)を取り入れるなど、ITを活用した入試業務の省力化、社会ニーズの変化にあわせた入試制度改革等の取り組みを行ってきたが、これらを今後も継続させていく。

アドミッションポリシーについては、学則(5-32【ウェブ】)、入学試験要項(5-4)、大学ホームページ(5-1～3【ウェブ】)、入試情報サイト(5-6【ウェブ】)(5-9【ウェブ】)、オープンキャンパス(5-33【ウェブ】)、学外での受験生・高校教員対象の進学相談会、高校や予備校訪問、高校への出張講義や学部ガイダンス等、多様な機会を設けて方針を公開、説明しており、受験生を含む社会に対する説明責任を十分に果たしている。

また、多様な学生の受け入れの点では、障がい学生支援委員会(5-34)を設け、大学ホームページ(5-35【ウェブ】)において障がい学生支援指針(5-36【ウェブ】)を公開し、支援体制の明示を行っている。学生部障がい学生支援課では「バリアフリーマップ」(5-37【ウェブ】)を作成、配布することで、ハード面で障がいのある学生の受け入れ態勢を明示している。

<検証・改善について>

学生の受け入れの責任主体・組織、権限、手続きの検証、そこで生じた問題点に対する改善など、学生受け入れに対するPDCAサイクルが適切に実施されているため、これを今後も継続する。

(3) 問題点

<アドミッションポリシーについて>

アドミッションポリシーについては的確に公表されているものの、入学希望者に求める水準等の判定方法が文芸学部、総合社会学部、国際学部、医学部、産業理工学部、通信教育部、農学研究科、医学研究科、産業理工学研究科で明文化されていないので、早急に明文化し公表を行う。

また、多様な入学生を確保するために、方式の異なる入学試験を多数回にわたり実施すること

から、各学部の入学制度が複雑化している。それぞれの特色の異なる入学試験の種別を意識し、変化する社会的要請に応えるよう、定期的にアドミッションポリシーの改定に取り組む必要がある。また、受験生と直に接する入試説明会等の機会や SNS の活用など、新たな媒体の活用などによって、アドミッションポリシーを周知する機会を一層広げていく必要がある。

<入学者選抜方法について>

推薦入試（一般公募）・一般入試の全日程の学力試験では、マークシート方式による問題で試験を実施している。アドミッションポリシーに示す多様な能力をマークシート方式で判定するのは限界がある。医学部については記述式の問題を取り入れているが、短期間で採点することは不可能であることから全学部での記述式の早期導入は困難であるが、人工知能の進化によって実用レベルの技術が開発されれば、その活用により全学部における記述式試験が導入できることから、その可能性を検討していきたい。

大学院においては、出題内容の教員間格差の是正、適切な評価法、TOEIC の導入、口頭試問の客観的公平さの担保など、引き続き点検・評価により、改善・向上を行っていく。多様な専門領域を選択させる制度によって、入学後の成果を追跡し、入試制度の検証につなげていく必要がある。

<適切な定員の確保と在籍学生数の管理>

学部については適切な管理により在籍学生数は概ね適正化されたものの、医学部については 1.08 と基準を超えており（大学基礎データ表 2）、早急に適正化を図る必要がある。前述したように医学部では入学者数を抑えているにもかかわらず在籍学生数が減少しない原因は留年者数が多いことにある。このため、1 年次・2 年次での学習指導・生活指導に力を入れ、早期の段階での欠席や学修意欲喪失への対策を進めるとともに、既に実施している全学生に対する指導教員担任制の導入、医学部教育センターへの学修支援委員会の設置、学年制のより厳格な運用によって学修に対する学生の緊張感の維持を図る方策などや、これらの実効性を高めることにより留年者数の減少を目指す。

大学院では、博士前期・修士課程については、商学研究科、経済学研究科で定員充足率が 0.5 未満となっており（大学基礎データ表 2）、定員充足のための組織的取組が必要である。博士後期課程では、商学研究科、経済学研究科、農学研究科、システム工学研究科で定員充足率が 0.33 未満となっており（大学基礎データ表 2）、定員充足のための工夫が必要である。具体的な方策として、学費等の経済的負担を軽減するため、平成 30 年度から給付型奨学金制度の受け入れ人数を学部生、大学院生あわせて 134 名から 450 名に引き上げるとともに、学部在校生および研究科博士前期課程在校生に対する広報活動、入学試験制度の改善、大学院進学者に対する経済的支援の充実、大学院教育に対する教員のモチベーション向上の方策などを検討・実施し、入学者数増加の実現を図る。また、博士後期課程については、大学の研究力を一層向上させる施策を進めて、他大学からの進学者増加を図ること、修了生が研究職・教育職につけるよう大学自らが積

極的に雇用することも含め、出口保証へとつなげる工夫を行う。さらに、社会人学生を増やすために、研究指導や学修が一般的な就業時間外に行えるよう環境整備を図ることや、外国人留学生の受け入れ体制を一層充実させることも検討する。学校法人近畿大学中期計画（5-30）でも「大学院の充実と定員確保に努める」としており、大学院の定員確保は法人全体の中期課題として認識しており、継続した検討を行っていく。

一方、各研究科における定員未充足の課題を大学院全体の課題と認識して、大学院部長を中心とする教学部会・大学院改善分科会において、その解決策として、現在、新しい学位プログラムである研究科等連係課程を令和4-5年度に設置する検討が実施されている（5-23）。

<学生の受け入れ体制の充実>

全ての入試終了時に入学センターから入試全体に関する説明を受け、教授会において入試に関する検証を行い、検証結果に基づいて次年度の入試における受け入れ方針の改善を目指しているが、入学センターと各学部の入試委員会のさらなる連携が必要である。各学部では、入試業務に携わる専門職員の配置がなく、適切な検証の上、業務の効率化や人員不足の改善を図る。

また、大学院では、多くの研究科で、点検・評価から改善・向上につなげる手順について制度化されていないのが現状であるので早期の制度化を図る。

<外部評価委員会による指摘事項>

令和2年度の外部評価委員会では、基準5に関して以下の3項目の指摘を受けた（5-38）。

- 1) グローバル化の進展に対応するための留学生の受け入れの増大を検討
- 2) 急激な少子化によって受験期の若年層の減少がシミュレーションで判明していることから、入学定員の中長期的なあり方についての検討
- 3) 英語4技能や多面的総合評価などの要素をアドミッションポリシーの公表の中に盛り込み、大学への入学時に求められる能力について明示すること

1) および2) に関しては、学校法人近畿大学中期計画（5-30）において、留学生受け入れの目標値、入学者数・受験者数等を設定しているが、経営戦略委員会において、さらに長期的な視点から検討を行っていく。3) に関しては、推薦入試、一般入試（高得点科目重視方式）において、英語の外部試験利用制度を導入して対応しているが、アドミッションポリシーを含めて、求める能力に関しては、学士力強化検討委員会を中心に検討を進める。

(4) 全体のまとめ

アドミッションポリシーとしては、建学の精神と教育理念・目的を踏まえて適切に設定されており、受験生が理解しやすいように明示し公表している。入学するにあたって必要な学力水準、能力等については大学全体、各学部・研究科でアドミッションポリシーを明示している。入学者選抜においては、アドミッションポリシーに適合する学生を確保するために、公正性と客観性が

担保された様々な入試制度を入学試験実施本部、大学院委員会、研究科委員会が責任を持って実施している。また、入学者選抜方法は、入学試験要項、大学ホームページ等において公表され、透明性を確保している。

入試問題に関する対応については、入学試験出題委員会が担当、試験終了後には外部機関による入試問題の検証作業を行っている。大学院の入学者選抜の日程は、大学院委員会の責任のもと、決定を行っている。大学院入学選考の実施は、入学試験問題の作成も含めて基本的には各研究科が主体となって行っている。

入学者の選抜は、実施された選考結果を学部・研究科ごとに精査、議論を行い、その後、学部・研究科の教授会、研究科委員会にて厳正かつ公平に審査され、大学協議会で承認している。

各学部は、入学者数が入学定員に合致することを目指して合格者を出しており、令和2年度では入学定員充足率がほぼ1.00に改善できている。この継続が収容定員充足率の改善につながっているが、医学部については1.08と基準を超えており、入学者数の調整や留年者数の減少などの対策を講じ、早期に適正化を図る。大学院においては、複数の研究科で定員充足率が基準を下回っており、改善の必要がある。特に、経済学研究科・システム工学研究科の博士後期課程では充足率が低迷しており、さらなる定員充足率の向上方策が必要で、場合によっては定員の見直しも検討する必要がある。

学生の受け入れ体制については、入学センターを核として受け入れの実施、検証、改善が行われており機能しているが、今後は入学センターと各学部・研究科のさらなる連携強化を図っていく。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

本学は、大学の理念・目的および各学部、研究科の教育研究上の目的に基づき(6-1【ウェブ】)、大学として「求める教員像」と「教員組織の編制方針」を定めている(6-2【ウェブ】)。

大学が求める教員像として「(1) 近畿大学の建学の精神と教育理念・目的を深く理解し、アドミッションポリシー、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの3つの教育方針の実現に貢献する者。(2) 専攻分野に関する一定の研究業績・研究能力を有する者、または専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者。(3) 教育、研究、社会貢献、そして大学・部局の運営において自らの使命を自覚し、それらの発展に寄与するとともに、高い倫理性と清廉性を持って遂行できる者。」と明確に示し、大学ホームページで公表すると共に各学部・研究科の教員組織の編制方針に反映させている。

大学が求める教員像の制定は、全学および各学部・研究科の理念・目的に則った教育研究を遂行するために、各学部長等により構成される審議機関として大学協議会が学長のもとに設置され、策定・検討・審議・承認されてきた。この大学協議会において、同様の過程で制定された大学における教員組織の編制方針は、(1) 必要教員数(「大学設置基準」、「大学院設置基準」等の関連法令に基づき、適切な教員を配置する。収容定員に対する教員一人あたりの学生数に考慮した教員組織を適切に編制する。)(2) 教員編制(年齢、性別に考慮した適正な教育組織を編制する。グローバル化に対応する国際性を配慮した教員組織を編制する。)(3) 主要授業科目の担当(教育上主要と認める授業科目については、原則として専任の教授又は准教授が、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教が担当する。)(4) 教員の募集・採用・昇任(教員の募集は、原則公募とする。教員の採用・昇任では、「近畿大学教員選考基準」、「大学院教員に関する内規」、「各学部・研究科等における内規・申し合わせ」等の規程を、適切性と透明性を担保して運用する。)(5) 教育内容の改善のための組織的な研修等(教員の資質の向上ならびに教員組織としての多種多様な活動全般の向上に資するため、各学部・研究科等における組織的なFD活動を実施する。)である。そして、この大学における編制方針を学内で共有した上で、各学部・研究科において教員組織の編制に関する方針が制定され、大学ホームページにて公表されている(6-2【ウェブ】)。

この方針に則り、学部では、教員組織の編制に関する事項に関して審議を行い、学科では、学科長が学科会議を、コース主任がコース会議を開催することで、教員組織の編制について審議している。なお、教員組織の編制方針については、大学ホームページにおいても公表されている(6-3【ウェブ】)。例えば、経営学部では毎年開催される新任教員を対象とした説明会で学部内規を

配付して、教務委員長が中心となって、FD、学生支援を含む各種説明が行われている(6-4)。

また、大学院の教員組織の編制方針については、大学院部長が統轄し、各研究科では、大学院教員に関する内規に則り、研究科長が研究科委員会を開催し、教員組織の編制方針について審議している。学長は、大学院委員会（大学院部長、各研究科長および各研究科委員会の若干名の委員で構成）を開催し、大学院の教員組織の編制方針について審議・決定を行う（6-5【ウェブ】）(6-6)。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

本学の建学の精神と教育理念・目的を実現するために、各学部・研究科は、前述した5つの教員組織編制方針に基づいて、それぞれの教育理念や目的に応じたディプロマポリシー、教育課程の編制・実施方針を踏まえて、その教育研究活動を行う教員組織を編制するために、大学設置基準で定められた必要教員数を超える数の専任教員を配置し、各学部・研究科で定められた教員組織編制方針に則り、各学部・研究科における教育研究活動に必要な教員を適切に配置するように努めている。

このとき、各学部・研究科の単位で、毎年職位ごとの専任教員数、国際性、性別および年齢構成について集計し、例えば、教員の男女比のバランスを考慮した採用を行ってきたことにより、総合社会学部で女性教員の割合は34%(47人中16人)、経済学部で同割合は25%(48人中12人)となっている。このように現状について把握することで、引き続きバランスが取れた構成になるように調整を行うための基礎資料として参考にしており、過不足が生じる場合には是正を行いながら、常に適切な教員組織編制になるようにしている(6-7【ウェブ】)。

また、全学的見地から適切な教員組織編制が必要な外国語や教養科目については、各学部の教育方針に基づいて、全学共通教育機構が教員配置についての調整等を行っている。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

近畿大学は建学の精神および教育理念・目的を実現するために、本学が求める教員像と教員組織の編制方針を定めている。

教員の任用・昇任等については、「近畿大学教員選考基準」(6-8)、「大学院教員に関する内規」(6-6)、各学部・研究科における内規・申し合わせ等に明示されている。教員の新規採用は、全ての学部において原則公募による募集が行われ、募集に際しては、選考日程・応募資格(求める教員像)・審査手続きなどを明示している。学部では学科、科目グループ、教授会で選出された選考委員会等の協議に基づいて、教員の新規採用の根拠や採用する教員の専門分野・担当科目等が提案され、選考委員会・学部運営協議会等の議を経て教授会で審議・承認のうえ、学長・理事長の許可を得て教員の公募が行われる。

応募者の選考過程では、各学部の人事委員会／資格審査委員会／選考委員会による経歴・業績等の書類審査の後、模擬授業ならびに面接を経て採用候補者の順位付けが行われ、教授会での承認によって選考結果が決定されている。建築学部では採用候補者の決定に際して専任教員全員が参加する面接を行っている（6-9）。

教員の昇任についても学部内規等によって昇任基準を明示し、厳格に運営されている（6-10）～（6-22）。昇任審査は、各学部の人事委員会／資格審査委員会／選考委員会および同等の機能を持つ委員会によって行われ、教授会での投票等を経て、学長・理事長に昇任を上申している。

このように本学の各学部では、明文の規程・基準に基づいて透明性のある教員の採用・昇任が行われている。またこれらの基準は、定期的に見直され、必要に応じて改定・更新されている。例えば平成30年度においては、生物理工学部が「生物理工学部昇格基準および諒解事項」（6-20）、工学部が「専任教員（採用・昇任）選考規程、選考基準、選考基準細則」（6-21）をより具体的・客観的に改定している。

大学院については、各研究科の教員は原則として学部専任教員であるため、研究科のみでの教員の採用は行っていない。このために各研究科では、その基盤となる学部の専任教員採用・昇任に合わせて大学院担当の可否・形態について、研究科における人事委員会／資格審査委員会／選考委員会および同等の機能を持つ委員会において審査が行われ、その後、全学の大学院委員会において審査・承認が行われている。全ての研究科では、大学院担当・指導資格の審査基準は内規あるいは申し合わせ事項として明文化されている。農学研究科では「農学研究科における昇格、任用及び資格基準」により、職位ごとに大学院の指導資格の審査を毎年行っており、注目できる取り組みといえる（6-23）。

以上、本学教員の募集、採用、昇任等の基準、手続き、各種規程が整備・運用されていることから、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

本学では、全学で実施するFD研修会に加えて、各学部において独自のFD研修会を実施し、学外のFD研修会への参加を推奨している（6-24～36）。例えば、教育改革推進センターが主催する全学FD研究集会は毎年開催され（6-37）、「質保証、学習成果、アセスメント、成績評価」や「大人数講義法をもっと魅力的にする30の技法」などをテーマとすることで、「教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発および改善」につなげている。具体的には、大学院授業におけるルーブリックの活用にも寄与している（6-38）。「自治体との連携協定に基づく地域再生」などの実施例報告を通した「教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上」に資するFD活動の具体例では、八尾市との包括連携協定に基づいて、八尾市内の企業と本学が商品コンセプトと販売戦略を共同で考えた「鉄フライパン F。」の発売など、地域産業の活性化に貢献している例も多く、本学が持つ知の成果を社会に還元することへ繋がっている（6-39）。令和元年

度からは全学 FD 研修会のオンライン化やオンデマンド化を実現するに至り、時間的、地理的制約を排除した FD 活動を展開し、学部間格差を解消している。

人権委員会主催による人権問題に関する啓発活動が、春・秋・冬の年3回、人権週間として実施され、講演会、ビデオ上映会(6-40)を実施して人権問題への理解を深める機会を設けている。また、障がい学生支援委員会主催による「障がいのある学生に対する支援」について、毎年講演会を開催することで障がいをもった学生について理解を深め、不当な差別的取扱いの防止や合理的配慮を提供するよう努めている。

また教員評価については、新任を除く専任教員を対象に、①教育業績、②研究業績、③管理運営活動、④社会活動の各項目について評価を実施している。各教員の自己申告内容を学部等に設置された教員業績評価部会で審議し、次に学長を委員長とする全学の教員業績評価委員会で教員評価を最終決定する。結果は A, B, C の3段階評価で、最も高い A 評価者は当年度年末賞与と翌年度夏期賞与時に特別手当を支給している(6-41)。令和2年の具体的な割合は、A 評価が 23.8%、B 評価が 76.0%、C 評価が 0.2%であった(6-42)。これは、各教員の諸活動の進捗を把握するだけでなく、昇任審査等の基礎資料としても利用される。また、平成26年度からは毎年、researchmap を用いて教育活動、研究活動、社会活動等の可視化も行われている。教員評価のための基礎資料として利用されるだけでなく、教員の昇任審査の基礎資料として利用されている。

平成30年度からは、海外との共同研究を推進するため、長期多岐な視点に立った支援体制を構築し、国際ジャーナル論文投稿支援事業を行っている。エルゼビア社の世界最大級の査読済み文献データベースである Scopus に収録されたジャーナルを27分野に区分し、各 Top10%のジャーナルに掲載が決定された学術論文の投稿料を支援する制度で、国際共同研究や学術誌への掲載論文数および高被引用論文数の増加を目的としている。若手研究者からも申請があり、国際的に活躍できる研究者を養成する制度としても効果が期待される(6-43)。

この他にも、各学部においても特色ある取り組みが実施されており、授業改善に関する研究に対してその費用を助成する経営学部の「学部教育改善プロジェクト」(6-44)では、当該取り組み後に学部全教員対象の成果報告会を義務付けている。総合社会学部では独自の「専攻横断談話会」が開催され(6-45)、教員間の情報交換が円滑に常に行えるような仕組みを構築している。この他にも、平成10年度から導入された授業評価アンケートは、平成19年度より全学部全科目に対して実施されている。また平成15年度からは、授業評価アンケートに対してリフレクションペーパーを導入し、試験結果等を踏まえて、教員が当該授業について講評を公開することで、受講者である学生にフィードバックしている。さらに平成30年度からはセメスター中間期にも Web システムを利用した中間授業評価アンケートも実施されており、これまでよりも短いスパンで FD 活動に関する PDCA サイクルを回す取り組みも行われている。建築学部、文芸学部、総合社会学部、農学部、生物理工学部などで、教員相互による授業のピア・レビューが実施されている他、総合社会学部では英語科目において非常勤を含む全教員で授業改善委員会を年2回開催し、教員の資質向上につなげている。研究活動における教員の資質向上につながる特色ある取り組みとしては、農学部、生物理工学部、工学部で学部独自の学内研究助成金を提供し、イン

センティブを与えている。また産業理工学部では学部長、学部長補佐、所属学科長・部門長が個別面談による教員ヒアリングを実施することで、研究、教育ならびに社会貢献活動のサポートを行っている。

一方で、各研究科においては、基盤となる学部との共催でFD活動を実施してきた経緯があるが、平成26年度の大学評価（認証評価）における指摘事項となったことを受けて、それまで学部のFD委員会だけであった体制を改め、各研究科において自己点検・評価委員会（FD委員会）等を設置し、それぞれ独自のFD研修会の開催や授業評価アンケート、修了時アンケート等が実施され、大学院独自のFD活動を展開している（6-46～53）。さらに、平成24年度から毎年度継続して、全研究科（修士課程・博士課程）の教員を対象とした大学院FD研修会を開催している（6-54）。

また、教員の研究倫理の向上のために、現在は研究倫理に関するe-learning（eAPRIN）による学習が全教員、ならびに研究員、大学院生に義務付けられている。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

これまで、教員組織の適切性については、毎年の自己点検・評価活動によって、定期的な点検・評価が行われてきた。

そこでは、各学部・研究科などの専門分野にふさわしい教員編制となっているか、特定の範囲の年齢・性別に著しく偏ってはいないかなどが点検・評価されている。

各学部・研究科においては、学部長・研究科長の指揮のもとで人事委員会、研究科運営委員会等の組織によって毎年度点検・評価され、その結果をもとに各学部・研究科における教員組織の編制方針と照らし合わせて、改善・向上に向けた取り組みを行っている。例えば、建築学部では専任教員資格選考委員会、系別ネットワーク会議にて教育研究組織の適切性が検証されている（6-55）。

研究科においても教員資格の明確化が図られており、例えば、医学研究科や農学研究科では採用・昇任の基準が明文化されている（6-23）（6-56）。

平成29年度からは、「外部評価委員会」の意見を自己点検・評価活動に反映させることで、客観性・公平性を確保している。例えば、平成30年度の外部評価委員会では、「FD実施レベルの学部間格差の解消に取り組む必要がある。」という指摘を受けた。FDの実施回数、出席率に関して学部間格差があることから、FD実施母体である「教育改革推進センター」の運営委員会において、平成30年度末より運営委員（学部長補佐、学部事務（部）長）へ向けて、FDの意義、FD参加の必要性、学部全教員への複数回の開催通知を行うよう依頼した。全学で開催したFD研修会への学部ごとの出席者数、出席率を学内で開示し、少ない学部には協力と改善を求めている（6-57）。

令和元年度の外部評価委員会では、「学部ごとのST比や教員年齢のバランスについても点検

し、全学で問題意識を共有する必要がある。資質の高い教員採用と採用後の育成という観点からテニユアトラック制度の導入なども検討課題に挙げられる。」との指摘を受け、その解消に向けて取り組んでいる(6-58)。

令和2年4月に策定された学校法人近畿大学中期計画では、『4. 国際性と多様性の強化で「グローバルに強い大学」を目指す』に、(1)外国人や海外活動経験豊かな教育・研究人材を積極的に採用、(2)留学生及び本学在学生在がともに英語で授業を受けることのできる環境の整備、(3)海外の大学との連携を強化という目標が掲げられた。今後、教員人事計画における実施状況や効果について、各学部長から提出される報告書に基づいて、全学の点検・評価が行われることになる(6-59)。

(2) 長所・特色

本学では教員組織の編制について、学長を議長として学部長等によって構成される大学協議会において審議を行い、計画的で大学として一貫性のある人事を行う体制を構築している。教員組織の現在の状況をみると、専任教員数は全ての学部において設置基準で必要とされる人数を大きく上回っている。教員の年齢構成についても、各学部とも特定の年代に偏らず、概ねバランスのとれた状態となっている(6-7【ウェブ】)。

また、文系教員では全専任教員に占める女性教員の比率が、平成30年度、令和元年度、令和2年度でそれぞれ27.2%、26.8%、27.4%と相対的に高い(6-60)。これは学部長会議において学長より女性教員の積極的な採用を行うよう指示があったことに加え、全学的な教員組織の編制方針にて「年齢、性別に考慮した適正な教員組織の編制」を明記し、多様な教員を採用するよう取り組んできたことによる成果である(6-2【ウェブ】)(6-3【ウェブ】)。

教員組織の編制については、情報の開示と透明性の確保のために様々な方策がとられている。まず教員組織の編制方針は大学および学部・研究科を単位として大学ホームページで公開されている。教員の採用・昇任手続きについても、学部ごとに作成された規程と明文化された内規・申し合わせ事項に基づいた手続きを整備している。また大学および各学部が「大学として求める教員像」を大学ホームページで公開している(6-2【ウェブ】)(6-3【ウェブ】)。

教員の新規採用は、私募や招聘によって採用する客員教授の場合を例外として、全学部で全て公募であり、そのほとんどは、公募情報を科学技術振興機構研究者人材データベース(JREC-IN)にも掲載している。応募者に対しては各学部の人事委員会・審査委員会・選考委員会等で研究業績審査・面接・模擬授業などを行い、教授会での投票等によって採用候補者の順位付けまたは決定を行っている。教員の昇任についても学部ごとに基準を作成し、明示するとともに、定期的な昇任基準の見直しと改定を行っている。

教員の資質向上を図るため、FD活動も積極的に進められている。全学規模での全学FD研究会・大学院FD研修会に加えて、学部レベルでのFD研修会、研究科単位でのFD活動が実施されている。また、学生からの意見を授業改善につなげるために全学部で授業評価アンケートが

実施されており、平成30年度からは Semester 末だけでなく授業5～6週目前後に中間アンケートを実施している。研究倫理についての講習を e-learning (eAPRIN) によって、全ての教員、研究員および大学院生を対象に実施している点も FD 活動における特色である。

教員の教育活動、研究活動、社会活動等は、教員業績評価自己申告制度のもとで、学部・全学の評価部会が評価し、この評価に基づき A 評価者には当年度年末賞与と翌年度夏期賞与時に特別手当を支給している (6-61)。また、平成26年度からは researchmap を用いた研究業績の可視化も行われており、研究業績・競争的資金の獲得に向けた努力を個人研究費の額に反映させるインセンティブ運用が行われている。

教員組織の編制方針を点検・評価する仕組みとして、全ての学部で教員組織編制方針に基づいて年度ごとの人事計画を予め策定し、計画的に教員の新規採用や昇任手続きを進めている。これにより、各学部において、現状の教員組織の点検・評価と将来の見通しを定期的に検討する機会となり、教員組織の改善・向上に貢献している。

令和2年度の外部評価委員会では、「大学協議会の審議結果としての編制方針に従って、学部・研究科の特色によって定められている採用基準に基づいた、原則公募による採用が行われることになっており、透明性が確保されている。また、昇任についても透明性が確保性のある基準に基づく手続きとなっている。」ことが長所として挙げられた (6-62)。

(3) 問題点

教員組織の現況について、主として理系学部において女性教員の比率が低く、理工学部(6.7%)と生物理工学部(9.5%)で1割を下回っている。医学部では女性教員の比率について20%という目標値を設定しているが、現状では15%にとどまっている。教員構成における国際性についても、生物理工学部や農学部のように外国人教員比率が低い学部があり、大学全体の方針として掲げているグローバル化に対応が遅れている学部もある。

医学部に併設されている東洋医学研究所等の研究所のように、学部によっては人事関係の規程・内規等に曖昧な部分が存在するので、より精密な規定の整備が求められる。また、特任教授や実務教育担当教員など、例外的に私募や招聘によって採用する場合の内規、「実務経験を有する者」として採用された教員の前職における実績の評価基準などもそれに該当する。いわゆる大学無償化政策は、その適用を受ける条件として実務家教員が一定数の授業を担当することを求めているため、実務家教員が今後増加する可能性は高い。経営学部は実務経験を業績として評価する基準を作成しているが、他の学部でもその整備は急務である (6-12)。

研究業績の評価についても、査読の有無、海外雑誌への投稿などの研究業績形態の違いが評価結果に反映されるようなくみが各学部において整備されているが、掲載雑誌のインパクトファクターや論文の引用数なども考慮に入れたより精密な業績評価の基準を整備することが将来の課題となると思われる。また、学部内に自然科学・社会科学・教養基礎教育など異なる専門分野の教員がいる場合に、専門分野によって昇任や業績評価に偏りが出ないような基準の作成が

必要である。

令和2年度の外部評価委員会では、今後、取り組むべき課題として、「グローバル化が進展する社会に対応するための外国人教員のさらなる増加や、ダイバーシティの観点から女性教員の割合の増加が望まれることと、FD実施レベルの学部間格差の解消にも取り組む必要」について指摘された(6-62)。令和2年度策定の中期計画で『4.国際性と多様性の強化で「グローバルに強い大学」を目指す』において「外国人や海外活動経験の豊かな教育・研究人材を積極的に登用したり、海外研究者の招聘を積極的に進める」、令和元年度策定の大学として求める教員像で「(2)教員編制：年齢、性別に考慮した適正な教員組織を編制する。グローバル化に対応する国際性を配慮した教員組織を編制する。」の趣旨に沿って、ダイバーシティを一層推し進め、性別、国籍、年齢等に関わらず、多様な教職員の活動の場を広げるとともに、それぞれの能力が発揮できる大学を実現する。

また、FD活動については、教育改革推進センター委員会において、各学部・研究科独自のFD活動について、活動実績と活動予定表の作成を行うことで、活性化するための方策も講じられており、今後も教員の資質向上に向けての方策を組織的かつ多面的に実施することで、教員及び教員組織の改善につなげていく(6-63)。

(4) 全体のまとめ

本学はその教育理念に基づいて求める教員像を示し、またグローバル化にも対応した教員組織の編制を大学の方針としている。

専任教員数は、大学設置基準の定める数を上回っており、十分な教育を提供することが可能である。年齢構成はどの学部でも概ねバランスがとれたものとなっている。文系学部では女性教員・外国人教員の比率が相対的に高く、ダイバーシティが確保されているといえるが、理系学部では専任教員の男女比に偏りがあり、今後の是正が課題である。

教員の募集・採用・昇任は明文化された規定に基づいて適正に行われており、諸規定の明示という点でも透明性が確保されている。ただし特定の資格や専門職の経験を必要とする科目に適合する教員を採用する必要があるなどの場合に、人事において例外的な取り扱いを行う必要が発生するが、どのような場合に例外的な取り扱いが許容されるのかについてルールが明確でない部分がある。実務経験者を教員として採用する事例が今後増加することが予想されるため、これまでは例外的なケースとされてきた場合についても採用や業績評価に関わるルールの整備が今後の課題である。また、教員の採用・昇任についての選考・評価基準は明示され、透明性が確保されているが、より精密な評価基準を整備することも可能である。

教育の国際化・グローバル化を踏まえて、グローバル推進検討委員会(現：グローバルエデュケーションセンター)が設置され、新たな「求める教員像」が示されたが、これに対応した学部・研究科ごとの「求める教員像」、「教員組織の編制方針」の改定を全ての学部・研究科で実施し、内規等に明記する必要がある。

全学的にFD活動は各種の研究集会・授業評価アンケートなどの形で行われている。教育活動を改善する機会は十分に提供されているが、FD活動の成果を評価する取り組みはまだ浸透しているとはいえ、今後の検討課題である。

教員組織の適切性の点検・評価および改善・向上は有効に機能している。また、教員業績評価は賞与支給時の特別手当に反映され、研究業績が研究費額に反映されることを通じて、教育・研究等の成果の向上を促している。さらに今後は、教員業績評価の結果を組織全体のさらなる改善・向上に向けて活用を図ることが期待される。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学生生活支援については、21世紀教育改革委員会学生生活支援検討委員会が、「学生生活支援検討委員会の基本方針」(7-1【ウェブ】)ならびに「学生生活支援に関する基本方針」を定めている(7-2)。

(学生生活支援検討委員会の基本方針)

近畿大学学生が入学から卒業まで充実した学生生活を過ごせるようにするため、「学生を大切にする大学づくり」を推し進める。学修、学生生活に関して「学生に対するきめ細かな教育・指導に重点を置く学生中心の大学を目指す取り組み」を基本方針とし、以下の3つの項目の改善を行う。

1. 教員と職員が一体となって学生の学修環境の改善に努める。
2. 学習成果を向上させるための学修支援策を実現する。
3. 学生の生活支援のための体制を整備・充実する。

本委員会は上記の基本方針に基づいて、学修、学生生活にかかわる様々な支援策を検討し、授業および学修活動の質保証を促進する。また学生の豊かな人間性を涵養し、社会で活躍できる有為な人材となるための環境を近畿大学に作り上げることを約束する。

上記の基本方針に則り、学生部および関連部署が学生生活全般に一定の方向性を示すため、学生生活に関するガイドブック(キャンパスごとに冊子体の名称は異なる)を配布し、年度始めのオリエンテーション等で周知にも努めている(7-3)。

さらに、大学ホームページ上で(東大阪以外のキャンパスについては各学部ホームページで)学生生活ガイドサイトを開設し、学生規程、学年暦や学内施設案内、大学の理念に沿った学生支援・生活支援・就職支援・障がい学生支援等の概要、ハラスメント防止のためのガイドラインを公表・案内している(7-4【ウェブ】)。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

本学は学生支援を、「学生生活支援検討委員会の基本方針」ならびに「学生生活支援に関する基本方針」に基づき、①学修支援、②生活支援、③キャリア形成および進路・就職支援に分類し、これらの課題を所管し、施策の策定を担当する全学的な委員会として、学生生活支援検討委員会、学生部長・学生部長補佐会議、ハラスメント全学対策委員会ならびに全学就職支援委員会等の常

設委員会を設置し、学生部、学務部、キャリアセンター、メディカルサポートセンターならびにカウンセリング室等の各部署と連携するなど、学生支援体制を整備している。

そして、各学部・研究科において、教授会および研究科委員会に常設される教務委員会、学生委員会、就職委員会、ハラスメント防止委員会や安全管理委員会（理系学部）等が、各部署とも連携して、学生支援を行っている。例えば、年4回実施される4年生対象の進路調査では、全学就職支援委員会においてキャリアセンターから各学部の就職委員長へ調査依頼がある。依頼を受けた委員長は、各学部の教授会で教員に対して所属ゼミ学生の進路調査を依頼する。この依頼を受けて各教員は、ゼミ生の進路内定状況を確認・報告するとともに、必要と判断される場合、最終進路が未決定のゼミ学生にキャリアアシスタント（CA）の配置依頼を行う。このCA制度とは、進路未決定の学生を対象に職員が学生一人ひとりに対してキャリアセンターとの懸け橋となりサポートする制度として機能している。

留年者および休学・退学に至る可能性がある学生に関しては、各学部、研究科とも、アドバイザー、ゼミ等担当教員が状況把握と対処を行う仕組みを確立している。各学部において一定の基準（成績や出席率）を設定することで、面談や指導を行っている。具体的には、前期および後期の開始時点において一定の基準（成績や出席率）を元に抽出された学生を各学部の担当教員と事務部の職員が連携して学生面談を実施することで休学・退学の防止や原因の解決を図っている（7-5）。面談記録はUNIPAに保管され、データベース化されることで面談担当者が交代しても継続した指導が行えるよう配慮されている。また、平成27年度から3ヵ年計画で「退学者を減少させる改善計画」が実施され、各学部は退学者数を退学理由ごとに集計して、学生生活支援検討委員会に提出することで、退学者減少に向けて全学的に取り組んだ（7-6）。

大学院における研究指導を含めた学修支援は、副指導教員を含めた複数の指導教員によって実施されている。例えば、大学院生同士が、研究科の枠を超えて異分野とも交流できる「近畿大学大学院サイエンスネットワーク・院生サミット」が毎年実施され、学修活動が支援されている（7-7）。「院生サミット」は、全国のキャンパスに在籍している近畿大学大学院の院生を中心に、日頃の研究成果を発表・意見交換するとともに、大学院生・学部生・教員等が分野の垣根を越えて交流することで、日本の将来を担う高い志を持った若手研究者・技術者を育成することを目的に平成21年度に初めて開催されたもので、令和元年度は大学院生、学生、教職員合わせて265人が参加した。大学院生に対する経済的支援としては、TAや外部資金調達に基づいたRA（博士後期課程学生対象）が活用されているほか、大学院生の学会発表に旅費補助を研究科配分予算から支出できる制度を整えて、研究成果の発表を支援している（7-8）。

その他、大学としての方針に基づき整備されている学生支援の体制としては、次のようなものがある。

<学修支援>

1) 学生の能力に応じた補習・補充教育

全学的に各学部の実態を踏まえた補習・補充教育を実施している。医学部を除く全学部で、附

属特別推薦入試、指定校・協定校推薦入試合格者等を対象としてプレエントランスガイダンス、e-learning や映像教材を用いた遠隔授業等による入学前リメディアル教育を実施している(7-9)。医学部では受験で生物を選択しなかった学生に対して、リメディアル教育を入学後に実施している。また、学部教育における学力保障が必要な学生のために、学習支援室(理工学部、工学部)、基礎教育センター(生物理工学部)が入学後リメディアル教育を実施している。さらに、理工学部では平成28年度より外部講師による「数学・物理・化学・生物」の学習サポートを実施している(7-10【ウェブ】)。薬学部では教育専門部門を設置し、薬剤師国家試験に対する学習サポートを実施している(7-11【ウェブ】)。また、工学部(広島キャンパス)の学習支援室では、教育推進センター教員が英語・数学・物理の学習支援を実施している。さらに、学習支援室内の「English Shower」コーナーで雇用した英語ネイティブが在學生に英会話体験を提供している(7-12【ウェブ】)。生物理工学部(和歌山キャンパス)の基礎教育センターでは、専属の高校退職教員を常駐させ、数学・物理のリメディアル教育を実施している(7-13【ウェブ】)。なお、後述する退学者分析のなかで、入試制度とGPAの関係について分析を行い、リメディアルクラスの適正化ならびに退学・留年予備軍の早期発見に活かしている。

2) 学生の自主的な学習を促進するための支援

東大阪キャンパスの学修サポートデスクは、アカデミックシアター1階にあり、募集に応じて雇用された大学院生がラーニングアドバイザー(LA)として学部生の質問に答えるもので、基礎科目と語学のリメディアルからレポート作成や卒業論文の執筆まで幅広い支援を行う。学修サポートデスクは10:45~18:45にオープンしている(7-14【ウェブ】)。

オフィスアワーは、全学で全ての教員が実施しており、その実施方法は履修要項、UNIPA、シラバス等で適切に学生に公開されている。シラバスには、教員のメールアドレスや研究室を公開することで、非常勤教員についても非常勤講師控室、メールにより学生からの相談を受けている。

3) 障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する修学支援については、障がい学生支援委員会が支援の方針を定め(7-15【ウェブ】)、学生部障がい学生支援課と各学部事務部に担当者を配置して対応している。施設のバリアフリー化を進めると同時に、アドバイザー制度を設けており、東大阪キャンパスでは、サポート学生(有償ボランティア)によるノートテイク講習会(7-16)の実施やバリアフリーマップ(7-17【ウェブ】)を作成し、教職員・学生に配付した。また、定期的に障がい学生支援講演会(7-18)を開催し、課題の周知・共有に努めている。

<生活支援>

1) 心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

学校保健安全法と本学学生規程により、毎年4月に全学生を対象とした定期健康診断を実施

して、必要な学生には、再検診を受診する指導を行っている。心に不安を抱える学生に対しては、メディカルサポートセンターで、臨床心理士によるカウンセリングを行い（月～土曜日開室）、併せて近畿大学病院の医師による診療および健康相談を実施している（月～金曜日開室）(7-19)。安全面に関しても、「マナー&防犯ガイドブック」（7-20【ウェブ】）を全学生に配付して、マナーと防犯の二面から注意を喚起している。また、危険物を取り扱う理系学部の学生には、「安全要覧」を配付して、安全上必要な基礎的な知識と非常時の対応などを周知している。加えて、共同利用センターでは、高額機器使用や安全管理についての講習会を実施している。

また、傷病等発生時の対応（7-21【ウェブ】）、病院などのリスト（7-22【ウェブ】）、感染症対応のマニュアル（7-23【ウェブ】）が整備されており、大学ホームページ上で公開されている。

2) ハラスメント防止のための措置

「学校法人近畿大学倫理憲章」（7-24【ウェブ】）を制定し、人権意識の向上とハラスメントのない環境づくりに努め、「近畿大学学園ハラスメント防止のためのガイドライン」（7-25）を配布すると共に大学ホームページで公開している。また、本学学園としてのハラスメント防止・対策の基本方針を定めた「ハラスメント防止のためのガイドライン」（7-26【ウェブ】）を公開している。全学ハラスメント対策委員会のもと、各学部などに防止委員会を設け、各学部事務部、学生部等に相談窓口を置いて、相談員が相談に応じる体制を整えている。人権意識の向上に向けての人権週間（年3回）における講演会やビデオ学習会は、ハラスメントのない環境づくりに資するものである（7-27）。

3) 奨学金等の経済支援

本学独自の奨学金制度（近畿大学給付奨学金、近畿大学奨学金、近畿大学災害特別奨学金、近畿大学応急奨学金など）を設けている（7-28【ウェブ】）ほか、日本学生支援機構や他団体の奨学金（7-29【ウェブ】）も取り扱っている。加えて、入学試験の成績優秀者や在学中の成績優秀者を対象とした特待生制度（7-30【ウェブ】）を設けることで授業料減免を行い、その他 TA（大学院生）等を準備して、学生への経済支援を行っている。

また、留学生には、入学時に決定する特待生（学費免除）や入学金に相当する奨学金に加え、学業成績が優秀な留学生への奨学金を給付するなど、留学生への経済支援も行っている（7-31）。

令和2年度には、新型コロナウイルス感染症拡大に対する学生支援策として、メディア授業等の学修環境整備を含めた自宅学修支援金により、学園全体の対象人数 46,473 人に対し、1人5万円、総額 23 億円の経済的支援を行った（7-32【ウェブ】）。なお、家計が急変した学生を対象にした近畿大学応急奨学金（60 万円、無利子、貸与）に加え、新型コロナウイルス感染症拡大における経済的困窮者に対し、さらに、20 万円を貸与する近畿大学コロナ対策緊急奨学金を新設した。コロナ対策緊急奨学金の申請者は 449 名（令和3年2月28日現在）であり、この制度は、急変に備え、年度末まで随時募集することが決定している。さらに、授業料納付期限の延長を行った。

一方、文部科学省の省令改正にともなって、大学院の全研究科における学生の経済的負担軽減のための組織的措置等に関する学内情報を一元化して明示するため、近畿大学大学院における奨学金・大学独自の授業料免除・研究科の独自経済的負担軽減措置に関する情報をファイナンシャル・プランとして、大学院生に周知するとともに、大学ホームページにおいてステークホルダーを含む社会に対して公表している（7-33【ウェブ】）。特に、生物理工学研究科では、21世紀COE・大学院GPから設置された研究科独自の経済的支援制度が継続して実施されている。

<キャリア形成および進路・就職支援>

1) 進路・就職支援

全学就職支援委員会のもと、各キャンパスにある就職支援関連部局間で、求人情報と就職支援に関する配布資料の共有を図り、学生の進路支援を行っている。UNIPA上にキャリア支援のサブポータルを設置し、キャリアサポート・プログラムを提示し、学生の就職活動の効率を高めると同時に、教職員による所属学部学生の就職活動の状況把握を容易にしている。

今年度は新型コロナウイルス感染症対応として、いち早くWeb就職相談を開始した（7-34【ウェブ】）。従来対面で行っていたガイダンスやセミナー、企業説明会をオンライン開催に切り替えることで途切れることなく就職支援を行った（7-35【ウェブ】）。

2) キャリア教育

学内で、各種就職支援行事（キャリアガイダンス、就職ガイダンス、企業説明会、課外講座、業界研究会や適性検査などのプログラム）を開催し、新入生の段階から将来の就職活動への意識を高める方策を講じ、さらに資格試験対策として23種類の課外講座（7-36）を学習できる体制も整えている。インターンシップは、学生が在学中に将来のキャリアに関連した就業体験を行うことで、高い職業意識の形成や自立性のある人材育成等を目的に実施しており、令和元年度は1,415名の学生が参加している（7-37）。そのうち、キャリアセンターが企画するキャリアインターンシップでは、事前研修として、マナー、企業研究、コミュニケーションといった、社会人として必要なスキル等について実践を交えながら講義を行っている（7-38）。また、グローバル化のさらなる拡大を見据えて独自の海外インターンシッププログラム（KIP）を実施している（7-39）。インターンシップの研修後には、学生に事後研修に参加することを義務づけ、学んだことをプレゼンテーションすることで、インターンシップの成果を共有している。さらに、一定の要件を満たしたインターンシップ参加者に対して単位を認定する学部もある。

なお、学内で多数の企業を招いて開催する業界企業研究会（7-40）は、学際領域の拡大によって就職領域が拡散する傾向にある社会へ参画する機会であり、学習成果と実社会をつなぐ側面も有している。

一方、大学院におけるキャリア支援の取組として、令和元年から博士後期課程（博士課程）の全学生を対象とした「学識を教授するために必要な能力を培うための機会（プレFD）」に関するe-learning情報（日本語・英語）を提供し、学生には報告書（Googleフォーム利用）の提出

を義務付けている(7-41)。報告書からは、学生からの評判も高い取組となっている。さらに、令和元年より、文部科学省・博士人材データベース(JGRAD)に全研究科で参画し、博士後期課程修了者の進路の確保とキャリアパスの多様化を見据えて、全学的支援強化に取り組んでいる(7-42【ウェブ】)。なお、大学院全研究科が参画した大学は、東京理科大学に続いて私立2校目であった。

3) 学生および保護者との面談

退学者数の減少に向けた施策の中で最も力を入れているのは成績不振者との面談である。学生生活支援検討委員会から、成績不振者の面談についてはGPAや授業出席率などが一定の基準を下回る学生を対象に実施するよう通達され、全学でルーチン化している。全ての学部で、留年者を含む成績不振学生に対する履修・生活の指導・相談を実施し、リテンションできるよう努めている。これらの施策に加えて、退学希望者に対しては退学すると決定する前に学生生活全般を見直したり、必要な支援を紹介したりする面談を行っている。平成29年度からは、成績不振学生に対する面談に関連して、講義の出欠状況と取得単位数に加えて、GPAもその判断基準に用いている(7-5)。なお、面談について、IRセンターによる分析も実施され、特に文系学部で退学防止に効果的であることが確認されている(7-43)。

4) オフィスアワーと保護者ポータルサイト等

オフィスアワーは、全学部で設けられ、全専任教員が学生の生活相談に応じている。また、各学部の教職員と保護者が共に学生を支援する仕組みとして、保護者が、学生の成績、出欠状況、時間割およびシラバスを照会でき、各学部事務部にメールで問い合わせすることもできる保護者ポータルサイトを整備している。さらに、保護者との連携をより深めるため、全国8都市において「近大フェア」を開催して、大学の現状を解説した上で保護者との個別相談や三者面談を通してきめ細やかなサポートを行っている(7-44【ウェブ】)。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンラインで実施した。また、「学生生活支援検討委員会の基本方針」(7-45【ウェブ】)に基づき、教員による支援を要する学生との面談が行われ、面談の記録がなされている(7-46)。留学生に対する就学支援については、各学部で対応している。

なお、LGBTQ+への対応についても人権講演会などを開催し、課題の周知、共有に努めている(7-47)。

<その他の学生支援>

本学の課外活動支援は、学生部とスポーツ振興センターが所管している。学生団体が実施する行事等については、学生規程に基づき、許可願、許可書、報告書の提出に基づいて把握している(7-48【ウェブ】)。課外活動に係る施設は、大学として可能な限り整備するとともに、学生団体の代表と調整を行いながら活動環境を提供している。各学生団体の組織に応じ、課外活動育成費を配分し、遠征費、消耗品購入等に対して補助を行っている。

また学生生活全般については、学生部が主体となって隔年で実施する「学生生活実態調査」(7-49)を学生生活支援検討委員会が点検・分析し、改善を図っている。なお、この「学生生活実態調査」の結果は、UNIPAにより学生に開示しており、全教職員を対象とした全学FD研修会でも集計結果を用いて周知を行っている(7-50)。また、各学部の学生自治会が原則として年に2回、「学部長会談」を行っており、授業内容、学内設備、学生サービス等に関する要望を直接に学部長、担当教員および事務部職員へ伝え、学部ごと、あるいは全学的に改善を行う取り組みが行われ、学生の要望が積極的に取り入れられている(7-51)。

さらに、本学学生が災害のあった地域に学生ボランティアとして、被災家屋の復旧作業、避難所の支援(健康づくり、子どもの遊び場づくり、生活環境整備)、在宅被災者の生活支援など、現地で必要とされている支援を行う場合においては、学生部の教職員が随行している。これまで、平成23年宮城県石巻市、和歌山県新宮市、平成25～27年奈良県十津川村、平成28年熊本県熊本市・益城町、平成29年福岡県朝倉市、平成30年広島県呉市など、災害のあった地域に学生ボランティアを派遣してきた(7-52)。

体育会の健全なスポーツ活動に対する支援体制を整備しており、体育会学生公認全団体(47団体)を対象に、「指導体制の充実」、「財政の支援」、「練習環境の整備」を3つの柱として、平成27年にスポーツ振興センターが設置された。事務職員に加えて課外活動振興・強化職員を配置して、学業や就職の支援を含む、競技のみに限らないアスリートの学生活動全般の支援を実施するとともに、大学スポーツ界活性化への貢献や社会貢献、国際交流を積極的に推進している。活動場所の提供、金銭援助といった助成策を講じつつ、学生のニーズを汲み取り、快適性やプライバシーにおいて今日的な配慮を行っている。加えて、各団体の顧問(教員)が、行事や計画への助言、試合や合宿への同行により教育上の指導を行っている。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援にかかる各種取り組みの点検・評価は、原則として各学部・研究科の自己点検・評価を担う組織がその取り組み状況やデータを収集し、学生生活支援検討委員会ならびに自己点検・評価委員会へ報告する。その結果は、大学協議会や学長・学部長会議で確認され、その改善依頼は、教育改革推進センターを通じて行われる。

特に、教学上の就学支援にかかる諸施策を検討する学生生活支援検討委員会は、年間を通じて委員会を開催して、諸施策の検討、実施状況の確認、改善の検討を行っている。

成績不振者面談の実効性に関連して、各学部の関連諸規程の整備状況および成績不振者面談の実施状況を調査するとともに、学修サポート制度の一つである学生の経済的問題の支援に向けて、入学生および在学学生に対する特待生の整備・実施状況の調査ならびに奨学金の拡充に向けて受給(給付・貸与)状況の調査を実施し、平成30年度において奨学金制度の拡充(給付奨学金支給対象者の増員)(7-53)が行われた。さらに、成績不振者に対して継続面談の実施依頼等

に取り組んだ。

各学部・研究科の自己点検・評価の具体例では、修学支援にかかる点検・評価のうち、成績不振学生の面談実施状況については、各学部において学生生活支援検討委員会に報告を行うことで全学的に情報共有するとともに実施方法について点検を実施する。教育改革推進センター運営委員会でさらなる改善に努めるよう全学部・研究科に依頼がなされた(7-54)。この面談結果については、当初は紙ベースでの報告であったが、現在は、UNIPA に入力することにより学部内で共有されている。

また、進路支援については、就職支援委員会を定期的を開催することで就職・キャリア支援に関する取り組みを点検・評価している。障がい学生支援委員会では、障がいを持つ学生の修学支援のためのノートテイク講習会のサポートやバリアフリーマップを作成し、活用している。

体育会各クラブに対する活動支援は、スポーツ振興センターが中心となり実施している。「クラブ活動等奨励金制度（学生部/スポーツ振興センター内規）」(7-55)を整備し、優れた競技成績を残した個人・団体に対して奨学金・奨励金を授与している。

(2) 長所・特色

学生生活支援検討委員会策定による退学者抑制の施策に基づいて、成績不良もしくは出席不良の状況にある学生への面談を非常に早い時期に実施し、これらの学生が直面している問題を早期に把握することに努め、安易な休学・退学を避ける一助としている。平成30年度にはUNIPAの全学的導入により、教職員および学生の出席管理の利便性が高まった。その面談の効果も相俟って、令和元年度の退学状況は、4年間累積退学率が平成20年度以降のピーク（平成21年度）と比べて5.4ポイント減少し、新入生退学率も平成25年度に策定した目標値1.0%を下回る0.8%を達成している（7-56）（7-57）。

学生生活全般については、「学生生活実態調査」および学生自治会による「学部長会談」により、学生が問題視している事項、改善が必要な事項を聴取し（7-49）（7-51）、FDを通して教員にも周知し（7-50）、改善につなげている。

障がいのある学生が支援を必要とする場合は、障がい学生支援指針（7-15【ウェブ】）に則り、学生が希望する支援と大学が対応可能な支援等を本人および関係部署と調整し、支援内容を決定している。令和元年には、障がい学生支援委員会による「発達障がい等のある人の理解と具体的支援の在り方」と題する講演会（7-18）が開催され、教職員の理解を深める機会になった。

大学院生に関しても、大学院担当教職員および学生に対して学生支援に関連する情報が周知されるシステムが構築できている。大学院進学者を確保し活性化を図るうえで、大学院生に対する経済的支援の存在ならびに個別のもしくは研究科合同の大学院入試説明会の実施は、大学院進学に関する動機づけを高めることに資している。

令和2年度の外部評価委員会では、「成績の達成度が低い学生へのリメディアル教育による支援、ラーニング・コモンズの設置による修学サポートの強化等の取り組みが行われている。」こ

とが評価された(7-58)。

(3) 問題点

「学生生活支援検討委員会の基本方針」および「学生生活支援に関する基本方針」については、冊子体や大学ホームページを通じて公表し、その周知に努め、検証を行っている。引き続き様々なステークホルダーに対して積極的周知活動を行っていく。

UNIPA などを通じて、学生の生活状況について大学(教職員)と保護者・学生との間で情報を共有する体制は整えられているが、今後も意思疎通を一層密にするための努力を継続して行うことが重要である。学生生活支援は個別の教職員に委ねられているところが多いので、個々の学生の抱える問題が異なる中であっても、対応に差が生じないような体制にすることも課題である。また、集められた膨大なデータをより有効に活用するシステムを構築することも必要である。

導入・補習・補充教育は一定の成果を上げているが、様々な入試形態に対応した個別学習支援体制に拡充するためには、入学前後のリメディアル教育等の強化が必要である。

博士課程学生に博士人材データベース(JGRAD)を用い、進路の確保とキャリアパスの多様化を見据えた支援を行っている。今後は産業界等の実社会でも活躍できるよう、企業等との協働による講義やセミナー、実習、インターンシップ等の充実が必要である。

令和2年度の外部評価委員会では、今後に向けての課題として、「リメディアルクラスの必要を確認するためのGPAの厳密な統計データの作成とデータに基づく支援の策定、留学生への奨学金貸与の強化、全学的な学生支援体制の強化等の課題への対応。」について指摘された(7-58)。本学では、出席率や成績について、各学部である一定の基準をもとに抽出された学生を前期および後期の開始時点において、教職員が連携して面談や指導を行うという取り組みにより、学生の学習面でのつまづきをいち早く発見し、対応するセイフティネットがすでに構築されている。今後は、入学から卒業時までの4年間のGPAをIRセンターにおいて分析が進められる予定で、その分析結果をもとに、リメディアルクラスの適正化だけでなく、学生満足度の高い教育を目指して改善に向けた取り組みを実施していく。また、学生からの意見は、事前に各学部の学生自治会が学部の全学生を対象にしたアンケートにより意見を集約するとともに、その意見を改善に活かすために、定期的に学部長・事務長等出席の下、学生自治会の意見を聴く学部長会談を各学部で開催している。今後も、学生ニーズにあった全般的な支援体制の構築を目指すとともに、全学的な改善事項については、学生生活支援検討委員会で対応を検討していくことになる。

(4) 全体のまとめ

21世紀教育改革委員会学生生活支援検討委員会が学生支援に関する大学としての基本方針ならびに改善目標を策定・公表し、教職員が連携して、学修支援、生活支援や就職支援、障がい学

生支援を遂行し、学生が広く入学前から卒業に至るまで学修に専念し、安定した学生生活を送ることができる体制を整備している。

学生支援の適切性については、各学部・研究科が定期的に点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会に報告している。全学的な確認を受けることで、改善・向上に向けて取り組みを進めており、教育改善のサイクルは適切に機能している。

大学の理念に沿った学生支援・生活支援・就職支援・障がい学生支援・ハラスメント防止のためのガイドライン等の概要を冊子や大学ホームページで広く公開することで、今後も学生支援に関して継続して改善サイクルを回していく。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

全学的には、ソフト面において、平成18年に発足した21世紀教育改革委員会がその方針を示している。平成21年8月までを第一次教育改革、平成21年10月から平成27年3月までを第二次教育改革の期間とし、これらの成果と課題設定をもとに平成27年度以降実施中の第三次教育改革の基本方針（第二次教育改革で設置された学士力強化検討委員会、学生生活支援検討委員会、大学院改革検討委員会ごとの基本方針）を示して、大学ホームページで公開している（8-1【ウェブ】）。第三次教育改革の基本方針をもとに、「教育研究環境の整備に関する方針」が策定されており、「(1)『建学の精神』の継承」、「(2)総合大学としてのビジョンの実現」、「(3)安全安心な環境に基づく教育・研究・医療活動」、「(4)持続可能なキャンパス環境」の4項目からなる整備方針を示している（8-2）。

同整備方針では、「(1)『建学の精神』の継承」で、「『実学教育』と『人格の陶冶』を具現化するキャンパス空間と環境を整備する。」など、3つの項目を挙げている。「(2)総合大学としてのビジョンの実現」で、「キャンパス間・キャンパス内を横断的に5Gネットワーク環境で連結し、全学的に統合した教育研究活動を可能にする環境を整備する。」など7つの項目を挙げている。「(3)安全安心な環境に基づく教育・研究・医療活動」で、「大規模災害に対して、学生・教職員の安全確保ならびに地域の緊急避難場所の確保のため、建造物・ライフラインなどの耐震化や防災化等を強化する。」など3つの項目を挙げている。「(4)持続可能なキャンパス環境」で、「土地と施設のライフサイクルと総量の適正化を図ることで持続可能な教育・研究・医療活動に配慮したキャンパス環境を計画・整備する。」など2つの項目を挙げている。このように、「教育研究環境の整備に関する方針」では、建学の精神を尊重し、本学の総合大学としてのビジョンに沿って、安全・安心な環境を学生と教職員に提供し、それを持続して行くことを目標に方針が打ち出されている。

また、第二次教育改革の期間には、「超近大プロジェクト」ないし「近大をぶっ壊す」をスローガンに、東大阪キャンパスの再整備計画が実施され、計画において、令和元年度までの方針が示されている（8-3【ウェブ】）。

一方、教育研究環境の整備について、学部ごとに執行部を核として、教務、学生、研究倫理、編集等各種委員会が設置されており、それらが日々必要に応じた方針の検討（本年は新型コロナウイルス感染症やメディア授業に伴う検討事項が多々あった）をして、学部ホームページの「重要なお知らせ」等で公表している（8-4【ウェブ】）。また、方針に基づく具体的施策はUNIPAにより、学生の学習に関する情報を発信し、日々の学習に役立てられており、例えば令和2年の新

型コロナウイルス感染症対策についても頻繁に情報提供されている(8-5【ウェブ】)。

学内施設の管理運営に関する諸規程は、近畿大学例規集第8章施設・管理を主として、規定、公開されている(8-6)。内容的には、各施設の管理規程のほか、省エネルギー推進規程、原子力研究所原子炉施設保安規程、有害物質処理規程、遺跡調査運営委員会規程など多岐にわたる。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

教育研究等環境については、第一次から第三次教育改革の基本方針に基づき、学生の学習および教員の教育研究活動を考慮し、整備されている(8-7【ウェブ】)。校地(696,000 m²)、校舎(340,000 m²)と学生・教職員規模における大学設置基準上必要面積(校地 337,000 m²、校舎 287,700 m²)に比しても十分なものがある。なお、本学は大阪府東大阪市に本部キャンパスを置くほか、農学部、医学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部がそれぞれ別にキャンパスを有しているが、各キャンパスも独自の施設整備をしつつ、大学全体として統一的な観点から整備を行っている(8-8【ウェブ】)。

例えば、広島キャンパスでは多目的ホールの電動収納式座席を収納して体育館としても兼用してきたが、平成29年度末に体育館が新設され、平成30年度から授業等での利用を開始している。また、令和2年度にはActive Learning Areaを講義棟の一部を改装して新設した。医学部では平成30年度に5年生専用の自習室を開設し、テニスコートの改修が行われた。また、産業理工学部で視聴覚教室の更改、その他の学部でも各教室のプロジェクターの更新やトイレの改修などが実施されている。なお、東大阪キャンパスではさらに就学および福利厚生環境を整えるための実験・実習や食堂機能を有した新棟が令和元年に竣工している(8-9【ウェブ】)。

また、平成27年度以降、令和元年度に至るまで、「超近大プロジェクト」として東大阪キャンパスの再整備計画を実施してきたが、他キャンパスも含め、施設設備がより充実し、バリアフリーの点からは、例えば新たな法学部棟では、エレベーターを以前の18号館よりも増設した。また、大学ホームページでバリアフリーマップを公表している(8-10【ウェブ】)。他のキャンパスでも、一例として農学部(奈良キャンパス)では総合的な教育・実習と学生の憩いや交流を目的とした多目的ホール「つながる館」が令和2年度に完成した(8-11【ウェブ】)。工学部(広島キャンパス)でも、平成30年1月体育館完成、学生の憩いの場所の提供として、令和元年度から3ヵ年計画で食堂周辺の改修工事を計画しており、令和元年度には食堂棟増築、食堂前テラス改修、カフェ新設、バス停改修を行った。またメイン食堂の改修も完了し、令和3年度にはB館学生ラウンジの改修を行う予定である(8-12【ウェブ】)。

「第二次教育改革」では、「3. 学修・学生生活支援」として、「学生に対するきめ細かな教育・指導に重点を置く学生中心の大学を目指す取り組みに着手します。」とあり、大学の教育研究の拠点の一つとしてのアカデミックシアターでは、若者の本離れが進んでいると言われている中で、同系統のテーマにつき、漫画本など柔らかい内容のものから、新書、文庫を同じ場所に並べ

て、まず関心を持ったテーマについてとっつきやすい書籍に触れることで、より専門性の高いものへと移行できるような工夫をしている（「知のどんでん返し DONDEN 読み」）（8-13）。また、ACT と呼ばれるガラス張りの領域横断型プロジェクトスペースがあり、実学教育拠点として学生、教職員、地域、企業が共同して活用している（8-14）。

新入生に対しては、教員と連携し、基礎ゼミを利用して、図書館ガイダンスを実施することにより、初年次教育支援にあたっている。また、各種講習会を実施しており、多様な学修支援にあたっている。アカデミックシアター内には、大学院生のラーニングアドバイザー（LA）による学修サポートデスクを設置しており、学生にとって身近な相談相手による学修相談やセミナーなどを実施している。

ネットワーク環境や情報通信等機器、備品等も、情報処理教育棟（KUDOS）を主として各講義棟に PC 教室があり、また本学独自の KUDOS Wi-Fi のほか、国立情報学研究所の eduroam も導入されており、研究教育に活用されている（8-15【ウェブ】）。演習室等での ICT 等機器類の使用が可能になるよう教室の改修と備品の整備を行っている。UNIPA による学修支援では、学生の出欠管理や双方向の課題管理が行われているほか、保護者が学生の出欠状況を直接確認することが可能になった（8-16【ウェブ】）。また、学生には UNIPA により、教職員には K-Shared および学内グループメールにより、様々な研究教育環境に係る情報を提供している（8-5）（8-17【ウェブ】）。

令和 2 年には新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じる中、学生が学びの意欲を持ち続けられるよう、例年と変わらない質とレベルを保った教育を行うことを第一に考え、メディア授業を実施し、既に教職員向けに導入済みである Slack を、全学的なコミュニケーションの活性化とメディア授業のさらなる円滑化を実現するため、日本の大学で初めて全学生（大学院・短期大学部含む）・教職員、計 36,801 人を対象に令和 2 年 7 月から導入した（8-18【ウェブ】）。また組織的な整備として、21 世紀教育改革委員会のもとに ICT 教育検討委員会を新設した。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

中央図書館は、約 150 万冊の図書と約 13,000 種の雑誌を所蔵し、約 80,000 誌の電子ジャーナルや電子ブックと、データベースなどの最先端サービスを提供する本学における学術情報の拠点である。年間約 330 日開館し、入館者数は年間延べ約 180 万人に及ぶ。各キャンパスには学部教育に特化した図書館があり（8-19【ウェブ】）、OPAC、日経テレコンなどの商用データベース、電子コンテンツによる学術情報サービスを提供し、高度化・多様化する教育・研究に対応した施設・設備と機能を有している（8-20【ウェブ】）。他大学図書館との相互利用制度も整備されており、Web 経由のアクセスしやすいシステムによって、図書の取り寄せ・文献複写サービスを提供している。中央図書館および医学部図書館は、平日 8 時 45 分から 22 時（他の図書館は、平日は 9 時から 19 時）まで開館しており、授業終了後の学習の場を提供している。また、

十分な座席数を確保しており、各図書館に専門的な知識を有する職員（司書等）を配置している（8-21）。図書館サービス向上のために利用者へのアンケートも実施している（8-22【ウェブ】）。

また、平成29年4月に「文理の垣根を越えて社会の諸問題を解決に導くための学術拠点」として新設オープンしたアカデミックシアター内ビブリオシアターは、十進分類法を下敷きにしつつ、編集工学研究所の知見を取り入れ、新たな実学的・文理融合的なリベラルアーツ感覚に基づいて選書・分類した本学独自の「近大INDEX」による新図書スペースである。1階の「NOAH33」は、33のテーマ書棚に一般図書を中心に約3万冊を配架、2階の「DONDEN」は、32のテーマ、11のエリアに分類され、漫画本約2万2千冊を含め、新書、文庫などの合計約4万冊を配架し、多彩な書籍を提供している（8-23【ウェブ】）。

1980年代からオンライン情報検索システムを基本とした総合的図書館システムの構築化が、全国的規模で推進・展開されてきており、本学においても平成元年より東大阪キャンパスから順次各キャンパスで図書館情報システム導入をはじめた。平成21年からは各キャンパス独自で導入していた図書館システムの統合を目指し、平成30年に全キャンパス内の図書館システムが統合されたことで、本学全ての学生・教職員が同じサービスを受けることが可能となった。取寄せによるキャンパス間の資料の共有、開館時間を気にすることなく利用できる電子ブックの提供など利用者の利便性が向上している。アカデミックシアターは、文理の垣根を越えて、社会の諸問題を大学として解決に導くための学術拠点として機能している。令和元年度の来場者数は1,507,469人で、平成29年度比1.13倍、前年度である平成30年度比1.04倍となり、2年連続で増加している（8-21）。中央図書館（ビブリオシアター含む）の貸出冊数は、アカデミックシアターを開設した平成29年度は361,785冊で、前年度から160%に増加した。平成30年度は前年度から88%に減少したが、漫画を除いた図書の貸出冊数は同程度であり、施設自体が学内に定着したと考えられる。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

大学の研究に対する基本的な考え方は、「学校法人近畿大学倫理憲章」において、「高い倫理観を持って行動すること」を明示しており（8-24【ウェブ】）、これに則って、各学部の研究理念・目的も別途明示されている（8-25【ウェブ】）。専任教員には原則的に研究室が設けられており、例えば平成28年2月に行われた法学部棟の移転の際も、全教員が新たに個人研究室を割り当てられた。非常勤教員についても非常勤講師控え室が、各キャンパスに用意されている。研究に必要な備品は教員研究費等によって購入、更新などが行われているほか、必要に応じて大型機器の購入なども行われている。全教員に配分される個人研究費A（学会費、消耗品等）は教員の活動状況に応じたインセンティブ運用が行われている（8-26）。すなわち、指定されたコンプライアンス教育を受講し、研究者情報・業績情報をresearchmapに登録・更新していることを必須とし、科学研究費に研究代表者として申請するなどの一定要件を満たさなければ、個人研究費A支

給額は50%減額されている。また、優れた研究を行った者には研究奨励褒賞も授与されている(8-27)。研究助成金制度も充実しており、次のようなものがある(8-28)。(1)奨励研究助成金(40歳以下の教員が対象)(14件)(カッコ内の数値は令和2年度採択実績。以下同じ)、(2)共同研究助成金(専門分野の異なる教員が行うプロジェクト研究等「21世紀教育開発奨励金」)(4件)、(3)教育推進研究助成金(本学の教育を改善・向上するための研究「教育改革・学生支援プロジェクト助成金」)(1件)、(4)研究成果刊行助成金(研究成果の学術図書刊行)(2件)、採択率は平均で61.8%であった(8-29)(8-30)。また、学術研究支援部およびリエゾンセンターでは、外部資金の公募情報を収集し、教員に情報を提供している(8-31)。大学ガバナンスのもと学内の研究者が部局を超えて共同研究を推進する研究コアが形成され、平成31年3月1日には「第1回全学横断型研究プロジェクトシンポジウム」が開催されている(8-32【ウェブ】)。

基礎ゼミをはじめとする少人数教育の積極的導入など、教員の担当コマ数増加の因子はあるものの、シラバス等でオフィスアワーを周知するなどして研究の時間を確保する工夫がなされている。また、TAやRAにより大学院生を雇用する制度が明文化・運用されており、教員の教育研究活動を支援している(8-33)。研究の活性化や時間確保のため、教員採用後5年を経過すると1年間の在外研究(留学)を申請できる(8-34)。また15年以上勤務した教授または准教授で、これらの職位に就任後7年以上を経過した60歳未満の教職員には半年間の研究休暇(サバティカル)を認めている(8-35)。さらに令和2年7月1日より研究休暇は7年以上在籍した62歳未満の者であって、これを希望する者に1年間与えられることになった(8-36)。

なお、研究環境については、学外からの研究費獲得に関する情報が常に公表されている(8-37【ウェブ】)。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

本学では、就業する全ての職員が、社会的責任を果たすため、また、本法人の教育目的の達成と使命を遂行するため、具体的行動指針として学校法人近畿大学倫理憲章(8-24【ウェブ】)を定めており、研究倫理に関しても多くの仕組みが稼働している。

文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を踏まえ、本学における基本計画(指針)を「近畿大学における公的研究費の不正防止基本計画」(8-38【ウェブ】)として定めている。この基本計画に基づき、「近畿大学における公的研究費の不正防止実施計画」(8-39【ウェブ】)に施策を定め、実施している。具体的には、「近畿大学における競争的資金等の取扱いに関する規程」(8-40【ウェブ】)を定め、この中で、本学の競争的資金等を適正に運営および管理・執行するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置くとし、それぞれ、学長、理事職、学部長・所長等が任にあたるとしている。また、「研究活動上の不正行為等への取扱い規程」(8-41【ウェブ】)を定め、研究活動について、研究者(本学において研究活動に従事する全ての者)の行動規範を明確化するとともに、不正行為が生じた場合における措置等に関し、必要な基本的事項を定めている。研究活動の不正行為に係る申

立て、情報提供等に対応するため、本学監査室法人倫理推進課に不正行為告発窓口が設置されており(8-42【ウェブ】)(8-43【ウェブ】)、不正行為の疑いがあると思料する者は、窓口へ申立てを行うことができる。特定不正行為の可能性がある場合は、学長が指名する副学長が委員長となり、学長直属組織としての研究公正委員会を組織し、調査を実施する。その他、「近畿大学受託研究取扱規程」(8-44【ウェブ】)、「近畿大学利益相反マネジメント規程」(8-45【ウェブ】)、「近畿大学職務発明取扱規程」(8-46【ウェブ】)、「近畿大学における競争的資金等に係る間接経費の取扱に関する規程」(8-40【ウェブ】)、「近畿大学安全保障輸出管理規程」(8-47【ウェブ】)が定められており、様々な状況における倫理・法令遵守のための指針を公開・周知している。

コンプライアンス教育および研究倫理教育については、一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が提供する研究倫理教育 eAPRIN を全教員、研究上の管理・運用に関わる事務職員、大学院生に受講を義務化し(8-48)(8-49)、科学研究費申請および個人研究費利用のための必須条件としている(8-50)。上記の研究費を執行する際に知っておく必要のあるルールと手続きについては「研究費執行ガイドブック」(8-51【ウェブ】)にまとめられ、毎年外部資金執行者全員に説明会を開催し(8-52)、配布されている。

粗悪学術誌の問題に対しては、学術研究支援部が事務局となり、「粗悪学術誌に対する方針について(通知)」(8-53【ウェブ】)が所属長を通じて学長名で全教職員へ通知されている。粗悪学術誌への投稿は大学としての信頼を失うだけでなく、研究者の業績や評価などに悪影響を及ぼす可能性があることから、そのような粗悪学術誌への投稿は、厳に慎み行わないよう、注意を促している。

研究内容に関する倫理審査は、研究分野ごとに専門性が必要であるため、各学部を設置した倫理審査委員会・生命倫理委員会(例えば8-54【ウェブ】)によって実施している。現在、委員会を設置しているのは、法学部、経営学部、理工学部、建築学部、薬学部、総合社会学部、農学部、医学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部、法学研究科、商学研究科、総合理工学研究科、薬学研究科、総合文化研究科、農学研究科、医学研究科、生物理工学研究科、システム工学研究科、産業理工学研究科である。委員会が設置されていない学部(経済学部、文芸学部、国際学部)に所属する教員が受審したい場合は、研究内容に近い学部の委員会に依頼することになる。経済学部と国際学部では、令和3年度の委員会設置に向けて、規程の整備を開始しているが、全学部での設置に向けて近畿大学未来戦略機構から設置を依頼していく。

一方、大学院では博士論文の質保証を担保することを目的に、博士論文の作成及び博士論文にかかわる学術論文の作成における剽窃・盗用などの不正行為を事前に防止するシステム環境として、iThenticate(アイセンティケイト)を導入し、令和3年度から利用・運用することが決定している(8-55)。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

平成27年度以降は、第三次教育改革の基本方針に沿って、教育研究等環境の整備に努めてきた。内部質保証の責任機関である近畿大学未来戦略機構(8-56)は、教育改革・研究推進に関する課題について検討し、21世紀教育改革委員会および21世紀研究推進委員会に対して改革・改善を指示している(8-57【ウェブ】)。平成18年2月に設置した「21世紀教育改革委員会」(8-58【ウェブ】)は、その指示に基づいて教育研究等環境の全学的な方針・目標を定め(8-59【ウェブ】)(8-60【ウェブ】)、3年ごとに成果を報告している(8-61【ウェブ】)。その結果は次期の教育改革計画策定の基礎資料となっている。また、「自己点検・評価委員会」(8-62【ウェブ】)が毎年全学的な「自己点検・評価報告書」をまとめ、大学ホームページで公開している。その中で教育研究環境については、各部署での大学基準協会の大学評価における点検・評価項目に基づいて点検・評価を行い、改善・向上につなげている。例えば、報告書において指摘されていた教育研究等環境整備方針が整備されている。

21世紀研究推進委員会は、第1回全学横断型研究プロジェクト(研究クラスター・コア)シンポジウムを主催するなど、研究推進の役割を担っている(8-32【ウェブ】)。

教育研究等環境の適切性については、平成29年度から始まった外部評価委員会(8-63)による大学評価によっても担保されており、「令和元年度(平成30年度版報告書)外部評価委員会評価書」では、「21世紀教育改革委員会」に関して高い評価を得ている(8-64)。唯一、「教育研究等環境」における課題として、電子情報のセキュリティー対策の確保など情報環境への対応が課題として挙げられた(8-65)。これに対して、平成31年2月には情報セキュリティポリシーを広く一般に公開し(8-66【ウェブ】)、「学校法人近畿大学 情報システム利用ガイドライン」では同ポリシーのもと、情報システム利用時のガイドラインを平成31年2月1日に改定した(8-67【ウェブ】)。

「教育研究環境の整備に関する方針」が策定されたことに伴い、今後の教育研究等環境の適切性については、同方針を基準として検証を進める。検証の核となるのは、近畿大学未来戦略機構であり、整備内容の検討を21世紀教育改革委員会に諮問する。21世紀教育改革委員会では、諮問された内容によって、学生生活支援検討委員会、大学院改革検討委員会、学士力強化検討委員会、ICT教育検討委員会に内容の検討を依頼して、審議を進める。審議結果は、21世紀教育改革委員会から近畿大学未来戦略機構にフィードバックされて、担当部署に改善整備が指示される。そして、毎年実施されている自己点検・評価活動において、自己点検・評価委員会が改善整備状況の点検・評価を行う。改善整備内容が不十分な場合には、自己点検・評価委員会から近畿大学未来戦略機構にさらなる改善整備の依頼がなされる。

(2) 長所・特色

本学における全学的な図書館での取り組みについては、令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症対策として、消毒・マスク着用などの館内サービス対応、来館が困難な利用者に考慮して、宅配による図書貸出サービス、図書の返却期限日延長などを行い、また「自宅から利用で

きる電子図書館サービス」などの情報を大学ホームページで公開するなど、オンラインサービス支援充実に努めた(8-68【ウェブ】)。この結果、学外から検索閲覧可能なデータベースが充実し、学生の在宅での学修や、教員の教育研究に係るテレワーク業務に資するものとなりつつある。

内部質保証のための組織が明確化されたことで、問題の抽出や解決が効果的に行われるようになってきている(8-57【ウェブ】)。前述の通り「21世紀教育改革委員会」のもとに学士力強化検討委員会、学生生活支援検討委員会、ICT教育検討委員会、大学院改革検討委員会が設置された。平成30年度に実施された「学生生活実態調査」(事務部所管：学生部)(8-69)においては、施設・設備に対する満足度が増加していること等が明らかとなった。

平成26年から東大阪キャンパスの大規模整備「超近大プロジェクト」が進められ、平成29年4月に新たな学術拠点「アカデミックシアター」が誕生し、令和元年9月には新食堂として、スポーツニュートリション事業「DNS」を展開する(株)ドーム(アンダーアーマー日本総代理店)とのコラボレーションにより、日本の大学で初めてプロテイン入りのメニュー等を提供する「DNS POWER CAFE」と、近大発食材を使ったメニューなどを提供する「THE CHARGING PIT&DINER」がオープンした。キャッシュレス決済やスマートフォンからのオーダーもできるなど、「次世代型新食堂」として学生の利便性も最大限に考慮した新たな取り組みに挑戦した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大と緊急事態宣言の発令に伴い、メディア授業が開始されたが、近畿大学未来戦略機構では、ICT教育の充実が緊急の重要課題であるという認識に基づき、21世紀教育改革委員会のもとにICT教育検討委員会を新設して、教育改革推進センター、総合情報基盤センター、総合情報システム部との連携により、即座にメディア授業実施のための様々なマニュアル、実践事例、アイデア集などが作成・整備され(8-70【ウェブ】)(8-71【ウェブ】)、円滑なメディア授業の実施に大きく貢献した。マニュアルは、インターネット上で公開され(8-71【ウェブ】)、他大学、研究・教育機関等からも閲覧・利用可能となっている。

令和2年度の外部評価委員会では、キャンパス間・キャンパス内を横断的に5Gネットワーク環境で連結し、教育・研究をサポートする環境を整備する方針が図られていて、新型コロナウイルス感染症に対応するための情報提供にも貢献したことが認められ、「教育研究等環境」の改善に向けた取り組みが進展しているとの評価を受けている(8-72)。

(3) 問題点

第1に、中央図書館(ビブリオシアター含む)の令和元年度入館者数は、1,820,419人で、前年度から101%に増加している。他方、貸出は、アカデミックシアター開設の平成29年度は361,785冊(前年度比160%)と大きく増加したが、その後は減少傾向にあり、令和元年度は284,056冊となった。利用者が資料を適切に活用できるよう、今後も様々な取り組みが必要である。令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の状況が刻々と変化中、適切な対策が求められ、安全・安心な館内サービス、オンラインサービスの充実など、学生・教員支援に努めたが、継続した対応が必要である。

第2に、研究環境については、教員の研究時間の確保が年々難しくなっていることが重要な問題点である。まず、校務の効率を高める積極的な方策や、TA、RA 制度などを活用できる授業枠の拡大、学部上級学年生による SA 制度の導入の検討などが望まれる。在外研究・研究休暇制度の活用が停滞している学部・学科では、有資格者への積極的な働きかけを行い、計画的に実施するなどの運用が望まれるほか、先に述べたような研究休暇有資格者拡大などの方策が功を奏するよう適切な運用が必要である。

第3に、耐震性向上の取り組みが必要である。耐震化率 90.18%（学校法人が設置する大学のほか、短期大学・高等専門学校を含む（8-7【ウェブ】））ではあるが、近い将来発生が予想される大地震に備えるため 100%を目指す必要がある。

第4に、突発的事象のため、これまで念頭になかったことであるが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、学生の学修環境が大きく変化した中で、学外からのデータベース検索等について一定の対策を既に導入してはいるものの、新たな社会生活慣行に対応するべく、対面授業等を実施するに際しての施設面での対策を検討する必要がある。

令和2年度の外部評価委員会では、課題として平成29年度から令和元年度に向けて図書の貸し出しが25パーセント程度減少したことが挙げられ、教育と研究活動の萎縮を意味するこの事態の改善が必要となっているとの指摘を受けている（8-72）。中央図書館・アカデミックシアター入館者数推移等（8-19【ウェブ】）によれば、図書貸し出し数の減少の要因は、アカデミックシアターにおける漫画の貸し出し数の減少が主な要因であることがわかる。漫画は、一般書に比べて読み切り期間が短いこと、また、アカデミックシアターの利用が定着したことにより、漫画の貸し出し数が減少したことが考えられる。ただし、中央図書館での貸し出し数が減少していることも認められるため、今後の図書貸し出しの促進について、対策を講じる必要がある。

（4）全体のまとめ

問題点として4点指摘したが、いくつかは容易に解決できることであり、また PDCA サイクルの中で、よりよいものへと発展向上させる途上でもある。大震災・新型コロナウイルス感染症対策は緊急を要するものの、財政を踏まえながら、地道に進めていかざるを得ない。したがって教育研究等の環境については、現状において総合大学として必要な整備を行ってきた。また、大阪を中心に奈良、和歌山、広島、福岡とキャンパスが分かれている中で、研究教育の融合という点で物理的なデメリットもあるが、新型コロナウイルス感染症により対応を迫られたメディア授業・会議などのノウハウを利用し、遠隔地間での研究コア等を活用した全学的な活性化が期待できる。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

本学は、建学の精神として、「実学教育」と「人格の陶冶」を謳っており、建学の精神そのものが社会との連携・協力の基本方針の第一となっている（9-1【ウェブ】）。つまり、本学における「実学」は、必ずしも直接的な有用性を志向するだけでなく、現実立脚しつつも、歴史的展望をもち、地に足をつけて、しなやかな批判精神やチャレンジ精神を発揮できる、創造性豊かな人格の陶冶を志向するものである。「自主独往の気概に満ち」、生涯にわたって自己の向上に励み、社会を支える高い志を持つことが「人に愛され、信頼され、尊敬される」ことにつながり、このような人材を社会に送り出すことは、本学の目指す社会的使命である。知識基盤社会に転換しようとする今日の日本にとって、幅広く日々進歩する知識と柔らかくしなやかな思考力の育成に努めることは、本学が社会に役立つ教育機関であろうとすることの証左にほかならない。

よって、教育の目的を「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成することにある」としており、社会に受け入れられ、役立つ人材を育成することを目指している（9-1【ウェブ】）。さらに、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を対象とする「学校法人近畿大学中期計画」では、本法人が目指すべき中期的な目標と計画の一として、「3.世界水準の研究を展開するための研究実施体制等の整備」を挙げ、研究活動の司令塔の役割を果たす組織として、世界的・革新的な研究テーマを創出するとともに、第四次産業革命 Society5.0 の社会実装の現場とすることなどを目指している（9-2）。すなわち、社会との連携・協力に関する本学の方針は、①実学志向の教育・研究を柱とする、②社会貢献を行う人材を養成する、③世界水準の研究成果を社会に定着させる先駆けとなる、の3点である。また、これら使命実現のため「産官学連携ポリシー」を定めている（9-3【ウェブ】）。本学の社会連携・社会貢献は、主に「産官学連携・産官学貢献」と「地域連携・地域貢献」を通じて具現化される。

なお、社会との連携・協力に関する方針は、令和元年12月に自己点検・評価委員会から近畿大学未来戦略機構に「社会連携・社会貢献に関する方針」の制定の依頼があり、協議の上、策定された（9-4）。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

1) 社会連携・社会貢献の体制

本学は、産官学連携のための組織として「近畿大学リエゾンセンター」を設置し、産官学の連携・推進に関わる業務を統括し、組織的に取り組んでいる。また、地域連携のための組織としては「社会連携推進センター」を設置し、主として地方自治体との連携業務、地域への貢献活動を実施している。

<産・官・学の連携>

本学では、産・官・学の連携については、学術研究支援部が統括し、連携拠点としてリエゾンセンターを設置している（9-5【ウェブ】）（9-6【ウェブ】）。

平成12年に産・官・学の連携拠点としてリエゾンセンターを設立したが、平成16年には（独）中小企業基盤整備機構（大阪府）が中心となって東大阪市に設立した「クリエイション・コア東大阪」の構内にリエゾンセンターのサテライトオフィスを設置し、コーディネーターと常時コンタクトできる窓口機能を利用できる体制としている（9-7【ウェブ】）。また、平成25年に本学東京センターに「リエゾンセンター東京オフィス」を開設、首都圏の企業との接点として稼働している（9-8【ウェブ】）。さらに、平成28年4月、東日本大震災復興支援室から発展的改組により設置された社会連携推進センターは、自治体等との連携の窓口としての役割を担っている（9-9【ウェブ】）。

東大阪キャンパスには「理工学総合研究所」など9つの研究所があり（9-10【ウェブ】）、「情報学研究所」は、令和2年4月1日、18番目の研究所として開設された（9-11【ウェブ】）。大阪狭山キャンパスに「ライフサイエンス研究所」、「東洋医学研究所」、「腫瘍免疫等研究所」、和歌山キャンパスに「先端技術総合研究所」、広島キャンパスに「次世代基盤技術研究所」、奈良キャンパスに「アグリ技術革新研究所」が、それぞれの学部の関連研究所として設置され、各地域における産・官・学の連携の取り組みを進めている。また、クロマグロの完全養殖に成功した「水産研究所」は和歌山県白浜町等全国7カ所に、「附属農場」は和歌山県湯浅町・有田川町に、「バイオコクス研究所」は北海道恵庭市を拠点として東大阪キャンパス内と共に2ヶ所で研究成果の実用化に向けた体制を整備している。また、文系の研究では、「世界経済研究所」や「経営イノベーション研究所」にて、経済学・経営学部門の政策提言等を行う体制をとっている（9-12【ウェブ】）。

<地域社会・国際社会への協力>

本学では、地域社会への協力については総務部および社会連携推進センターが、国際社会への協力についてはグローバルエデュケーションセンターが統括する体制となっている（9-13【ウェブ】）。

「原子力研究所」では社会における原子力の有効利用や諸課題解決に向けての研究を進めている。特に福島第一原発事故への対応では、発災直後から同研究所の所員と学生とが一致協力して被災地支援に尽力している（9-14【ウェブ】）。「中央図書館」では、レファレンスサービスにおける取り組みが、自館で開発したシステムを活用し、全てのカウンターで全ての利用者に対し、

より良いサービスの提供に努めたと評価され、「第21回図書館総合展」において「審査員会賞」を受賞した。さらにレファレンス協同データベースへの信頼される情報源の提供活動が大学の社会貢献の一つとして評価され、大学図書館としては唯一、国立国会図書館から12年間連続で礼状を授与されている(9-15【ウェブ】)。

本学では、2つの病院と関西国際空港クリニックの運営に深く関わり、地域社会に貢献している(9-16【ウェブ】)。生物理工学研究科では、地域交流センターが中心となり、和歌山県と包括的連携協定を締結して、県内の研究推進、産業振興、人的交流を通じた人材育成などを行っている。医学研究科では、社会人入学を認めており、一般病院に勤務する医師の他、企業や官公署等に勤務する社会人を積極的に大学院学生として受け入れている。

また、特に、農学部や大学院においてSDGs(Sustainable Development Goals)達成への取り組みを進めており国連アカデミックインパクト、関西SDGsプラットフォームに参加し、内外への積極的な連携、啓蒙活動も進めている(9-17【ウェブ】)(9-18【ウェブ】)。

<アカデミックシアターの開設>

東大阪キャンパスでは「ACADEMIC THEATER」という新たな学術施設が平成29年4月からオープンした(9-19【ウェブ】)。この施設には「オープンキャリアフィールド」という社会に開かれた場所として、産官学連携を推進するリエゾンセンターのほか、就職を支援するキャリアセンター、総務部校友課、社会連携推進センターの機能が集まり、幅広い支援を一体的に行うことで、産業界との連携活動をさらに充実させることを目指している。

2) 社会連携・社会貢献の取り組み

本学では、上記の体制のもと、総合大学の利点を活かし、様々な社会貢献を行っている。以下に代表事例について述べることとする。

<学生が主体となる社会連携・社会貢献活動>

本学では、学生が災害等のボランティア活動へ積極的に参加している。平成28年9月、東大阪キャンパスの学生35人、福岡キャンパスの学生5人、奈良キャンパスの学生5人(計45人)が「チーム近大」として、熊本地震の被災地、熊本市および益城町に対して、事前に打ち合わせを行い、子供たちへの精神的支援を目的として、保育園、小学校、児童施設を訪問し、理科教室を開催するなどの活動を行った。平成29年には福島県川俣町と福岡県朝倉市、平成30年には広島県呉市に災害や震災復興のため出向している。令和元年には、日本で初開催の「G20大阪サミット」で学生通訳として8名、世界遺産「熊野古道」の参詣道普請活動に35名の学生が参加した。平成25年から令和元年までの間、震災や集中豪雨などの災害等のボランティア活動に参加した学生は321名に上る(9-20)。

本学の学生団体もまた、社会貢献にも積極的に取り組んでいる。学友会連合会は、令和元年度に「レモネードスタンド」を学内で実施し、小児がん患者支援のチャリティー活動を実施し、啓

発に努めた。近畿大学放送局は、毎年、東大阪市教育委員会の要請により、「東大阪市成人祭」の司会進行役として携わっている。近畿大学赤十字奉仕団は、東大阪市や大阪市を中心に、児童福祉施設の子供たちとの交流やセミナーの開催、養護老人ホーム慰問など積極的に奉仕活動を展開し、令和元年度は126回の奉仕活動を実施した(9-20)。この他にも学内献血、募金活動、大阪城公園の清掃奉仕など、その活動内容は多岐にわたる。吹奏楽部は、東大阪市からの要請により、東大阪市文化創造館竣工記念式典での演奏、大ホールでの単独コンサート、市内中学校吹奏楽部との合同コンサートに招聘された。また、地元老人ホーム、商店街の夏祭り、保育園での演奏会に年5回出向いた。また、文化会の所属団体(奇術部、薬草研究会、鉄道研究会、落語講談研究会など)は、令和元年度に市民ふれあい祭り公演や健康フェスティバル、レクリエーションなどを通して13回の社会貢献活動を行った。また、体育会の所属団体(ラグビー部、相撲部、バレーボール部など)は、小中学生への競技の普及に向けての各種教室、イベントの手伝い、合同練習などを通して令和元年度に50回以上の活動を行っている。このほか、学生部会の所属団体では、令和元年度に理工会学生部会と建築学部建築研究会が中心となって、通算で12回目となる「近大科学祭」を開催した。令和元年度は、近隣の小学生および保護者829名の来場があり、当日のNHKニュースでも報道された。また、化学研究会とエネルギー研究会は、近隣の小中学校への教育活動(出前授業、出前実験)を20回実施した(9-21)(9-22)。公共政策研究会が、八尾河内音頭祭りで選挙管理委員会の出展したブースでボランティアに従事し、地域経済研究会は、「東大阪モノづくり観光」に学生ガイドとして参加し、修学旅行生や企業研修等参加者を案内し観光交流を図るとともに、技術力のある中小企業を研究した成果や街の魅力を情報発信している(9-23)(9-24【ウェブ】)(9-25)。

また、令和元年度からは、SDGs(*Sustainable Development Goals*)に特化した学生任意団体が発足しており、様々な活動を積極的に幅広く行っている(9-26~31【ウェブ】)。以上の活動については、原則的に学生部が所管部署となり、運営・実施の許可や指導、とりまとめ等を行っており、活動の成果は自己点検・評価活動を通じて、自己点検・評価委員会に報告している。

<新型コロナウイルスへの対応>

世界で猛威をふるう新型コロナウイルス感染症に対し、医学から芸術まであらゆる分野を網羅する総合大学として附属学校等を含む近畿大学学園全体の知見を活かすべく、全学横断的に感染症対策に取り組む「“オール近大”新型コロナウイルス感染症対策支援プロジェクト」を令和2年5月15日から始動した(9-32【ウェブ】)。

本プロジェクトは、東日本大震災の復興支援として平成24年から実施している「“オール近大”川俣町復興支援プロジェクト」以来となる、近畿大学が全学を挙げて取り組む社会貢献プロジェクトである。本学の全教職員から「①研究、②開発・改良、③提案」の3つのカテゴリーにわけて企画提案を募り、その結果、医学部や薬学部、理工学部などの理系分野だけでなく、経営学部や文芸学部などの文系分野からも多数の提案があった。集まった企画提案計86件の中から72件(①研究:27件、②開発・改良:29件、③提案16件)が採択された。新型コロナウイルス

ス感染症関連研究から「with コロナ」や「after コロナ」における支援活動まで多種多様な内容となっており、総額約1億3千万円の研究費をかけて研究を実施している。

<クロマグロの完全養殖>

本学のクロマグロの養殖研究は昭和45年に開始され、現在まで50年以上にわたって継続的に取り組んできている。その成果が実り、平成14年に卵から孵化させ養殖するという完全養殖を世界で初めて成功させた。大学発ベンチャー企業として設立した(株)アーマリン近大が稚魚ならびに成魚の販売を行っており(9-33【ウェブ】)、さらに大阪と東京(銀座および東京駅の2店)の養殖魚の専門料理店「近畿大学水産研究所」では、本学の研究成果の他の養殖魚とともに料理の素材として提供することで社会への還元を行っている(9-34【ウェブ】)。

また平成26年に豊田通商株式会社が近畿大学との「水産養殖事業の覚書」の締結に伴い設立した株式会社ツナドリーム五島種苗センターは、クロマグロの人工種苗の生産事業を行っている。このツナドリーム五島で養成したクロマグロは平成26年に、ツナドリーム沖縄で養成されたクロマグロは平成31年に、それぞれ近大マグロとして認定し提供を行っている(9-35【ウェブ】)。

<バイオコークス>

バイオコークス研究所井田民男教授(当時理工学部)が平成17年に開発に成功した固形燃料バイオコークスは、木くず、茶かす、稲ワラなどの植物由来の廃棄物を原料とする極めて独創的なものである(9-36【ウェブ】)。平成28年には文部科学省私立大学研究ブランディング事業に採択され、実用化・地域創生に向けた産官学共同事業のほか、文理融合を目指し、デザイン分野との連携も進めている。

<大学発ベンチャー>

大学発のベンチャー企業としては、(株)アーマリン近大をはじめ、(株)ア・ファーマ近大、(株)ア・アトムテクノ近大など10社がある(9-37【ウェブ】)(9-38【ウェブ】)。

平成16年に設立された(株)ア・ファーマ近大は、薬学部を中心とするグループが、早摘みの青みかんにポリフェノールの一種「ヘスペリジン」が多量に含まれることを発見し、サプリメント「ブルーヘスペロンキンダイ」として製品化している。

(株)ア・アトムテクノ近大は、本学の原子力研究所と株式会社千代田テクノと共同で平成17年に設立された。原子力・放射線の平和利用の推進を旨とし、各種試料の放射能、化学成分、細菌等の測定・分析業務や医療、健康、環境、エネルギー関連分野の調査やコンサルティングを行っている。

<産官学連携商品>

本学では実学の成果として、産官学連携によって商品化に成功した例があり、近年は多くの商品が販売されている（9-6）。

平成28年度には、近畿大学水産研究所の「スーパーカップ1.5倍“近大マグロ使用魚だしカレーうどん”」、近畿大学附属農場の「ぶっちょ 近大マンゴー」、農学部の「清澄ジンジャーソフト」、「芋ジェラート」、薬学部の「プリンのひ・み・つ」、「健康食品“純・酵（じゅん・もと）”」、理工学部の「テクノアロマシリーズ」、文芸学部の「minari（メモ付き手鏡）、omamori（名刺入）」、生物理工学部の「スポーツウェア“MAGURO GEAR”」、薬学総合研究所の「サラシア100」等が発売された。

平成29年度には、農学部の「新品種メロン“バンビーナ”」、「メロンジェラート」、「柿ダノミ」 「みんながほしいもん（ほし芋）」、薬学部の「ピュエリーハンドケアエッセンス」、「シルクで洗うシャンプー」、「ルイキャラット美容液（RuiCarat）」、文芸学部の「ガーゼ素材おくるみ“まもる（MAMORU）”」、産学連携ラボ KISS LABO の「ハードグミキャンディ“近大発めし”」、(株)アーマリン近大の「和風焼きカレーパン近大マグロ中骨だし使用」、大学法人と(株)アーマリン近大の「近大マグロの皮を使用した革製品“PISCINE（ピサイン）」等が発売された。

平成30年度には、農学部の「芋納豆“あまいもグラッセ”」、薬学部の「カラダきらめく甘酒アミノプラス」、「梅塩ちゅあぶる」、「じゃばらちゅあぶる」、文芸学部の「BIY（防災）バッグ」、生物理工学部の高視認性レンズ「ULTRA LENS シリーズ」、産学連携ラボ KISS LABO の「マグロのめだまグミ」、「グミチョコ“Dip Stick”」、(株)アーマリン近大の「近大マグロせんべい」等が発売された。

令和元年度には、農学部の「かぼちゃジェラート“へぐりっこ®”」、「すもーく大豆 近豆版」、薬学部の「ミーネ“Miene”mc（寝具シリーズ）」、「生姜ちゅあぶる（清涼菓子）」、「しあわせめぐりの青いお茶」、生物理工学部の「初桜の純レモン（リキュール）」、経営学部の「鉄総掛（アイアンマルチハンガー）」、「化粧筆/パフ専用クリーナー“Laver le pinceau（ラヴェール・パンス）”」、短期大学部の「淡路島ソース 梅風味 令和」、産学連携ラボ KISS LABO の「特濃ミルク 8.2（近大ハニー）」、「ぶっちょ近大キャンパスうきうきアソート」、「ぶっちょ近大キャンパスわくわくアソート」、バイオコークス研究所の「Global Goals Coffee」等が発売された。

これらの商品化、販売は原則としてリエゾンセンターが管轄している。

<地域の中小企業との連携>

本学の東大阪キャンパスは、我が国を代表するモノづくりの町、中小企業の町、東大阪市に位置しており、技術立国日本のモノづくりを支える優秀な技術を持った中小企業に貢献することに高い優先度を持たせている。これらの企業との教育・開発連携を目的とした大学院総合理工学研究科「東大阪モノづくり専攻」(9-39【ウェブ】)や、東大阪の金型事業者との広範な技術分野での連携を目指す「大阪東部地域連携による先進的な金型技術の高度化研究（金型プロジェクト）」はそのような背景で企画された取り組みである。この金型プロジェクトは平成27年4月に「理工学部地域連携先端研究教育センター（通称：近大ものづくり工房）」へ発展した。近大

ものづくり工房は、学生の加工実習を行ってきた機械工作実習工場に加え、地域の産業界等との連携・交流により技術開発、技術発展に貢献することを目的に、金型デザイン室や地域連携技術開発室を設置したもので、地域との連携をより強め、金型プロジェクトをより広く社会に発信し、モノづくり機能・基盤の統合化を図っている(9-40【ウェブ】)。ここでの具体的な取り組みとしては、新型コロナウイルス感染症対策として、口の動きが分かる「近大マスク」を東大阪モノづくり企業と連携のうえ作成し、地域へ無償配布を行った(9-41【ウェブ】)。

また、中小企業の取りまとめ組織である東大阪商工会議所とは定期的に会議を持ち、連携の質、量の向上に努めており、東大阪商工会議所の協力のもと、地元中小企業対象に毎年「近畿大学シーズ発表会」を開催している(9-42【ウェブ】)。

<人文・社会科学研究の社会還元>

本学では、自然科学系の研究だけでなく、人文・社会科学系の研究における社会還元も積極的に行っている。例えば、法学部、経済学部、経営学部、総合社会学部の教員を中心に、国や地方公共団体の審議会等委員として貢献している(9-43【ウェブ】)。また、文芸学部では、芸術が持つ「デザイン」や「企画力」を活かし、企業のパッケージやロゴマーク、サイン等のデザインを制作するなど社会還元を図っている(9-44【ウェブ】)。東大阪市および東大阪商工会議所とともに開始することとなった「東大阪市都市ブランド形成推進事業」も文芸学部主体によるものである(9-45【ウェブ】)。さらに、まちづくりや地域活性化を研究分野とする総合社会学部、経営学部、建築学部では、地域の住民や商業者等と協働活動を展開している(9-46【ウェブ】)。また経営学部では「課題解決型ビジネスプランコンテスト」が開催され、企業の課題を学生のアイデアで解決する取り組みが行われている(9-47【ウェブ】)。人権問題研究所では、地域社会や国際社会における人権問題の解決に向けた取り組みを行っている(9-48【ウェブ】)。

<公開講座の開催>

地域社会への教育研究成果の還元や地域社会における生涯学習機会創出への協力という点では、公開講座の開催が重要な役割を担っている。本学では、学部・研究所等で企画・実施される公開講座も多く実施している(9-49【ウェブ】)。東大阪キャンパスの他、奈良キャンパス、和歌山キャンパス、広島キャンパス、そのほか各地の学外会場で開催されている。また、これらの講座とは別に、Web限定講座の動画を配信する取り組みも行っている(9-49【ウェブ】)。経済学研究科では、大学本部が企画・運営する市民向けの公開講座や高校生向けの出張講義に、社会科学分野の幅広いテーマを設けて講師を積極的に派遣している。アンチエイジングセンターは奈良病院、農学部、薬学部、薬学総合研究所などと共同して、地域の健康増進・知識普及を進めるために、公開講座やスポーツ教室などを定期的に開催している(9-50【ウェブ】)。

<国際交流・国際貢献>

国際貢献の代表例として、農学部では、独立行政法人科学技術振興機構（JST）と独立行政法人国際協力機構（JICA）が共同で実施している、地球規模課題解決のために日本と開発途上国の研究者が共同で実施するプログラムである「地球規模課題対応国際科学技術協力」（SATREPS）において、パナマ共和国の水産資源庁、全米熱帯マクロ類委員会・パナマとの連携協力がなされ、キハダの資源に関する技術開発協力を行った。また、ナミビア共和国のナミビア大学とは、大学間学術協定を結び、SATREPS プログラムを介した研究協力を進めている（9-51【ウェブ】）。

また、本学では、“KINDAI”らしい国際交流をより総合的かつ積極的に推進していくため、令和2年4月に国際関連組織を改編し、グローバルエデュケーションセンターを開設した。センターには、国際交流部門と教育支援部門があり、国際交流部門では海外大学との交流協定締結をはじめ、交換・派遣留学、外国人留学生の受け入れ等を推進し、教育支援部門では8か国語の外国語課外講座、TOEFL、IELTS、TOEIC 講座等の語学教育に加え、各種イベントを実施している。令和2年度現在、世界50カ国・地域、268校の大学・機関と協定を持ち、教員・学生の留学交流や共同研究、学術的資料・情報の交換などを行っている（9-13【ウェブ】）（9-52【ウェブ】）。平成29年には日露間の人的交流を促進するとともに、学生の留学・インターンシップ活動を支援する「近大プロジェクトモスクワ事務所」を豊田通商ロシア内に開設したほか（9-53【ウェブ】）、平成30年12月には台湾・台北において台湾学生交流50周年記念イベント「近大 EXPO in 台湾」を開催した（9-54【ウェブ】）。理工学部では、「大学の世界展開力強化事業・ロシア」（平成29～令和3年度：日露間で活躍できるモノづくり中核人材の育成）に採択され、本学とロシアの協定校が学部から大学院にわたる学生交流に取り組む教育の産官学連携プログラムに取り組んでいる（9-55【ウェブ】）。

<大学施設の一般開放>

総合大学であるがゆえに所有する様々な施設や広大なキャンパス空間を、住民に開放することを通じて地域貢献を行っている。中央図書館では「近畿大学中央図書館一般公開規程」に従い、所蔵する学術資料および施設を近隣住民などに提供・公開している（9-56【ウェブ】）。また、英語力の向上のため「遊びながら英語を楽しく学ぶ」というコンセプトで設置された「英語村 E³（イーキューブ）」は、夏休み、春休み期間に限って一般公開を行っている（9-57【ウェブ】）。さらに、農学部キャンパス内には染井吉野・八重桜・枝垂れ桜をはじめとする数百本の桜の木が植栽されているが、桜が満開になる時期に一般開放を行っている（9-58【ウェブ】）。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学では教員業績評価自己申告表（9-59）によって教員の自己点検・評価を行っているが、その中で「社会活動」の項目を設け、本学の社会的知名度、評価水準の向上に寄与する社会活動の成果、公職、学外の委員会委員等の活動実績について、全教員が毎年自己点検・評価するシステ

ムを構築している(9-60)。教員業績評価自己申告表に基づく教員の自己点検・評価の流れは次の通りである。教員は各自、教員業績評価自己申告表に自己評価を記入し、これを各学部、学校等の評価委員会部会に提出する。評価委員会部会においては、各教員作成に係る教員業績評価自己申告表に基づき自己評価の妥当性を審査、査定して総合評価を行ったうえ、評価委員会に報告する。これを受け、評価委員会において審査を行い、評価を決定する。評価の結果は、「A」評価で当年度の賞与が増額され、「C」が2年連続すると賞与が減額される。そのため、当評価は、積極的な社会連携・社会貢献のモチベーション向上に寄与している。評価結果は、原則として他に公表しないが、教員各自から請求があった場合には、評価委員会部会が当該教員の評価結果およびそこに至った経緯について回答することとしている。各学部長は特に、その教員業績評価自己申告表を直接、評価委員会の審査に付し、そこで各学部長の評価を決定する。評価の結果の取扱いについては前述同様である。

(2) 長所・特色

<リエゾンセンターを拠点とした産・官・学連携>

本学の特色として、リエゾンセンターを拠点とした産・官・学連携の研究および実用化の取り組みがあげられる。大学の研究成果が産業で有効に機能するためには、知的財産権として明確に保護されていなければならないが、特許出願・登録数(累積数)は関西圏の私立大学では第一位である(9-61【ウェブ】)。さらに知的財産権実施による収入は毎年増加しており、成果を上げていることがわかる(図9-1)。また、民間企業からの受託研究実施件数は令和元年度323件で全国1位であり(図9-2)、毎年全国の国公立大学の中でも常にトップクラスの実績がある。さらに、民間企業からの受託研究費受入額も令和元年度は約3億5千2百万円(図9-3)と全国の国公立大学の中で第10位となっている。(出典:文部科学省「令和元年度大学等における産学連携等実施状況について」)(9-62【ウェブ】)

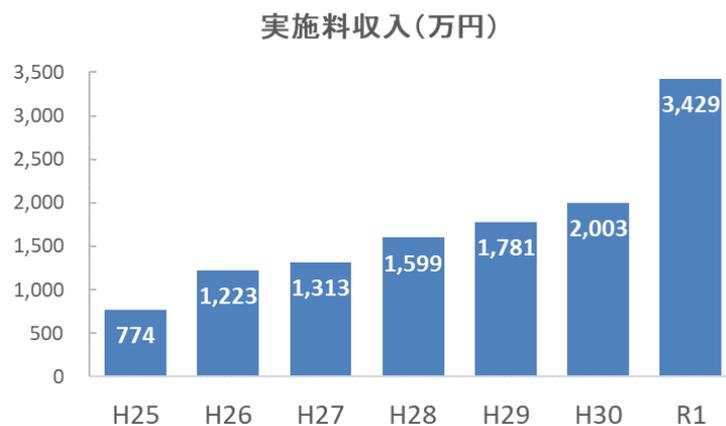


図9-1 近畿大学の知的財産権実施による収入(最近7ヵ年)

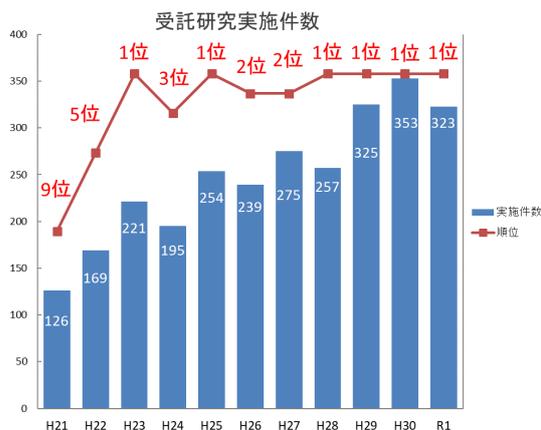


図 9-2 近畿大学の受託研究実施件数と大学順位



図 9-3 近畿大学の受託研究費受入額

こうした成果は、従来は近大マグロやバイオコックスといった理系の研究成果が主であったが、折りたたみ式スチールラックやトイレトペーパーのパッケージのデザインなど文系での研究成果も実用化されてきている。さらに近年では文理融合の研究成果も実用化されてきており、サプリメントや化粧品において経営学部・文芸学部・薬学部の複数学部が協力して商品化へと結びつけた「美はお口から研究所シリーズ」などは、本学の総合大学としてのポテンシャルを示す成果でもある。

今後とも、こうしたリエゾンセンターを核とした社会連携をより発展させるために、さらにリエゾンセンターのコーディネーター機能を充実させていく。優れた基礎研究成果を技術や製品にまでつなげるにはコーディネーターの役割は大きい。本学の産官学連携活動を日本のトップクラスまで引き上げるために尽力してきたベテランコーディネーターが平成27年3月をもって退職し、平成28年度には入れ替わりが1名あった。さらに平成29年度にもコーディネーターが1名入れ替わった。新しく着任したコーディネーターは弁理士資格保有者で、コーディネーター活動の強化を図る人材として期待されている。今後は5人のコーディネーターがお互いに情報を共有し、組織としてのコーディネーター能力を強化していく。また、センター所員にも「研究成果から技術を見抜く能力」を一層高めさせると共に、「技術の活用市場を見出す能力」を有する人材の養成・補強を図る。

<東日本大震災への対応>

東日本大震災の復興まちづくりは、今後も長期間続く社会的な重要課題であるが、本学は「東日本大震災復興支援室」を設置し、総合大学の利点を活かした支援活動を行ってきた。私立の総合大学で医学部を持つ大学は限られているが、本学はその利点を活かし震災発生直後から医療も含め総合的な支援を行ってきた。また、震災に付随した原発事故に対しては、原子炉を持つ原子力研究所を中心に、被曝対応や放射能の除染についても貢献している。特に福島県川俣町からは震災復興アドバイザーを委嘱されており、総合的な復興支援に全学を挙げて取り組んできた。

ころである。川俣町は内陸部に立地し、原発からの距離もあることで、被害状況をメディアが取り上げることが相対的に少なかったため、町長自ら本学に支援を求めてきたのが機縁となったものである。

平成28年度には当該支援室を発展的に改組した社会連携推進センターが開設され、支援室は当センター内に置くこととした。平成28年4月には川俣町にて「“オール近大”川俣町復興支援プロジェクト報告会」を実施し、今までの活動を振り返るとともに、今後の町の未来に向けた提案を行った。今後とも地域の復興に向け、川俣町を支援していくことを確認している。平成29年9月からは、福島県の委託を受けて「大学生の力を活用した集落復興支援事業」に取り組んでおり、平成29年11月には福島県川俣町において第1回現地調査が行われた(9-63【ウェブ】)。

言うまでもなく震災復興には長時間を要する。そこで社会連携推進センター内の「東日本大震災復興支援室」を拠点として継続的な支援を行っていく。今までは、「除染」、「産業振興」、「心身ケア」の3分野に特化して支援してきたが、今後は分野を広げ、より総合的な支援を目指すと共に、時間の経過と共に変化する地域課題に対応するため、地元住民との協議によって支援内容の見直しも図っていく。また、目標として掲げている川俣町を復興モデル地域とした新たな地域社会の構築を実現させるべく活動を行う。

<モノづくりを支える中小企業との連携>

本学の建学の精神として、「実学教育」が謳われており、「実学」には、「モノづくり」に関係する工学も含まれることは言うまでもない。大学本部が位置する東大阪市は、全国有数の中小企業の町であり、その特長を活かした社会連携・社会貢献を行ってきた。大学院総合理工学研究科に設置された「東大阪モノづくり専攻」を核とした地域連携は成果を上げている。

特に直近においては、点検・評価項目②に記載した「近大マスク」の開発は本学と地域との連携における産物であり、更にはそれを無償配布することで地域貢献に結びつけた好事例であると言える。

こうした連携をより充実させ、東大阪商工会議所との連携によって9,000社ある中小企業と実務レベルの連携を増やしていく。また、モノづくりの知識・ノウハウ等の現場の技術の維持、確保に資する人材を育成すると共に、モノづくり分野の革新につなげる高度な知識、および確かな技術を併せ持ち、モノづくり過程の全体を見渡し、技術の目利きをすることのできる人材の育成を継続的に行っていく。

(3) 問題点

<社会連携推進センターの課題>

社会連携推進センターは、主に自治体と本学関係部署との連携窓口として機能している。現在、福島県川俣町支援の“オール近大”復興支援プロジェクトは、9年目を迎える。これまでの支援活動を整備し、新たな取り組みを検討することが課題である。並行して、次年度以降も継続予定で

ある「福島イノベーション・コースト構想促進事業」国家プロジェクトも地域活性化のための具体的な取り組み内容を検討する。また、平成24年の和歌山県との協定締結に始まり、令和2年4月現在、24の自治体と連携協定を締結している(9-64)。それらのほとんどは本学教員の受託研究等が起点となって協定締結に発展したものであるが、他の教員が新たなプロジェクトを立ち上げる等の動きはほとんどなく、活動の実態が見られない自治体も散見される。それらの実体化に向け現状把握が課題である。

<リエゾンセンターの課題>

アカデミックシアターの完成に伴い、オープンキャリアフィールドにて各組織相互の横の連携ができ、社会連携を効率的かつ効果的に推進する体制が構築されつつあるが、結果としてより幅広い視点での対応力が求められている。

また、リエゾンセンターが産官学連携を進めるに当たっては、今後のグローバル化や相談件数の増加、より積極的な知的財産の保護・有効活用を見据えたリエゾンセンターの組織の強化や知的財産対応の高度化が課題となっている。

(4) 全体のまとめ

<社会連携推進センター>

社会連携推進センターの今後の業務展開に当たっては、包括連携協定の実態を調査し、継続の可否を検討することが求められる。また、包括連携協定締結に向けて調整中のものを含め、より多くの自治体との地域連携を拡充するよう努めたい。令和2年度4月より事務組織規程を改正しSDGs(Sustainable Development Goals)に係る啓発、連絡、調整等に関する事項を盛り込んだ。学生、教職員のSDGsの認知度を高める目的で「SDGs WEEK in KINDAI」などのイベントを定期的で開催し、我が国の「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に貢献する。これにより、令和12年の目標達成に向けた「行動10年」とすべく、本学の具体的な取り組みモデルの展開を加速化していく。

<リエゾンセンター>

本学における産官学連携としての「社会連携・社会貢献」は十分に効果が上がっていると評価できる。特に、建学の精神である「未来志向の実学教育」を柱として展開してきた研究成果の実用化については、クロマグロの完全養殖による商用化をはじめとして社会でも注目を集める結果を出している。次世代の国産エネルギーとして注目されているバイオコークスも実用化が進みつつある。産官学連携商品は、平成26年度9件、平成27年度11件、平成28年度7件、平成29年度8件、平成30年度11件、令和元年度13件の商品化が進められた。今後は、組織体制の改善をはじめ、前記課題を克服するよう、さらなる充実を図っていく。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

私立学校法改正を受け、令和2年度から、近畿大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中期計画、ならびに長期ビジョンを策定した（学校法人近畿大学中期計画（10-1-1））。

本法人は、教育基本法および学校教育法に従って学校教育を行い、建学の精神に沿って、教育理念を達成することが大学運営方針の中核となる。本学では、「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神として、教育の目的に「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成することにある。」を掲げ、「広い教養に裏打ちされた人格とチャレンジ精神をもって未来を志向しつつ、実践的学問すなわち実学の発展に貢献することのできる人材を育成して、社会に送り出すこと」を全学的な取り組み事項と定め、教学展開ならびに大学運営の拠所としている。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

中・長期の計画を実現する近畿大学の大学運営組織は、以下の三本の柱からなっている。第一は、経営責任を担う意思決定機関である理事会ならびに評議員会、第二は、大学全般の重要事項についての審議機関である大学協議会ならびに教育研究に関する専門的な審議を行う機関である各学部教授会と研究科委員会、第三は、これらの2つの組織が行った決定を実現するうえで実務的責任を負う事務部門である。これらの機関は、「学校法人近畿大学寄附行為（10-1-2）」、「近畿大学学則（10-1-3）」、「近畿大学大学院学則（10-1-4）」、「学校法人近畿大学職制（10-1-5）」に明示され、それぞれ運営されている。そのうち、「近畿大学学則」、「近畿大学大学院学則」は、いずれも大学ホームページ上に公開されている。また、これらの運営組織を図10-1-1に示す。

学長・副学長・大学院部長・学部長・研究科長・学科長の権限と責任については、学則、職制および関係規程に定められている。近畿大学学長は、学校法人近畿大学職制第4条に則り、理事会の議を経て理事長により任命され、「大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する」と共に、「近畿大学学園の教学を掌理する」とされている。また、副学長は、学校法人近畿大学職制第4

学校法人名 近畿大学

(2)大学運営の組織図(令和2年10月1日現在)

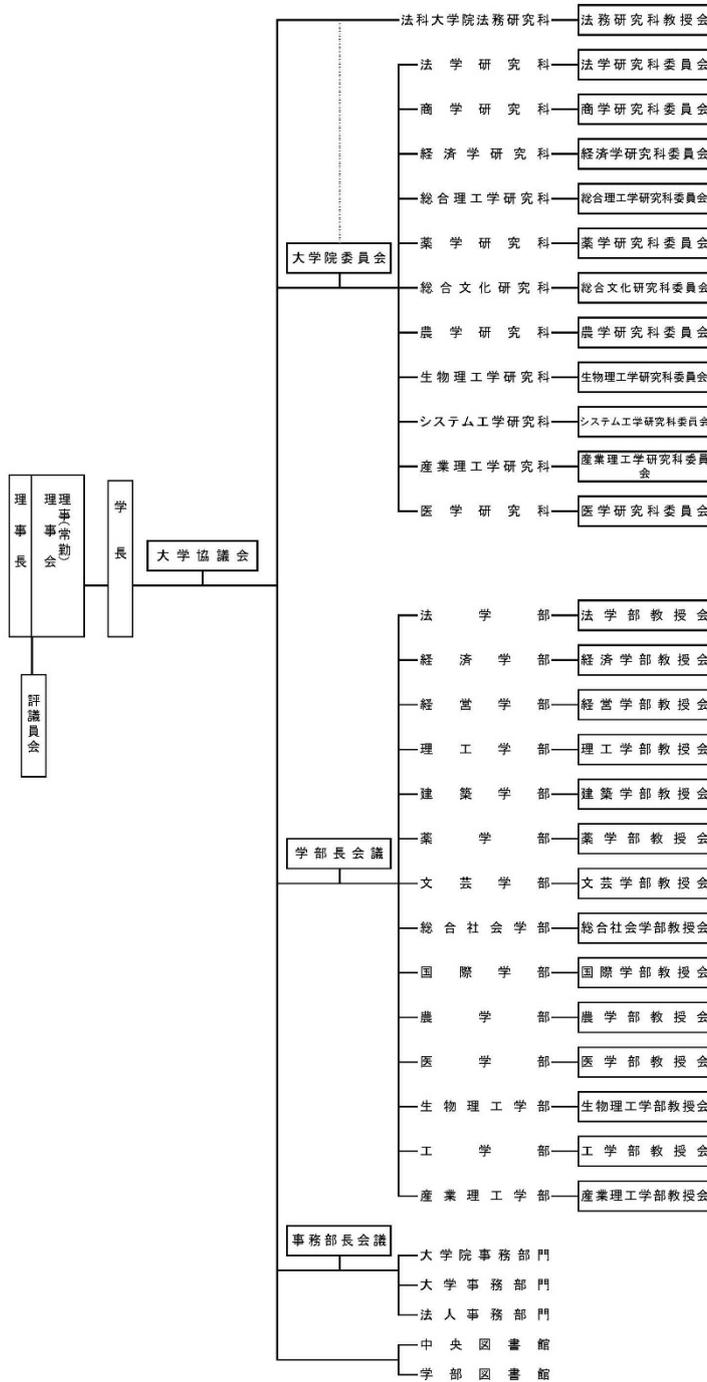


図 10-1-1 大学運営の組織図

条の2により、学長を補佐する役目を担っている。学部長候補者の選挙は、「学部長候補者選挙規程(10-1-6)」に則り、学長が教授会を招集して行う。

教授会は選挙により選ばれた候補者を学長に報告し、学長は候補者の中から学部長を指名して、理事長が任命する。また、学科においては学科長が、学校法人近畿大学職制第9条第2項に則り学部長を補佐し、当該学科の教務を掌理することとなっている。学科長(コース主任を含む)候補者は各当該学部長が推薦し、学長の承認を経て理事長が任命する。

大学院の学務は大学院部長が、近畿大学大学院学則第31条・学校法人近畿大学職制第10条第2項に則り総轄し、各研究科の学務は研究科長が処理する。研究科長の選考は、母体となる学部の学部長の推薦に基づき、学長の承認を経て理事長が任命する。学部長は、当該学部の校務にあたり所属職員を監督すると規定されている(学校法人近畿大学職制第6条第3項)。

理事会・評議員会・大学協議会・教授会等については、「学校法人近畿大学寄附行為」および「近畿大学学則」の規定に基づいて開催され、その際の議題、議事進行、採決等は民主的に運営されている。

なお、各学部長が各学部共通の教学に関する事項を協議するための場として、学部長会議が置かれている(学部長会議規程(10-1-7))。また、事務部門においては、事務部長・事務長会議が定期的に開催されており、この会議においては、理事長を筆頭に、法人内の全事務部門の所属長(事務部長・事務長)が、情報と意識の共有・部門間の連携を進めていくことと、大学の取組むべきテーマについて意見を述べる機会として機能している(事務部長会議規程(10-1-8))。理事会は、令和2年4月1日現在役員として理事長を含む理事14名および監事2名から構成され、また評議員会は35名で構成される(近畿大学理事会名簿(10-1-9))。理事、監事および評議員は、学校法人近畿大学寄附行為の規定に基づき適切に選任されている。理事長は、学校法人の運営全般について、リーダーシップを発揮しており、教学面に関しても、大学協議会に出席する等、学長、学部長等との連携を密にしつつ、重要案件については理事会に諮り審議することとしている。

教授会は学部や大学院の各種審議を行う機関であり、教授会における議題、議事進行、採決等は、近畿大学学則第9章第52条から第58条に定められ、民主的に行われている(10-1-3)。

なお、「学校法人近畿大学寄附行為」および関係規程によって、法人組織(理事会)と教学組織(大学)の権限は明確に規定されている(学校法人近畿大学寄附行為第5条から第40条、学校法人近畿大学職制第4条、第4条の2、第6条、第9条、第10条、第11条)(10-1-2)(10-1-5)。また、平成27年4月1日から、学校教育法の改正に伴い、各関係規程も改正し、教授会の権限と責任の明確化がより一層図られた(10-1-3)。近畿大学大学院学則も、教育基本法の本旨に則って制定されている(10-1-4)。学則に「本大学院に大学院委員会を置く」と定められており、大学院部長、各研究科長および各研究科委員会の委員若干名をもって組織され、学長がこれを招集し、大学院部長がその議長となる。また、本大学院の各研究科には、研究科委員会(研究科教授会)が置かれており、各研究科の授業を担当する教授をもってこれを組織すること、必要があるときは授業を担当するその他の教員を加えることができると定められている。また、研

究科委員会は当該研究科長が招集し、その議長となる（近畿大学大学院学則第26条から第30条）。法科大学院については、近畿大学法科大学院学則（10-1-10）に定められている。法科大学院の専任教授をもって教授会を構成し、法科大学院長が招集して、その議長となる。法科大学院教授会では、学長又は法科大学院長の求めに応じて意見を述べることができるとされている（近畿大学法科大学院学則第18条から第22条）。平成26年度の大学評価（認証評価）時に専任教員とみなされる者（みなし専任教員）が1名在籍していることの指摘を受けた。この指摘を重く受け止め、みなし専任教員から専任教員に職位を変更し、本法科大学院にはみなし専任教員が存在しなくなった。そのことにより、学則も平成30年4月1日から現状に即したものに变更済みである（近畿大学法科大学院学則改正案（10-1-11））。

本学では、27機関の研究所等を設置しており、各機関の設置規程は、近畿大学例規集第13章（10-1-12）にまとめられている。例えば、近畿大学原子力研究所規程（10-1-13）では、第2条に「原子力基本法に則り、原子力に関する研究と教育を行うことを目的とする。」の通り、設置目的が明確に定められている。また、第4条に研究所の職員配置、第6条に所長の権限などが定められて、適切に運営されている。

これらの大学運営に関する組織は、関係法令に則り、本学の規程により適切に設置されており、合理的かつ適切に運用されている。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

平成24年度予算から建物の新築と大規模な改修案件を除いて、別枠としていた事業予算を經常予算に統合し、法人共通の業務を設定し、「業務別予算管理」の導入を行った（予算執行規程（10-1-14））。一時的な臨時増額や配賦では賄えない案件の予算申請は、財務部が査定している。さらに、平成27年度から法人全体の経営方針に沿った、計画的でより有効な予算編成機関として、1年間に3回、定期的に予算委員会（現：事業委員会）を開催し、平成28年度予算から中長期シミュレーションと連動し、各会計単位における数値目標や法人総合の支出予算目標総額の設定を行い、長期展望に立った有効的な予算編成を行っている。

これらの申請等は法人関係所管が調整し、配賦予算と併せて評議員会で意見を受け、理事会の議を経て、前年度の3月末までに当初予算として決定する。なお、令和2年度より原則として補正予算を編成しない方針とした。これは補正による予算の膨張を防ぎ、より計画性を備えた当初予算編成に注力するためである。なお、震災などの大災害がある場合や法人としての大きな経営判断がある場合は、例外的に補正予算を編成することとしている。予算執行にあたり、各担当所管が起案した支出決裁書の予算額、勘定科目、消費税、内訳等については各会計単位経理担当所管、法人関係所管、財務部がそれぞれ確認のうえ合議しており、最終的には決裁権限者による決裁完了後に出納処理している。5月に監事監査を行っており、監事には監査法人から監査における留意事項等の報告がなされている。監査法人による会計監査は、年度当初に策定した監査計画に基づく期中監査、固定資産実査、現金・預金等実査、貯蔵品の棚卸立会、決算期末監査など

を行っている。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

本学は、「学校法人近畿大学事務組織規程」により、事務組織および事務分掌を定めている(10-1-15)。東大阪キャンパスには、教学本部のもと、教学本部事務部、学務部、各学部事務部、入学センター、学生部、スポーツ振興センター、キャリアセンター、人権事務室、グローバルエデュケーションセンター、アカデミックシアター事務室等を設置している。アカデミックシアター事務室は、東大阪キャンパス整備事業において、多彩な書籍とカフェや自習室を併設し、文理の垣根を超えて社会の諸問題を解決へと導く学術拠点として建設されたアカデミックシアターの企画・立案・実施および運用を主管する事務組織であり、教育研究活動の支援にも取り組んでいる。また、建学史料室、社会連携推進センター、メディカルサポートセンター等は、教学本部と独立して設置している。

法人本部としては、秘書室、総務部、法務部、人事部、財務部、管理部、学術研究支援部を設置し、学校法人近畿大学の法人業務や学園全体の経営に関わる業務を担当している。総務部、法務部、人事部、財務部、管理部、学術研究支援部については、教学本部としての業務も所管して、効率的な運営を行っている。また、IR推進室を教学本部事務部内のIR・教育改革推進室に組織変更を行った。

令和2年4月より経営戦略本部を設置した。経営戦略本部は、法人の中長期計画の策定などを担う企画室、および昨年度まで総務部の所管であった広報室から構成されている。経営戦略本部の長として、経営戦略本部長を置き、理事長の命を受け、経営戦略を総括している。あわせて、大学の中長期計画および事業計画の策定、履行の点検、改善を目的とする経営戦略委員会を設置した。今後は各部門の役割を明確にし、組織を円滑に運営できるよう、令和3年度からは、教学本部長を大学運営本部長とし、医学部・病院運営本部長、併設学校運営本部長を置くこととする。

監査室は、本学の業務全般の監査および法人倫理推進を担当する部署として、教学本部および法人本部から独立して設置している。具体的には、「ハラスメント防止のためのガイドライン(YouTube版も含む)」や「法人倫理推進のためのガイドライン」の作成・整備、周知・啓発・教育、ならびにヘルプライン相談窓口や調査委員会等に対して運営手順の整備・構築を担っている(10-1-16~18)。また、東大阪以外のキャンパス(農学部、医学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部)には、事務部を設置し、事務(部)長のもとに、庶務、管理、会計、教務、学生、就職、図書館等の業務を行い、必要に応じて課を置いている。医学部のキャンパス移転に伴い、病院移転に関する部署として東大阪キャンパスには医学部・病院移転プロジェクト統括室を設置し、大阪狭山キャンパスではキャンパス移転に関する部署として医学部キャンパス移転準備室を設置した。他に、近畿大学アグリ技術革新研究所を新たに設置した。

また、平成30年4月に働き方改革推進センターを設置し、さらに令和2年4月には、「働き

方分科会」、「女性活躍分科会」、「業務効率分科会」、「キャリア形成分科会」を設け、取り組むべき内容を明確にしたうえで、働き方改革を実行している。

事務組織の各部署には、事務（部）長を置き、事務（部）長は理事長の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督している。特に、法人部門、教学部門の長として、それぞれ法人本部長、教学本部長を置き、全体的に法人の事務ならびに教務を統括している。さらに令和2年度より経営戦略を統括する経営戦略本部長を置き、組織の活性化・効率化を推進している（学校法人近畿大学職制第13条と第13条第2項）。今後は各部門の役割を明確にし、組織を円滑に運営できるよう、令和3年度からは、教学本部長を大学運営本部長とし、医学部・病院運営本部長、併設学校運営本部長を置くこととした。引き続き、常に組織の活性化・効率化を図る目的や社会からの要請に応えるため柔軟に変更や新しい部署の設置あるいは改組を行っていく。財務基盤を統括する財務部と資金部を統合したことで、資産全体の最適化と資産運用面の強化、ならびに業務の効率化を進めた。新棟における部署の配置については、ワンフロアで連携が図れるような配置を進めた。管理部に省エネ推進課を新設し、省エネに取り組んでいる。2025年に創立100周年を迎えるにあたり、創立100周年記念事務局を新設するなど、寄付事業推進体制の構築も進めており、複数の企業や団体から寄付の内諾を受けている。

人員配置については、業務の状況や超過勤務状況、各部署からの報告を踏まえ、4月および10月のみならず、適宜積極的に人事異動を行っている。専門的知識を有する職員の配置では、法務部における弁護士や総合情報システム部、水産養殖種苗センターなどで実施されている。

一方、教員の科学研究費など外部資金獲得における学術研究支援部職員からのサポートをはじめ、教授会や各種委員会においても、教員と職員が協働しながら議事を進めている。

平成19年度から事務職員の資格制度を設け、職務遂行内容および職務遂行能力を基準として、資格の格付けと運用基準を定めている。また、内規としてこの資格の昇任基準を定め、資格昇任を厳格に運用している（10-1-19）。

人材育成と学園の活性化を図ることを目的とする教・職員評価制度のもと、職員評価においては、これまでも運用してきた人事考課制度に加え、平成19年度から人事考課に行動評価を取り入れると共に目標管理制度を新たに導入した。事務職員については、平成19年度から職員の成果・努力に見合った支給ができる新たな給与体系を導入した。各職員の成果・努力を評価する制度として人事考課および目標管理制度に基づく評価制度を導入し、その評価結果をもって、給与に反映することにした（10-1-20）（10-1-21）。具体的にはS, A, B, C, Dの5段階で評価され、評価結果により該当する割合を基本給に乗じた職務給が翌年度1年間支給される（10-1-22）。

教員においては、新任を除く専任教員を対象に、①教育業績、②研究業績、③管理運営活動、④社会活動の各項目について評価を実施している。各教員の自己申告内容を学部等に設置された評価委員会部会で審議し、学長を委員長とする評価委員会で教員業績評価を最終決定する。結果はA, B, Cの3段階評価で、最も高いA評価者は当年度年末賞与と翌年度夏期賞与時に特別手当を支給している（10-1-23）。令和2年の具体的な割合は、A評価が23.8%、B評価が76.0%、C評価が0.2%であった（10-1-24）。

本学の教学運営の中核を担う近畿大学未来戦略機構に直属する教育・研究推進組織として、21世紀教育改革委員会と21世紀研究推進委員会がある。21世紀教育改革委員会は、副学長が委員長を務め、各検討委員会委員長、教育改革推進センター長、IRセンター長、全学共通教育機構長、国際交流委員会委員長、法人本部長、教学本部長、教学本部事務部長、IR・教育改革推進室室長で構成されており、21世紀研究推進委員会は、副学長が委員長を務め、各学部長、事務部関係部長で構成されており、教員と職員が連携・協働して、本学の教学研究の運営を担っている。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員が担う業務が多様化、複雑化する中で、以前は4月の定期異動のみで対応してきたが、変化する状況に柔軟に対応すべく、4月および10月の2回の定期異動と必要に応じてその都度柔軟に人事異動を行っている。

専門スキルを持った職員や即戦力となる職員等を確保するため、キャリア採用試験を行っている(10-1-25)。有期雇用の職員がモチベーションを維持し、仕事に取組み、戦力となる職員になってもらう仕組みとして、任用替試験制度を平成20年から実施している(10-1-26)。この任用替試験により、契約職員から嘱託職員、嘱託職員から専任職員へとステップアップしている。

超過勤務の削減は、事務機能の改善の大きな課題である(10-1-27)。平成27年10月から週40時間のシフト制勤務を施行し、メリハリのある勤務を目指し推進している。この制度の活用により、部署毎に業務を調整し、週休2日となる週も増加した。また令和2年度からは職員に対して1ヵ月単位の変形労働時間制を導入し、より柔軟な勤務を可能とした(学校法人近畿大学職員就業規則一部改正について(10-1-28))。また、令和2年度においては、新型コロナウイルスの影響もあり、在宅勤務を実施することとなった。

なお本学では、事務職員に対して、職階別のハラスメント研修をはじめ、自己啓発の制度として、平成9年度から通信教育講座を実施している(10-1-29)。また、職員全体の能力開発と意欲向上を目的として、SD研修会を実施している。平成30年7月に実施した、平成30年度第1回全学FD・SD研究集会では、「退学者防止に向けて データから退学者の傾向を考える」と題して、IRセンター長等の講演を行った。さらに、平成30年8月の平成30年度SD研修会では、「大学改革の現状と今後の展開」と題して、大学改革についての社会と本学の状況が解説された。また、平成31年2月には、「学生生活実態調査報告会」と題して、当年度に学生部が実施した学生生活実態調査に関する報告がなされた(10-1-30)。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学における監査は、以下の4つになっている。本学監事2名による「監事監査」、監査室内

部監査課による「内部監査（書類監査）」、監査室内部監査課による「内部監査（業務監査）」、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査法人による「会計監査」であり、現在の監査法人は有限責任監査法人トーマツである（10-1-31～33）。

大学運営の適切性については、本学の自己点検・評価報告書の作成に合わせて、点検・評価を行っている。これまで平成12年度、平成18年度、平成25年度に大学全体の自己点検・評価を実施し、平成26年度の大学評価（認証評価）受審以降は、毎年、大学全体の自己点検・評価報告書を作成している。

さらに、平成29年度より外部有識者による評価（外部評価委員会）を受けている。また、毎年の自己点検・評価報告書は公開されるとともに、「近畿大学未来戦略機構」による大学の中長期的方針や計画の立案にも役立てられている（10-1-34）（10-1-35）。なお、本年度の本基準の点検・評価の結果は次の通りである。

- ① 大学運営方針の策定については、各種規程を定めるほか、運営の実情に則し内規を定め、適切に運用している。また、教学組織の権限と責任および法人組織の任務と権限は、明確に規定され、適切・公正に行われている。大学運営についても、関係規程の整備改定と適切な運用が行われ、本基準を十分に満たしている。
- ② 大学運営については、明文化された規程に基づいて合理的・適切に運営されている。特に、内部質保証を推進する上で重要な教育改革における自己改善サイクルが整備されている。
- ③ 予算編成および予算執行については、監事および監査法人により適切に確認している（10-1-36）。
- ④ 大学業務を支援する事務組織が設置されて、適正な人員配置に努めている。
- ⑤ 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策としては、職員の成果・努力を反映した給与となる仕組みになっている。
- ⑥ 事務職員全体の能力開発と意欲向上を目的として、SD研修会が定期的実施されている（10-1-30）。
- ⑦ 大学運営にとって重要と考えられる中長期シミュレーションと連動する予算目標を設定し、資金を運用することによって大学の発展を企画する点は優れている。

上記の通り、同基準を概ね充足している。

（2）長所・特色

法人の経営における理事長のリーダーシップ、教学面での学長のリーダーシップは、十分に発揮されている。また、学長・学部長の選任や意思決定など、管理運営における諸機関間の役割分担・機能分担に関する基本的な考え方については、各規程においてそれぞれ明示されている。

人事異動を柔軟に行う体制を整えたことにより、様々な変化に対応することができるようになった。また、任用替試験を行い、有期雇用職員のステップアップが可能となり、モチベーションの向上につながると共に、職員の戦力強化につながっている。1ヵ月45時間を超える超過勤

務を行った職員および直属の上司には報告書を提出させることにより、業務の見直しにつながり、業務の質の向上に寄与している。

目標管理制度の実施により、各職員の業務の目標が明確になり、業務の質の向上や上司と部下のコミュニケーションの変化が見られる。

外部有識者による評価（外部評価委員会）においては、総合評価で、教育の質保証、教育・研究分野の活動、学修支援、社会的な連携および社会貢献等の多岐に亘る業務において、建学の精神に基づく大学の構成員のPDCAサイクルによる一貫した協力によって統一した成果に結びつける努力がなされているとして、A+の評価を得ている（10-1-37）。

（3）問題点

中・長期財務予測における戦略的事業計画ができていない。中期計画及び事業計画の各項目が達成されるまで、各事務部で目標課題として継続して取り組むことが出来るかどうかが課題である。

超過勤務削減については、ワークライフバランスの観点からも進めていく必要があるが、1ヵ月単位の変形労働時間制の導入により、年間一人あたりの平均超過勤務時間も減少する見込みである。また、夏期および年末年始の期間に有給休暇取得推奨日を設定することなどにより、超過勤務削減の整備を進めている（10-1-38）（10-1-39）。

職員研修については、受講人数を適正化し、研修効果を高める必要がある。また、研修テーマを増やし、それぞれのテーマの研修を受講すべき職員や受講を希望する職員に的確に行っていく必要がある。

令和元年度の外部評価委員会にて、「今後は、ステークホルダーへのオープンな情報発信の強化が望まれる。」との指摘があったことへの改善を試みている。近畿大学は大学ホームページやSNSなどを通じた広報活動に努めているが、平成29年10月の大学ホームページのリニューアル以降、コンテンツの充実を進めている。自己点検・評価や認証評価については、従来より大学ホームページで公開しているが、研究成果、社会連携、学内の状況、社会へ向けての情報は、ニュースサイト「KINDAI PICKS」を通じて積極的に発信している。令和元年度の発信件数は231件で、延べで98万アクセスを超えており、医学部による新型コロナウイルス情報提供では、5万アクセスを超える記事もあり、社会に対する正しい情報源としても貢献している。

さらに令和2年度の外部評価委員会においても、ステークホルダーへのオープンな情報発信の強化が望まれるとの指摘を受けている。そのため、現状では、ホームページを通じた情報公開、マスコミへのプレスリリースなどにより、積極的な情報発信に努めているが、今後も情報公開に努め、社会への成果還元、義務を履行することが必要である（10-1-40）。

(4) 全体のまとめ

本法人は、教育基本法および学校教育法に従って学校教育を行い、建学の精神に沿って、教育の目的である「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」の達成を大学運営方針としている。

法人および大学の事務に関する事項を協議することを目的として、事務部長・事務長会議が定期的開催されている。規程に則り、理事長および常務理事をはじめ、法人の全事務部門の所属長が一堂に集まり、理事長から示された方針や課題について、各種の協議や報告が行われている。また、大学全般の審議機能を果たす機関として大学協議会が置かれて、理事長と学長の指揮のもと、各事務部長、学部長が一堂に会して、大学における重要案件を審議している。そして、運営の最高責任者として理事長のもと、教学の最高責任者の学長が位置付けられており、両者の協力のもとに学内の全ての組織で、ガバナンスによる統制のとれた組織運営を実現している。

人事異動を必要な時期に適切に行っていくことにより、時代の流れや学園の方針に柔軟に対応できるような人材育成の仕組み作りをすると共に、任用替試験制度を適切に運用し、戦力化できる職員を育成し、その職員を適確に任用替えし、各職員のモチベーションの向上を維持している。

また、超過勤務については、時間と内容のバランスに目を向けた働き方改革を進めている。一方、人員配置については、各部署の業務内容を見直し、各部署の適正人員を策定する。評価制度については、各職員の努力に報いるよう、常に公正な評価を心掛けることが必要である。目標管理制度については、制度の見直しを継続的に行い、より良い制度となるように努力する。職員研修資料をデータ化し可視化することにより、職員が自分の時間に合わせていつでも知識を習得できるシステムを作り出す。

第10章 大学運営・財務

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

独自性の高い特色ある教育研究活動を継続し、社会からの多様なニーズへ対応するには、財政基盤の長期的な安定が不可欠であり、財政計画の策定は重要となる。

本法人では、法人の全ての活動に関する中期計画を策定し、目指すべき中期的な目標と計画を明確に定め、財政計画においても、情報学部開設による収容定員増と実員の確保による学生生徒等納付金の増収、ならびに運用資産の戦略的運用による年率3.5%の運用目標値等を具体的な目標として掲げ、教職員で共有している(10-2-1)。

当計画の実現に向けて、各会計単位から中長期施設設備計画等の情報を収集し、法人総合の収支を予測しながら10ヶ年の財務中長期予測を作成している(10-2-2)。毎年徹底して見直しを行い、単年度の予算編成と中長期財政計画を策定している(10-2-3)。

さらに、平成27年度から法人全体の経営方針に沿った、計画的でより有効な予算編成機関である予算委員会(令和2年度から事業計画委員会に名称変更)を1年間に3回、定期的に開催している(10-2-4)(10-2-5)。また、平成28年度予算から中長期シミュレーションと連動し、各会計単位における数値目標や法人総合の支出予算目標総額に基づく、長期展望に立った戦略的な予算編成を行い、安定した教育研究活動を支えている(10-2-6)。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

本法人においては、長期展望に立った戦略的予算の編成を進める中、中長期の経営計画に基づき、将来にわたり必要とされる支払資金を確保するため、学内外有識者委員を交えた資産運用委員会を組成し、堅確な管理体制のもとで年率3.5%の運用目標値を定めた上、財政基盤の確立に向け資産運用を展開している(10-2-6~8)。

そのような状況を受け、過去5年間における基本金組入前当年度収支差額(帰属収支差額)は、消費税増税等の外的要因もある中、収入超過で推移し、これに伴い純資産の額も堅調に増加しつつ推移しており、本学の方針のひとつである財政基盤の安定化が実現している(10-2-9)。そのため、教育研究水準を保持できており、本学の研究費総額は、2017年度約54億5,850万円、2018年度約54億1,770万円、2019年度約49億6,540万円とほぼ同水準で推移している。

なお、2019年度に約4億5,000万円減額されているのは、受託研究費の減少などによる（大学基礎データ表8）。

また、科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金は、年度によって採択件数は増減するが、次の通りに一定件数を獲得している。

<科学研究費補助金直接経費>

平成27年度420件 約5億9,750万円、28年度435件 約5億7,520万円、29年度425件 約5億7,250万円、30年度430件 約6億3,140万円、令和元年度470件 約6億3,271万円（10-2-10）

<科学研究費補助金間接経費>

平成27年度 約1億7,775万円、28年度 約1億7,073万円、29年度 約1億7,001万円、30年度 約1億8,816万円、令和元年度 約1億8,900万円（10-2-10）

<文部科学省の国公立大学を通じた大学教育改革支援（GP）などの補助金事業>

平成27年度 3件 8課題、28年度 4件 8課題、29年度 5件 8課題、30年度 5件 6課題、令和元年度 4件 4課題（10-2-11）（10-2-12）

<受託研究費・寄付研究費>

平成27年度 約25億9,930万円、28年度 約27億4,774万円、29年度 約26億7,773万円、30年度 約25億4,793万円、令和元年度 約24億3,402万円（10-2-13）

（2）長所・特色

<予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査>

平成24年度予算から建物の新築と大規模な改修案件を除いて、別枠としていた事業予算を經常予算に統合し、法人共通の業務を設定の上、「業務別予算管理」の導入を行った（10-2-14）（10-2-15）。配賦予算では賄えない案件の予算申請に対しては、財務部が査定している。

また、前述の通り平成27年度からは年間3回の予算委員会（令和2年度から事業計画委員会に名称変更）を開催しており、各予算案の検証を重ねている（10-2-4）（10-2-5）。さらに、平成28年度予算から中長期シミュレーションと連動すると共に、法人総合、および各会計単位の予算額に具体的な数値目標を設定している（10-2-6）。これにより予算の計画性、戦略性、適切性を確保している。

これらの申請等は法人関係所管が調整し、配賦予算と合わせて評議員会に付議の上、意見を受けた後、理事会の審議を経て当初予算として決定する（10-2-16）。なお、令和2年度より原則と

して補正予算を編成しない方針とした(10-2-17)。これは補正による予算の膨張を防ぎ、より計画性を備えた当初予算編成に注力するためである。なお、震災などの大災害がある場合や法人としての大きな経営判断がある場合は、例外的に補正予算を編成することとしている。

予算執行にあたり、各担当所管が起案した支出決裁書の予算額、勘定科目、消費税、内訳等については各会計単位経理担当所管、法人関係所管、財務部がそれぞれ確認のうえ合議しており、最終的には決裁権限者による決裁完了後に出納処理している(10-2-18)(10-2-19)。これにより、全ての予算執行は厳格かつ適切に管理されている。

また、監事監査を行っており、監査法人から監査における留意事項等の報告が監事になされている。監査法人による会計監査は、年度当初に策定した監査計画に基づく期中監査、固定資産実査、現金・預金等実査、貯蔵品の棚卸立会、決算期末監査などを行っており、内部・外部の両面からの取り組みにより、財務全般に関する適切性が確保されている(10-1-36)。

<予算執行に伴う効果の分析・検証する仕組みの確立>

「業務別予算管理」の導入により、どのような案件にどれだけの予算が必要であり、どれだけ執行されたのかなどの状況把握につながり、予算査定時にも大いに役立っている(10-2-15)。

また、各会計単位による比較が可能となり、突出する経費を抑制するための情報として活用している。

<事業活動収支計算関係比率等の適切性>

過去5年間における基本金組入前当年度収支差額(帰属収支差額)の推移は、平成27年度約83億円、28年度約71億円、29年度約63億円、30年度約41億円、令和元年度約87億円の収入超過で推移している。また、本法人収入の特徴として、平成22年度以降は医療収入が学生生徒等納付金を上回っている点が挙げられる。令和元年度においては手術件数や延入院患者数の増加、および高額薬剤使用による投薬料や注射料の増加に伴う診療単価の上昇により医療収入が増加し、法人全体の当年度収支差額(基本金組入後)においても約18億円の黒字化を達成した。18歳人口の減少による学生生徒等納付金の収入原資先細り、補助金の交付要件厳格化等、学校法人を取り巻く経営環境が厳しくなる中、医療収入という収入源を有する点は、本法人の強みであるといえる(10-2-9)。

一方、医療収支を含む教育研究経費比率は平成27年度～令和元年度の5年間平均が45.9%と、大規模大学平均(平成27年度～平成30年度の4カ年平均38.1%)と比較して高水準で推移しており、教育研究活動の維持・充実の為に積極的な投資を実施している(10-2-20)。

また、人件費比率は平成27年度～令和元年度の5年間平均が43.4%であり、学生数1万人以上の大規模大学平均(平成27年度～平成30年度の4年間平均49.2%)よりも低水準で推移している。これは給与体系の見直し、業務委託の実施や様々な人事制度の導入による効果と考えている(10-2-20)。

<貸借対照表関係比率等の適切性>

過去5年間における純資産の額は、平成27年度約3,570億円、28年度約3,641億円、29年度約3,703億円、30年度約3,744億円、令和元年度約3,831億円と増加しつつ推移しており、堅調に財務基盤の強化を果たしている。なお、令和元年度末の貸借対照表は、資産の部の合計約4,344億円、負債の部の合計約513億円、純資産の部の合計約3,831億円を計上した(10-2-21)。

総資産に対する他人資産の比重を評価する総負債比率は11.8%と大規模大学平均(平成30年度13.8%)よりも低水準が維持されている。また、一般に金融機関等で200%以上であれば優良とされている流動比率は、平成27年度から令和元年度の5カ年平均で237.4%と、大規模大学平均(平成30年度211.3%)よりも高水準であり、負債に対して十分な資産を保有している。さらに、学校法人の資産調達源泉を分析する上で最も概括的で重要な指標とされている純資産構成比率は、平成27年度から令和元年度の5年間平均で87.6%と、こちらも大規模大学平均(平成30年度86.2%)より高水準であり、資産の調達手段における他人資本への依存率が極めて低く、財政的に自立・安定している(10-2-22)。

<教育環境の維持>

本法人では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い学修環境を失った、家計的に困窮状態になった学生に対し、また大学の社会的責任を果たすため、令和2年度において学園全体として総額約27億円という巨額の支援策を実施することを決定し、対応に取り組んでいる。また学修環境の整備の面においても、メディア授業の実施に向けた環境整備を積極的に行うなど、学生が学びの意欲を持ち続けられるよう、また例年と変わらない質とレベルを保った教育を第一に考え、安定した財務基盤を基に取り組みを進めている。

(3) 問題点

本法人収入の特徴として、平成22年度以降は医療収入が学生生徒等納付金を上回っていると前述をしたように、本法人にとって、医学部・病院部門は財政基盤の安定確立のために重要視する部門である。令和元年度の医学部・2病院・看護専門学校で合算した基本金組入前当年度収支差額は約14億8,600万円となり、大きく収入超過となったが、この状況を維持・継続するために、大学本部・医学部・病院間で実施している医学部・病院管理者会議において、収支や人事等の諸案件について継続的に検討を重ねている。また、令和6年に事業完了予定の医学部および近畿大学病院の移転計画については、予定している総額700億円の支出予算を超過することなく、かつ、移転後における収益力のさらなる向上を達成するべく綿密な計画検討を行い、他の学校部門と併せて法人としてのさらなる財政基盤の強化に努める必要がある。

令和2年度の外部評価委員会では、本法人の収支の黒字化に貢献している医療収入について、医療器具や医療施設の耐用年数のサイクルが、技術の進歩により、一般の施設と比べて周期が短

いこと、改修の費用が巨額になりがちであることから、医療関係の中長期の計画を綿密に立てておく必要があるとの指摘を受けた。この点に関しては、令和2年度に近畿大学経営戦略委員会病院部会が設置されたことから、当委員会で指摘事項の検討を進める必要がある。

また、極端な少子化現象が現在進行中であり、数十年先までの若年層の人口減少のシミュレーションが既にあることから、学生定員の規模について検討し、収入への影響についても考慮しておく必要があるとの指摘を受けた。この点に関しては、「学校法人近畿大学中期計画」において適切な目標値を設定した上で対策を講じる必要がある（10-2-23）。

（4）全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、本法人では法人の全ての活動に関する中期計画を策定すると共に、当計画に基づいた中長期の財政計画を策定しており、安定した教育研究活動を支えているといえる。

過去5年間における基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）は、消費税増税等の外的要因もある中、収入超過を維持し、純資産も堅調に増加しているため、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤が確立されているといえる。

長所としては、有効な予算制度が確立されている点、各種財務比率に裏付けられた財政基盤の安定性に加えて、民間企業からの受託研究実施件数が全国トップレベルにある産学連携力等が挙げられる。また、18歳人口の低下による学生生徒等納付金の減少、基準の厳格化による補助金の獲得難化が予想される中、他の収入獲得の手段として、病院運営による医療収入、堅確な管理体制に基づいた資産運用による果実の獲得手段を有している点も本法人の強み・特色である。

一方、課題としては、総額700億円を要する医学部および近畿大学病院移転計画において、事業予算額の超過を抑制すると共に、移転後のさらなる収益力強化を果たすべく、綿密な検討が必要である。

終章

本自己点検・評価報告書は、本学が令和2年度（2020年度）まで進めてきた大学改革・教育改善を中心とした様々な取り組みについて、自己点検・評価したものである。本学では、これまでに定期的な点検・評価を実施してきたが、今回の点検・評価は、大学認証評価第3期の審査に対応したものに当たる。本学では、建学の精神「実学教育と人格の陶冶」の実現、教育の目的である「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人」を育成することの達成に向け、中期計画を策定し、内部質保証を推進して改革・改善活動を進めている。本報告書をまとめることにより、大学全体の状況の評価・認識することができた一方で、様々な課題も明らかとなったことは自己点検・評価の成果である。以下に、大学の状況、取り組むべき課題、今後の展望などを整理した。

【理念・目的】

教育方針の策定・改定と全学的な検証は、21世紀教育改革委員会学士力強化検討委員会を中心に進められており、全学的な自己点検・評価委員会と各学部・研究科の自己点検・評価委員会により、PDCAサイクルの点検・評価が継続的に実施されてきた。今後、定期的な検証システムが効果的に機能しているかを持続的・継続的に検証を行っていく。

本学は、大学の建学の精神および教育研究目的および教育方針を制定し、これを社会に発信することに努めてきたが、今後もこれを深化・実質化していくことが必要である。さらに中期計画に基づき、各種の事業計画を策定するとともに各部門の目標を設定する。この中期計画については、毎年度進捗状況を検証し、時代の変化に迅速に対応するため、見直しも行っていく。

【内部質保証】

建学の精神ならびに教育の目的を実現するために、内部質保証を恒常的・継続的に実施することは必須の課題である。本学では、近畿大学内部質保証方針を設定し、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、学長が機構長を務める近畿大学未来戦略機構を設置し、同機構の傘下で、それぞれPDCを担う21世紀教育改革委員会・21世紀研究推進委員会、教育改革推進センター、自己点検・評価委員会が、全学的な内部質保証のPDCAサイクルを形づくっており、それらが有機的に結びついた内部質保証システムを確立することができた。

内部質保証システムを有効に機能させるため、大学の理念・目的や3つのポリシーなどの基本方針を策定し、各学部・研究科においても3つのポリシーのほか、全学の基本方針と整合性を持つよう教育課程、カリキュラムマップやツリーが作成されている。各学部・研究科は、年度ごとに自己点検結果を報告書にまとめ、それらをもとに全学の自己点検・評価報告書を作成しており、その際に全学の自己点検・評価委員会が点検結果を客観的に評価する仕組みとなっている。また、学外有識者からなる外部評価委員会による外部評価、株式会社格付投資情報センター（R&I）による格付審査を毎年度受け、内部質保証を恒常的・継続的に推進する機能を果たしている。

本学の自己点検・評価活動は、全学・組織・構成員という3つのレベルで実施され、それぞれにおいて内部質保証システムの適切性が点検・評価されている。こうした内部質保証システムの恒常的な運用により、全学を挙げて自己点検・評価活動による改善に取り組むとともに、その成果となる自己点検・評価報告書を毎年公開することによって社会的説明責任を果たしている。

【教育研究組織】

「建学の精神」と「教育の目的」を遂行するために、14学部48学科、大学院11研究科および法科大学院を教育研究組織として設置している。さらに、研究成果の効率を上げるために、専門性の高い17研究所、2農場および9センターを附設し、これに2つの附属病院も加わり、実学教育につながる成果（近大マグロ、近大マンゴー、バイオコークス等）をあげるとともに、それを社会に還元している。また、文理融合型学部も設置し、文理協働の新しい発想を持った教養ある人材の育成も目指している。

教育研究組織の適切性については、近畿大学内部質保証方針に基づいて、定期的に点検・評価している。教員の採用に当たっては、適宜委員会が設置され、適切な教員確保が図られている。さらに、教育組織・研究組織の今後の在り方についても定期的に検討する各種委員会が各部署に常設されている。問題点として挙げられる国際化への対応は近年全学的な広がりを見せている。

今後は、現状の各教育・研究組織体系に甘んじることなく、総合大学としての学部連携・文理融合などの横断的な展開、変化する社会的ニーズや国際化への対応をさらに強力に推し進めるために、適材適所の人材確保が求められる。その実現のためにも、各部署に設置されている自己点検・評価委員会の機能強化、検証プロセスのなお一層の明瞭化、審査基準の統一化を図ることで、教育研究組織の適切な整備と改善に結びつけたい。

【教育課程・学習成果】

本学は、それぞれの部局において、建学の精神と教育理念・目的に掲げた人材の育成を達成するために、授与する学位ごとにディプロマポリシーを定め、大学ホームページで公表すると共に、履修要項、シラバスに記載することで、学生や社会に対して周知を図っている。また、ディプロマポリシーは、各学部・研究科に対して、定期的に検証・評価していくことが義務付けられており、社会の動きや社会からの要請、教育の現状を反映した適切な方針となるよう努めている。

各学部・研究科のディプロマポリシーに沿って、学部・研究科ごとに教育理念・目的および育成する人材像を定め、卒業認定と学位授与、またこれを達成するために適切なカリキュラムポリシーを定め、大学ホームページでの公表、履修要項への掲載により学生への周知を図っている。

授業科目は、各学年および各セメスターで順次性を確保して開講している。また、開講されている授業科目の順次性と体系の適切性は、全学共通科目については全学共通教育機構で、また、専門教育科目は各学部・研究科の教務委員会あるいはそれに相当する組織・教授会・研究科委員会で定期的に検証・改善している。これらの2つのポリシーにアドミッションポリシーを加えた3つのポリシーの妥当性を自己点検・評価するために、新たに「アセスメントポリシー」を制定

し、内部質保証を目指した PDCA サイクルの自律的な運用を行っている。また、各学部で、単位取得状況を点検して適切な指導を行う制度として、学年進級条件を定めている。

各学部は、学生の自律的で主体的な学修を導く教育方法の開発と展開に努めており、アクティブ・ラーニングを取り入れたり、ゼミナールを必修科目にしたりすることで、学生が主体的に参加して議論を通じて学びを深める場を提供している。また、CAP 制を導入し、授業外での学習時間が確保されるようにすると共に、シラバスに各授業回数での授業外学修（予習・復習）の内容を明示し、自律的な学修をサポートするようにしている。

成績評価および単位認定については、学則および大学院学則ならびに大学設置基準および大学院設置基準に従い、厳格に行っている。また、各学部・研究科の学位授与は、ディプロマポリシーを踏まえて厳格に運用されており、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って学位を授与している。卒業・修了の要件、論文審査の手続きは、学位規程に定め、学位論文提出手続き、審査体制および審査内容等についての詳細は「履修要項」に明示し、周知を行っている。

学生の学習成果については、学修行動およびその成果の可視化、学生の学修意欲の向上、適切な修学指導と教育の国際化を促進するために GPA を全学に導入し、GPA の分布図や一覧表を用いて把握すると共に、学生による授業評価アンケートを用いて、科目ごとの学習成果の把握と教育改善に活用している。また、平成 29 年度からは IR センターが設置され、学習成果の把握や評価を行うにあたっての根拠となる資料作成やデータによる支援を行う体制が整っている。

本学の教育目標、ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーについては、卒業生に対しての検証にも積極的に取り組む必要がある。また、学生が教育目標を認識するためのガイダンス、留年者や退学者を減少させるための成績不振学生への面談や個人指導の徹底、留年生へのフォローアップ体制の一層の充実を図るなどのピア・サポート型活動の継続も必要である。

また、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症のため、全学的なメディア授業導入が余儀なく行われ、教育への ICT 導入が急速に促進された。このようなメディア授業のメリットやデメリットを精査し、感染症が収束したのちにも有効に取り入れ、より効果的な教育方法の取り組みを図り、継続的改善に努める。

【学生の受け入れ】

入学者選抜においては、アドミッションポリシーに適合する学生を確保するために、公正性と客観性が担保された様々な入試制度を入学試験実施本部、大学院委員会、研究科委員会が責任を持って実施している。また、入学者選抜方法は入学試験要項、大学ホームページ等において公表され、透明性を確保している。入学者の選抜は、実施された選考結果を学科長会議、研究科委員会で精査し、議論を行い、その後、教授会、研究科委員会にて厳正かつ公平に審査され、大学協議会で承認している。

各学部は、入学者数が入学定員に合致することを目指して合格者を出しており、令和 2 年度では入学定員充足率がほぼ 1.00 に改善できている。この継続が収容定員充足率の改善につながっているが、医学部については 1.08 と基準を超えており、特に留年者数の減少などの対策を講じ、

早期に適正化を図る。大学院においては、複数の研究科で定員充足率が基準を下回っており、改善の必要がある。特に、経済学研究科、システム工学研究科の博士後期課程では充足率が低迷しており、さらなる定員充足率の向上方策が必要である。

【教員・教員組織】

専任教員数は大学設置基準の定める数を上回っており、十分な教育を提供することが可能である。年齢構成はどの学部でも概ねバランスがとれたものとなっており、文系学部では女性教員・外国人教員の比率が相対的に高く、ダイバーシティが確保されているといえるが、理系学部では専任教員の男女比に偏りがあり、今後の是正が課題である。

教員の募集・採用・昇任は明文化された規定に基づいて適正に行われており、諸規定の明示という点でも透明性が確保されている。実務経験者を教員として採用する事例が今後増加することが予想されるため、これまでは例外的なケースとされてきた場合についても採用や業績評価に関わるルールの整備が今後の課題である。教員の採用・昇格についての選考・評価基準は明示され、透明性が確保されている。また、教育の国際化・グローバル化を踏まえて、新たな「求める教員像」が示されたが、これに対応した学部・研究科ごとの「求める教員像」、「教員組織の編制方針」の改定を全ての学部・研究科で実施し、内規等に明記する必要がある。

全学的にFD活動は各種の研修集会・授業アンケートなどの形で行われている。教育活動を改善する機会は十分に提供されているが、FD活動の成果を評価する取り組みはまだ浸透しているとはいえ、今後の検討課題である。

教員業績評価は賞与査定に反映され、研究業績が研究費額に反映されることを通じて、教育・研究等の成果の向上を促している。さらに今後は、教員業績評価の結果を組織全体のさらなる改善・向上に向けて活用を図ることが期待される。

【学生支援】

21世紀教育改革委員会学生生活支援検討委員会が主導し、教職員が連携して、学修支援、生活支援や就職支援、障がい学生支援を遂行し、学生が広く入学前から卒業に至るまで学修に専念し、安定した学生生活を送ることができる体制を整備している。

学生支援の適切性については学生生活支援検討委員会が定期的に点検・評価を行い、その結果を毎年実施されている自己点検・評価委員会において報告している。全学的な確認を受けることで、改善・向上に向けて取り組みを進めており、教育改善のサイクルは適切に機能している。

大学の理念に沿った学生支援・生活支援・就職支援・障がい学生支援・ハラスメント防止のためのガイドライン等の概要を冊子や大学ホームページで広く公開することで、今後も学生支援に関して継続して改善サイクルを回していく。

【教育研究等環境】

問題点として、以下の4点が指摘できる。ただし、いくつかは容易に解決できることであり、

また PDCA サイクルの中で、よりよいものへと発展向上させる途上でもある。

第 1 に、中央図書館（ビブリオシアターを含む）の令和元年度入館者数は、前年度から 101% 増加している。他方、貸出は、アカデミックシアター開設の平成 29 年度に比べ、令和元年度は大きく減少した。利用者が資料を適切に活用できるよう、今後も様々な取り組みが必要である（なお令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため利用機会が大幅に減少している）。

第 2 に、研究環境については、教員の研究時間の確保が年々難しくなっていることが重要な問題点である。校務の効率を高める積極的な方策や、TA、RA 制度などの活用、学部上級学年生による SA 制度の導入の検討などが望まれる。在外研究・研究休暇制度の活用が停滞している学部・学科では、有資格者への積極的な働きかけを行い、計画的に実施するなどの運用が望まれる。

第 3 に、バリアフリー化のさらなる促進と、耐震方策に関する取り組みが必要である。近い将来発生が予想される大地震に備えるための対策は、100%を目指す必要がある。

第 4 に、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、学生の学修環境が大きく変化した中で、対面授業等を実施するに際しての施設面での対策を検討する必要がある。大規模総合大学として、模範となる施策を提示することも社会的責任と言える。

教育研究等の環境については、現状において概ね総合大学として十分な内容であると考えられるが、新型コロナウイルス感染症により嫌が応にも対応を迫られたメディア授業・会議などを利用し、各キャンパス間での研究コア等を活用したよりよい活性化が期待される。

【社会連携・社会貢献】

<社会連携推進センター>

社会連携推進センターの今後の業務展開に当たっては、包括連携協定の実態を調査し、継続の可否を検討することが求められる。また、包括連携協定締結に向けて調整中のものを含め、より多くの自治体との地域連携を拡充するよう努めたい。令和 2 年 4 月より事務組織規程を改正し SDGs に係る啓発、連絡、調整等に関する事項が盛り込まれた。学生、教職員の SDGs の認知度を高める目的で「SDGs WEEK in KINDAI」などのイベントを定期的で開催し、我が国の「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に貢献する。これにより、令和 12 年の目標達成に向けた「行動 10 年」とすべく本学の具体的な取り組みモデルの展開を加速化していく。

<リエゾンセンター>

本学における産官学連携としての「社会連携・社会貢献」は十分に効果が上がっていると評価できる。特に、建学の精神である「未来志向の実学教育」を柱として展開してきた研究成果の実用化については、クロマグロの完全養殖による商用化をはじめとして、社会でも注目を集める結果を出している。次世代の国産エネルギーとして注目されているバイオコークスも実用化が進みつつある。産官学連携商品は、これまで数多くの商品化が進められた。今後は、組織体制の改善をはじめ、各種課題を克服できるよう、さらなる充実を図っていく。

【大学運営・財務】

法人および大学の事務に関する事項を協議することを目的として、事務部長・事務長会議、大学全般の審議機能を果たす機関として大学協議会が開かれ、理事長と学長の指揮のもと、各事務部長、学部長と事務長が一堂に会して、大学における重要案件を審議している。そして、運営の最高責任者としての理事長、教学の最高責任者の学長の協力のもとに学内の全ての組織で、ガバナンスのとれた組織運営を実現している。

人事異動、任用替試験制度、超過勤務、人員配置、評価制度、目標管理制度等に関しては適切に運用され、職員研修資料をデータ化し可視化することにより、職員が自分の時間に合わせていつでも知識を習得できるシステムとしていく。

本法人では法人の全ての活動に関する中期計画を策定すると共に、当計画に基づいた中長期の財政計画を策定しており、安定した教育研究活動を支えている。

過去5年間における基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）は、消費税増税等の外的要因もある中、収入超過を維持し、純資産も堅調に増加しているため、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤が確立されている。

長所としては、有効な予算制度が確立されている点、各種財務比率に裏付けられた財政基盤の安定性に加えて、民間企業からの受託研究実施件数が全国トップレベルにある産学連携力等が挙げられる。また、18歳人口の低下による学生生徒等納付金収入の低下、基準の厳格化による補助金の獲得難化が予想される中、病院運営による医療収入、堅確な管理体制に基づいた資産運用が可能であるという点も本法人の強み・特色である。

一方、課題としては、総額700億円を要する医学部および附属病院移転計画において、事業予算額の超過を防ぐと共に、移転後のさらなる収益力強化を果たすべく、綿密な検討が必要である。

【今後の展望】

以上のように本学では、21世紀教育改革委員会、教育改革推進センター、自己点検・評価委員会、近畿大学未来戦略機構による不断のPDCAサイクルに加え、全学共通教育機構、IRセンターとの連携、また客観的で公平な視点による外部評価委員会の検証を機能させることによって内部質保証を推進している。令和2年度は、「学校法人近畿大学中期計画」が策定され、教育改革、研究推進、グローバル化、病院機能、経営戦略、附属学校について、それぞれ指標が設定された。本学では、具体化された中期計画のもと、今回の自己点検・評価結果を踏まえ、建学の精神の実現、教育の目的の達成に向け、内部質保証を推進して、引き続き改革・改善を進めていく。

検証評価結果、検討課題については全学的に検討し、解決策および改善案を実行に移している。これらの活動を通じて質の向上を図っていくことが、社会に対する説明責任を果たすことにつながると信じる。学長の強力なガバナンスのもとに内部質保証のシステムも適切に機能していると言えるが、さらにその効力を高め、様々な取り組みに邁進していく所存である。

